

静岡県部会の取組

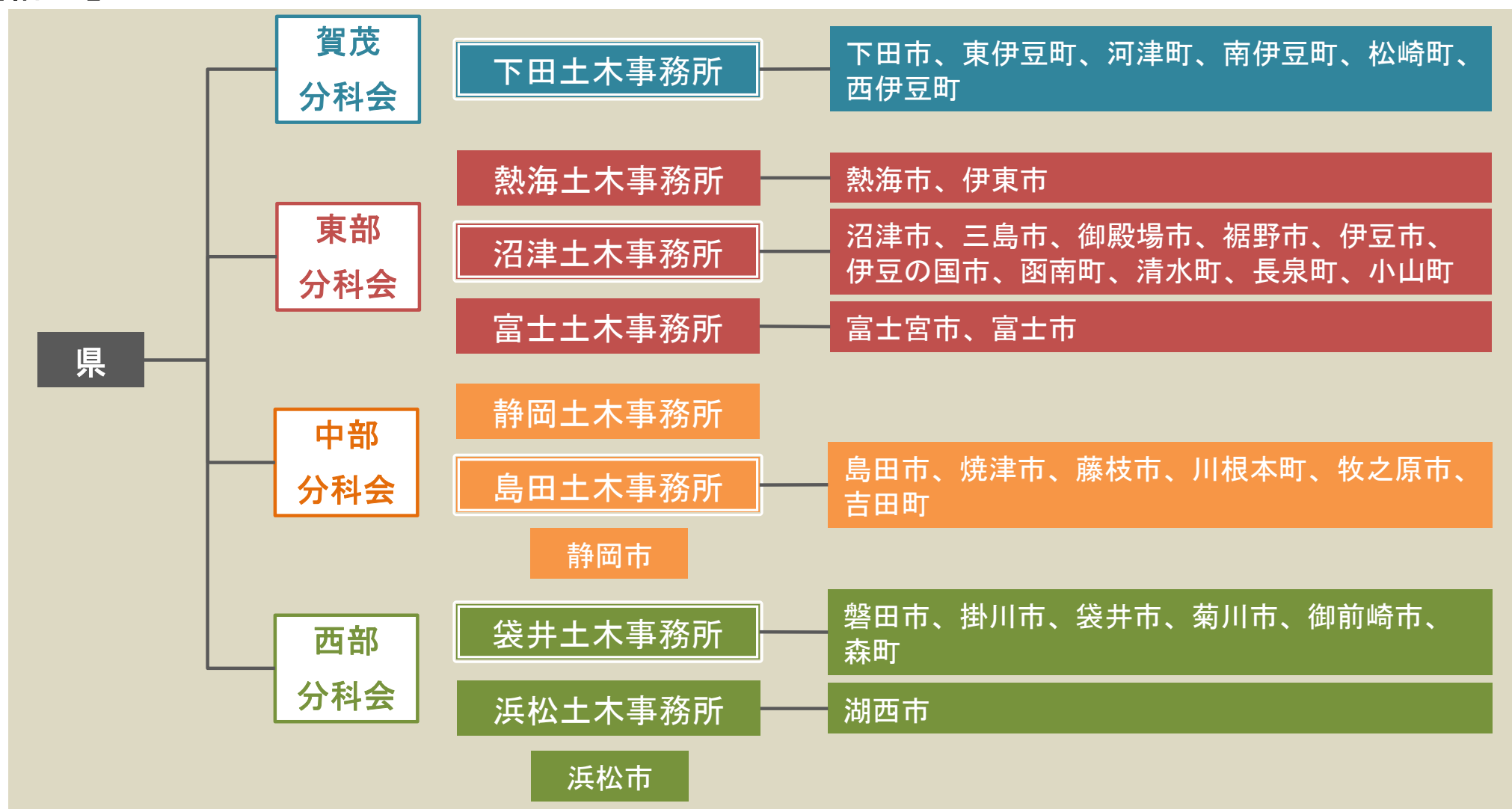
静岡県 技術調査課

令和7年8月

分科会

【目的】 公共工事の品質確保の促進に向けた取組を各市町の実務担当まで浸透させるため、**地区単位で市町を支援し**取組の推進を図る。

【構成】



自己評価指標・目標値

工事

新・自己評価指標

	指 標	目標値 (R6)
1	適正な予定価格の設定	100%
2	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定	100%
3	平準化率	0.8
4	適正な工期設定	100%
5	週休2日工事の実施状況	100%
6	設計変更ガイドラインの策定・活用	100%
7	建設ICTの活用状況	100%
8	受発注者間の工事情報の共有状況（ASP）	100%
9	総合評価落札方式の導入状況	100%

業務

新・自己評価指標

	指 標	目標値 (R6)
1	適正な予定価格の設定	100%
2	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定	100%
3	平準化率（第4四半期納期率）	0.4
4	適正な履行期間の設定	100%
5	設計変更ガイドラインの策定・活用	100%
6	総合評価落札方式の導入状況	100%



新・全国統一指標

それ以外は 中部ブロック独自指標

指標・目標値

県部会で重点的に進める取組の指標・目標値

重点項目	指標	目標
施工時期の 平準化	地域平準化率 α <u>4～6月期の工事平均稼働件数</u> 年度の工事平均稼働件数	【令和6年度】 0.8 ※県・市町の各平準化率 α を 加重平均
週休2日推進 工事	週休2日対象工事の設定率 <u>週休2日対象工事発注件数</u> 年度の発注工事件数 (週休2日に馴染まない工事は除く)	【令和6年度】 1.0 ※県・市町の各設定率 を加重平均
ダンピング対策 【工事・業務】	低入札価格調査基準または最低制限価格の 設定率 <u>低入札又は最低制限を設定した入札件数</u> 年度の発注件数 (随契等は除く)	【令和6年度】 1.0 ※県・市町の各設定率 を加重平均

新・全国統一指標・中部独自指標の結果

R2～R6年度

1. 静岡県部会の取組

【 静 岡 県 】

ロードマップ

▶ 各市町の年度目標も設定

R7.8

項 目		取組指標			【県+35市町】目標・実績の集計値					【中部ブロック発注者協議 会／県部会】 R6目標	
					R2	R3	R4	R5	R6		
①	平準化	平準化率α	地域平準化率 4～6月期の工事平均稼働件数 ／年度の工事平均稼働件数	目標		0.68	0.73	0.78	0.83	地域平準化率 α：0.83以上	
				実績	0.64	0.66	0.64	0.69	0.71		
②	週休2日 推進工事	週休2日対象工事 の設定	設定率 週休2日対象工事発注件数 ／全発注工事件数(週休2日に馴 染まない工事は除く)	目標		0.53	0.60	0.74	0.95	未達成 週休2日対象工事 設定率：1.0	
				実績	0.34	0.41	0.48	0.61	0.84		未達成 (週休2日工事) 適正な工期設定 +必要経費の補正
		適正な工期設定	実施率 週休2日が確保できる工期設定 の有無 (実施市町／35市町)	目標	0.51	0.86	1.00	1.00	1.00	未達成 残り3市町	
				実績	0.37	0.49	0.66	0.89	0.91		
③	ダンピング対 策	(工事)	低入札または 最低制限価格 の設定	設定率 低入札価格調査基準又は最低制 限価格を設定した入札件数／年 度の発注工事件数(随契等は除 く)	目標		0.94	0.95	0.96	1.00	低入札又は最低制限 の設定率 1.0 おおむね達成
					実績	0.91	0.94	0.94	0.95	0.98	
		(業務)	低入札または 最低制限価格 の設定	設定率 低入札価格調査基準又は最低制 限価格を設定した入札件数／年 度の発注業務件数(随契等は除 く)	目標		0.85	0.93	0.94	0.99	低入札又は最低制限 の設定率 1.0 未達成
					実績	0.82	0.85	0.88	0.90	0.93	

市町の状況(参考資料)

新・全国統一指標・中部独自指標実績

（参考資料） R2～R6年度

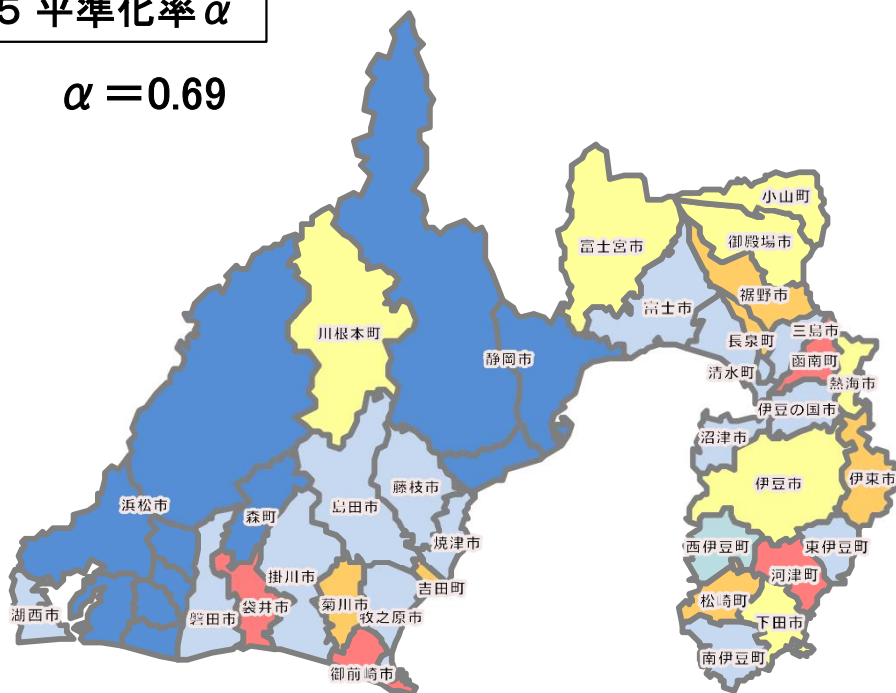
（工事1）施工時期の平準化

【目標】 R6年度までに、平準化率 $\alpha \cdot \beta$ を0.8以上

【実績】 R5 : $\alpha=0.69$ → R6（自己評価） : $\alpha=0.71$

R5 平準化率 α

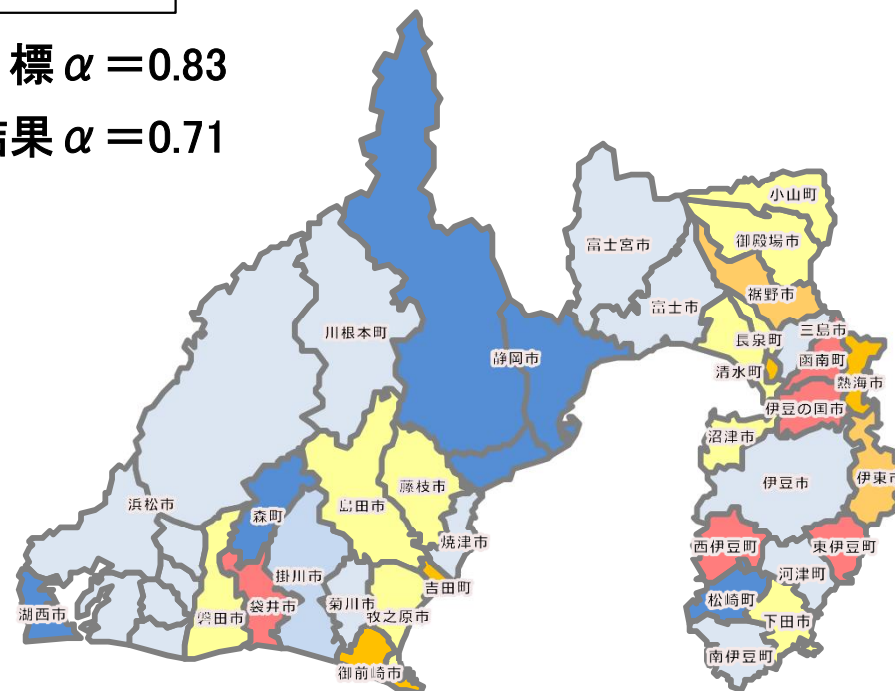
$\alpha = 0.69$



R6 平準化率 α

目標 $\alpha = 0.83$

結果 $\alpha = 0.71$



R5平準化率 α

α	計
0.8以上	3市町
0.6～0.8	15市町
0.5～0.6	7市町
0.4～0.5	6市町
0.4未満	4市町

R6平準化率 α

α	計
0.8以上	4市町
0.6～0.8	11市町
0.5～0.6	9市町
0.4～0.5	6市町
0.4未満	5市町

+1

-4

+2

±0

+1

- ・前年度から0.02ポイント上昇
- ・全体としては前年度から少し悪化

（工事2）週休2日推進工事

【目標】 R6年度までに、「週休2日対象工事」設定率を100%

【実績】 週休2日対象工事設定率

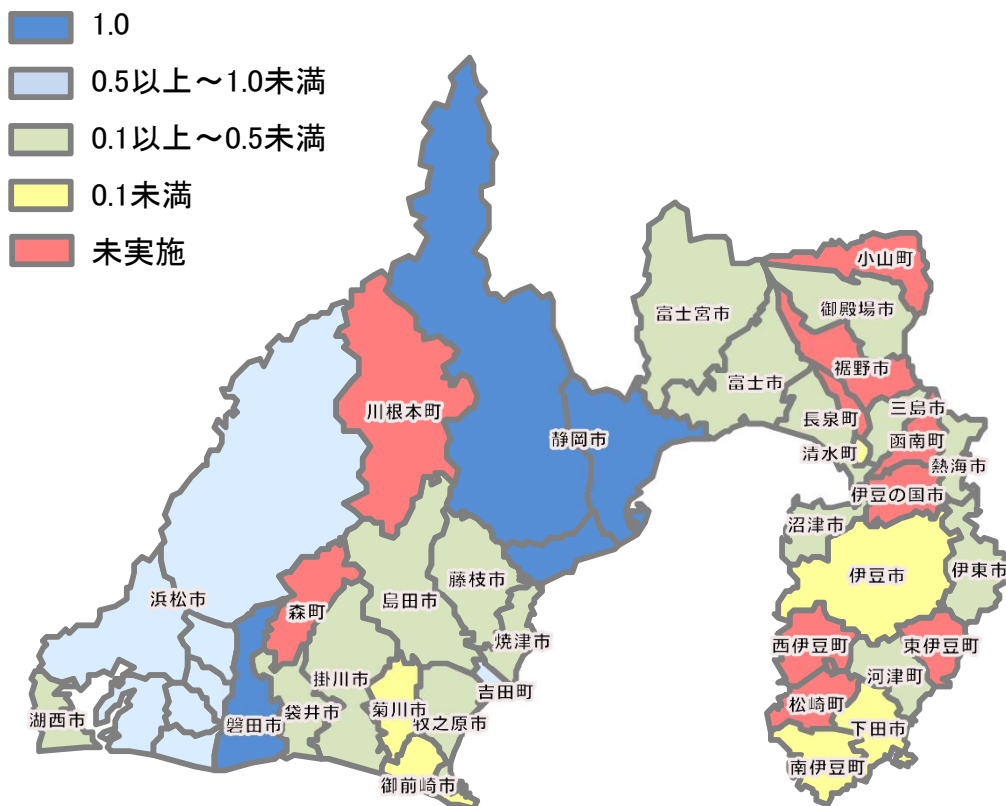
R5 : 61% → R6 : 84%（自己評価）

$$\text{設定率} = \frac{\text{週休2日対象工事発注件数}}{\text{全発注工事件数}}$$

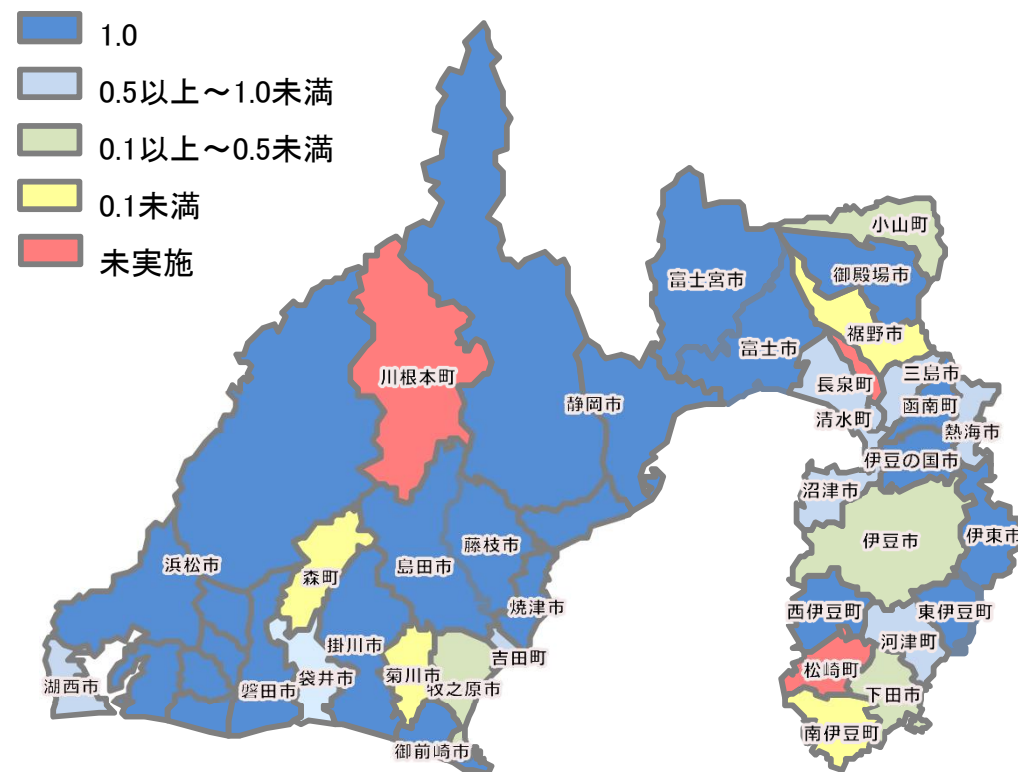
（250万以上、週休2日に馴染まない工事は除く）

※県・市町の設定率

週休2日対象工事の設定率（R5）



週休2日対象工事の設定率（R6）



多くの市町で改善が見られたが、賀茂・東部地域の進捗に遅れが見られる。9市町が本格導入していない。

（工事3）適正な工期設定

【目標】 R4年度までに、全市町で「適正な工期設定」基準を整備

【実績】 基準整備

R5 : 89% → R6 : 91%（自己評価）

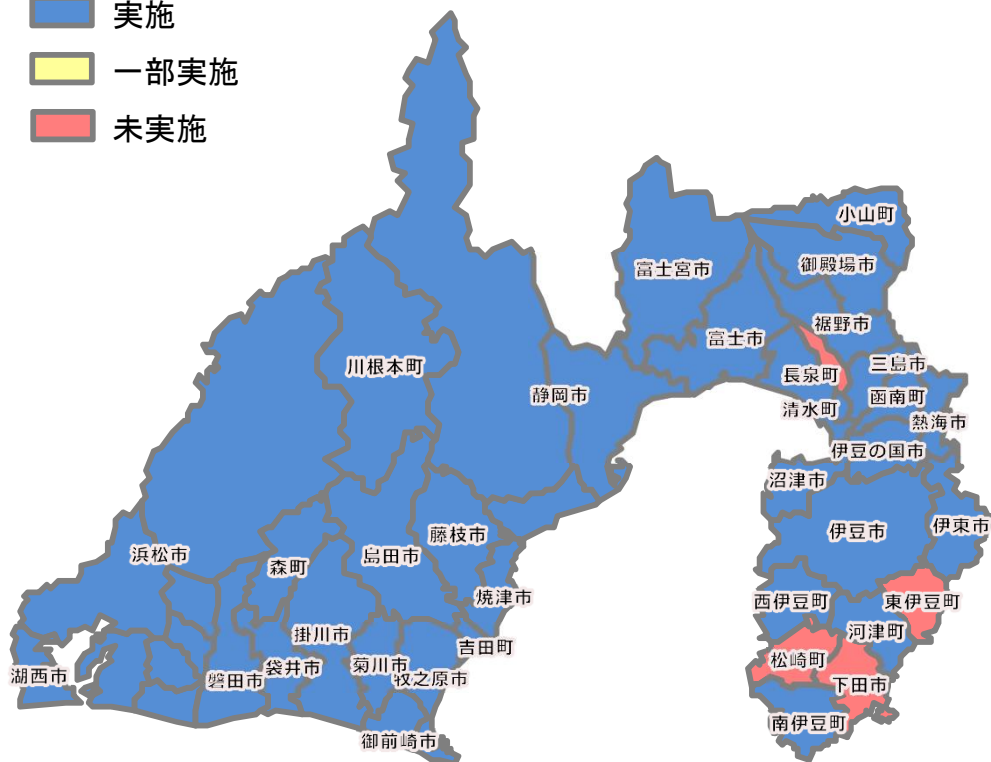
適正な工期

工期に関する基準（R2.7.20中建審）

にある考慮すべき事項（休日・準備期間等）
を考慮した工期

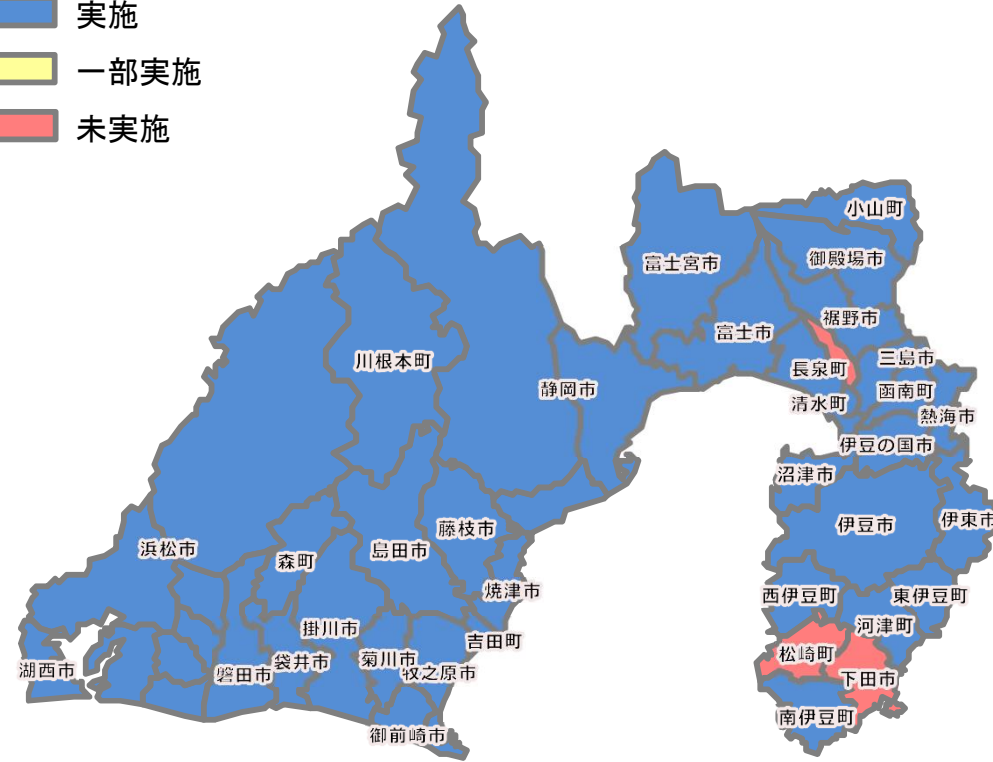
適正な工期設定（R5）

- 実施
- 一部実施
- 未実施



適正な工期設定（R6）

- 実施
- 一部実施
- 未実施



多くの市町で設定済。残り3市町が未整備。東伊豆町が新たに設定◎

（工事4）低入札価格調査基準・最低制限価格

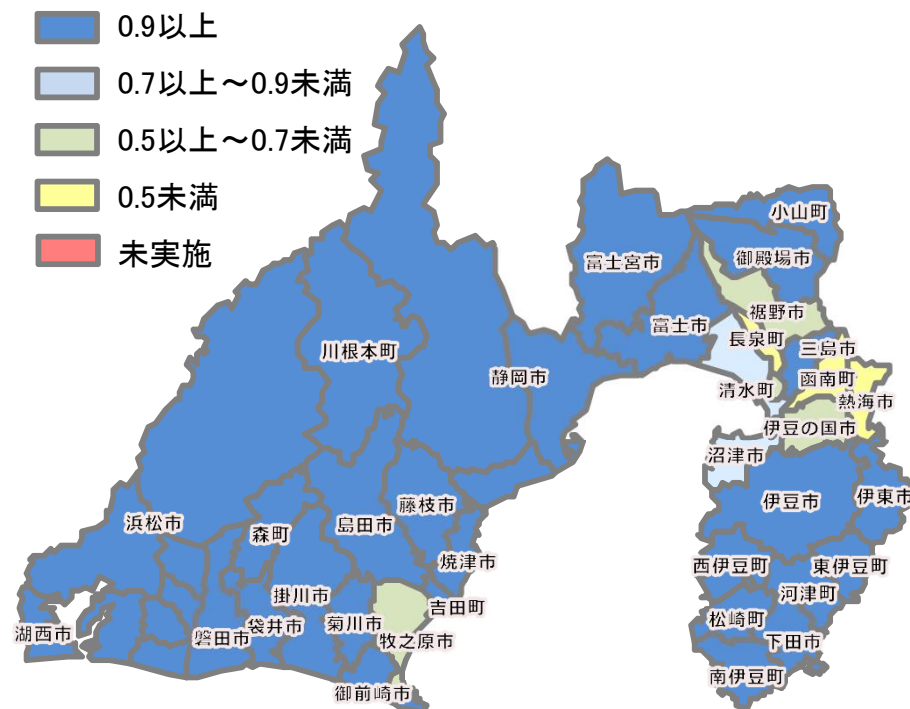
【目標】 R6年度までに、「低入札価格調査基準」または「最低制限価格」**設定率を100%に**

【実績】 工事：R5：95% → R6：98%（自己評価）

$$\text{設定率} = \frac{\text{低入札又は最低制限を設定した入札件数}}{\text{全発注件数(随契等は除く)}}$$

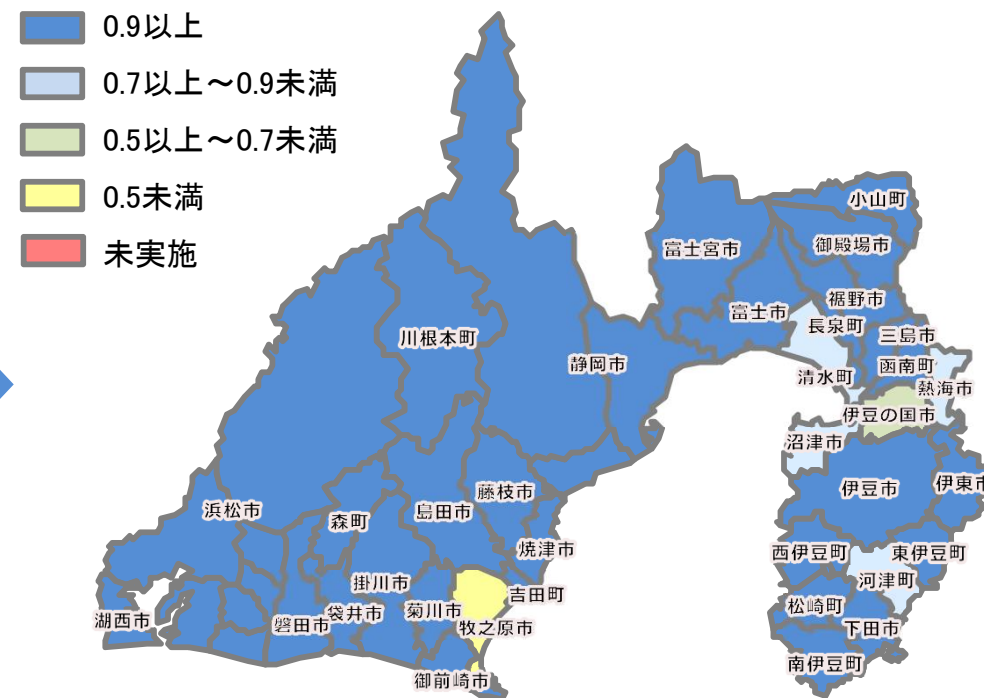
※県・市町の設定率

【工事】設定率（R5）：95%



22市町が設定率100%を実現している。

【工事】設定率（R6）：98%



30市町が設定率100%を実現している。

金額要件の撤廃又は改善がみられる。

今後とも、対象工事の金額等の要件を撤廃していく必要がある。

（業務1）低入札価格調査基準・最低制限価格

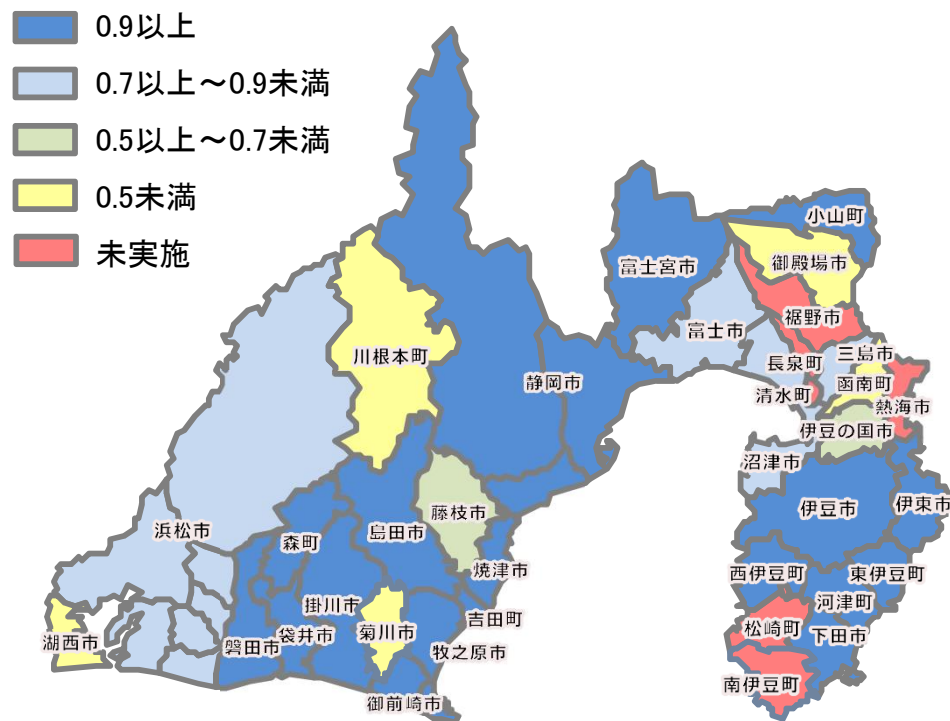
【目標】 R6年度までに、「低入札価格調査基準」または「最低制限価格」**設定率を100%に**

【実績】 業務：R5：90% → R6：93%（自己評価）

$$\text{設定率} = \frac{\text{低入札又は最低制限を設定した入札件数}}{\text{全発注件数(随契等は除く)}}$$

※県・市町の設定率

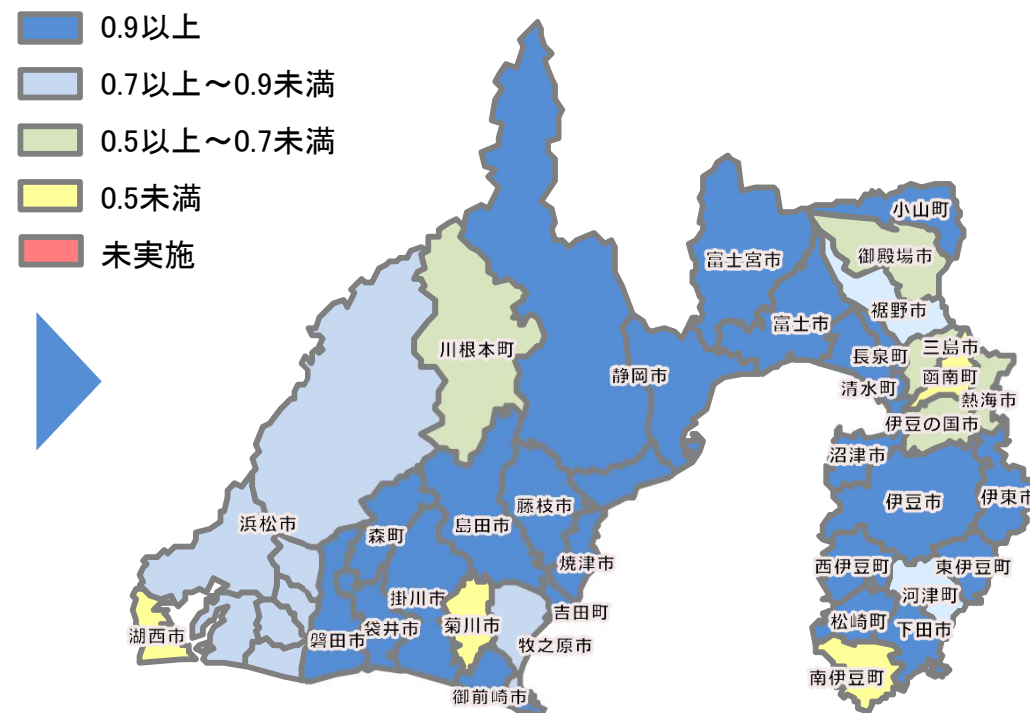
【業務】設定率(R5):90%



賀茂・東部地域の進捗に遅れが見られる。

引き続き対象業務の金額等の要件を撤廃していく必要がある。

【業務】設定率(R6):93%



多くの地域で改善が見られた。

24市町が設定率100%を実現している。

【平準化】に対するアンケート調査結果(R6.11)

【課 題】

- 債務負担行為活用のノウハウがない
- 他部局の平準化率を把握していない
- 補助金の繰越について、理解が得られない

【業 界】

- 4～6月等の仕事の薄い時期へ割り当てを要望する
- 年度末の工事集中に配慮してもらいたい
- 平準化を意識しすぎて、同時期の入札件数を増加させ、入札参加対象案件を絞らざる得ない
- 平準化のための年度末の繰越工事発注の増加

【国・県への要望】

- 平準化のさしすせそに関連する実務研修等を開催いただきたい
- 補助金を活用した工事の年度内執行の規制緩和
- 財政部局への更なる働きかけ

【週休2日推進工事】に対するアンケート調査結果(R6.11)

【課 題】

- ・ 週休2日推進工事導入にかかる予算措置、関係部局の理解
- ・ 週休2日工事の周知不足、認識不足
- ・ 対象工事の設定方法が不明確（分母が統一ではない）

【業 界】

- ・ 発注者指定型における週休2日（4週8休）の更なる推進
- ・ すべての工事を対象に。（要件の撤廃）
- ・ 工期が長くなり、他の発注案件に影響がでる可能性あり。土日に仕事をしたいひとも。。

【国・県への要望】

- ・ 週休2日工事実施にかかる予算的補助
- ・ 個々の現場が閉所していても、下請けを含め全体的に従事者が週休2日となっているかの確認方法が不明確

【低入札又は最低制限価格の設定割合（委託）】に対するアンケート調査結果(R6.11)

【課 題】

- 整備のためのノウハウがない
- 最低制限価格で対応

【運用指針（案）】 アンケート調査結果(R6.11)

【ASPの導入】

- 5市町が導入済 ⇒ ノウハウ、導入コスト、受注者への負担増の懸念

【遠隔臨場の導入】

- 4市町が導入済 ⇒ ノウハウ、導入コスト、受注者への負担増の懸念

【国・県への要望】

- 学校と民間事業者間の連携の促進とは具体的にどのようなことを示すのか事例を知りたい（担い手確保）
- 参加者確認型随意契約方式の実例とその効果等に関する情報提供
- 制度の説明や説明資料の情報提供

第三次・全国統一指標、中部独自指標

R7～R11年度

【県部会ロードマップの提案】

1. 静岡県部会の取組

【静岡県】

ロードマップ

第三次・全国統一指標(静岡県部会ロードマップ案)

R7.8

項目	取組指標			R6 実績	【県+35市町】目標値(案)					備考
					R7	R8	R9	R10	R11	
工事	平準化	平準化率α 【閑散期のボトムアップ】 (継続)	地域平準化率 4～6月期の工事平均稼働件数 ／年度の工事平均稼働件数	0.71	0.71	0.72	0.73	0.76	0.80	中部ブロック提案と同様
		平準化率α 【繁忙期のピークカット】 (新規)	地域平準化率 1～3月期の工事平均稼働件数 ／年度の工事平均稼働件数	1.08	1.10	1.10	1.09	1.09	1.09	中部ブロック提案と同様
	週休2日 推進工事	週休2日対象工事 の実施/達成 (継続・変更)	達成率 年度内完了工事のうち4週8休以 上を達成した工事件数 ／全発注工事件数(週休2日に馴染 まない工事は除く)	0.80	0.84	0.88	0.92	0.96	1.00	R6実績→R11目標 までの比例増加
	ダンピング 対策	低入札または 最低制限価格の設定 (継続)	設定率 低入札価格調査基準又は最低制限 価格を設定した入札件数／年度の発 注工事件数(随契等は除く)	0.98	0.98	0.99	0.99	1.00	1.00	R6実績→R11目標 までの比例増加
業務	平準化	平準化率α 【第4四半期納期率】 (継続)	地域平準化率 1～3月期の業務完了件数 ／年度の業務平均稼働件数	0.47	0.44	0.43	0.42	0.41	0.40	中部ブロック提案と同様
	ダンピング 対策	低入札または 最低制限価格の設定 (継続)	設定率 低入札価格調査基準又は最低制限 価格を設定した入札件数／年度の発 注業務件数(随契等は除く)	0.93	0.94	0.96	0.97	0.99	1.00	R6実績→R11目標 までの比例増加

1. 静岡県部会の取組

【静岡県】

ロードマップ

▶ 第三次・中部独自指標(静岡県部会ロードマップ案)

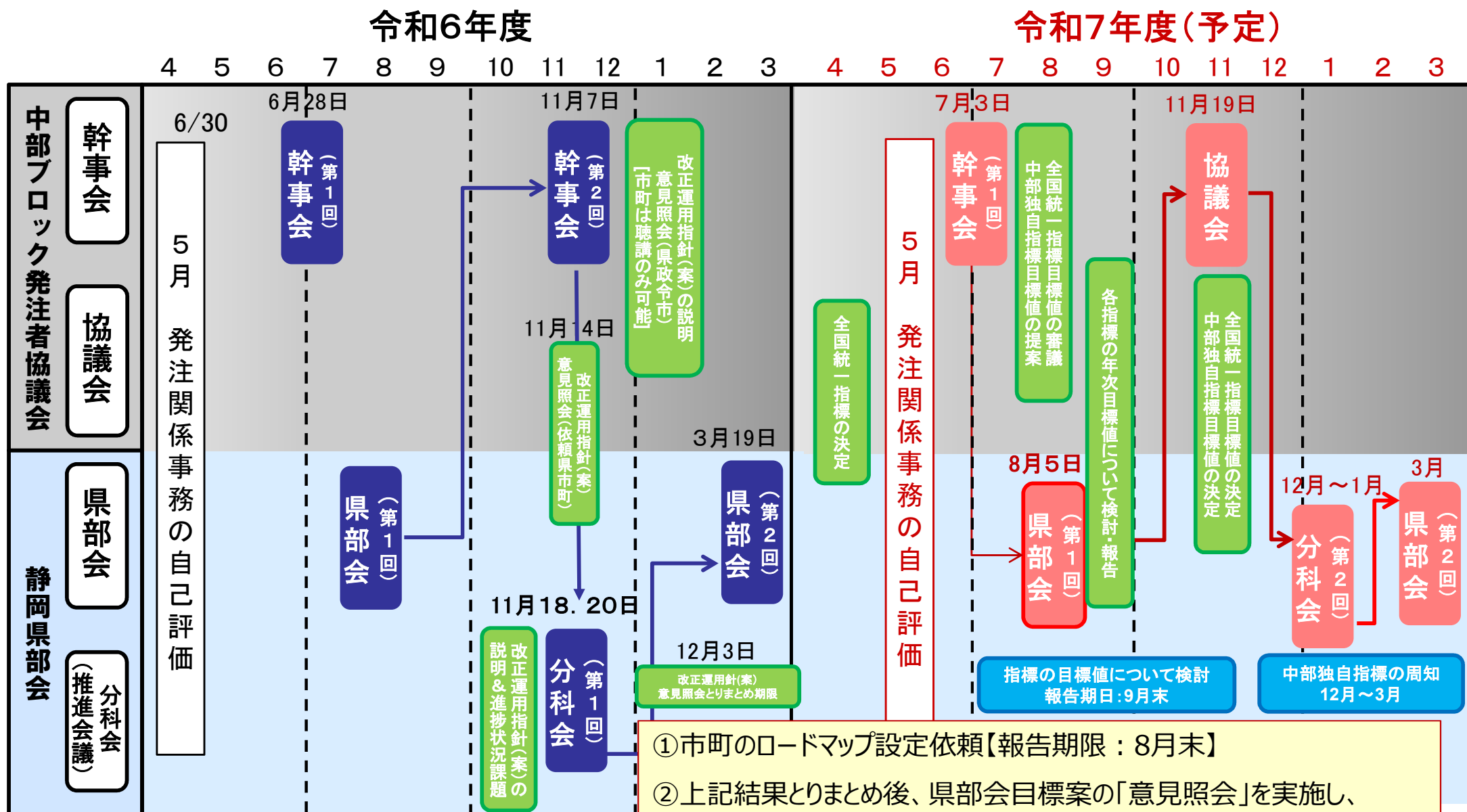
R7.8

項 目		取組指標		R6 実績	【県+35市町】目標・実績の集計値					備考
					R7	R8	R9	R10	R11	
工事	週休2日 推進工事	適正な工期設定 (継続)	導入率 週休2日が確保できる工期設定 の有無 (実施県市町/36県市町)	0.92	0.88	0.90	0.93	0.95	1.00	中部ブロック提案と同様
	生産性向上	建設ICTの導入 (継続)	導入率 要領等を整備した数 (実施県市町/36県市町)	0.28	0.29	0.37	0.45	0.53	1.00	中部ブロック提案と同様
		受発注者間の共有状況 (ASP) (継続)	導入率 要領等を整備した数 (実施県市町/36県市町)	0.17	0.49	0.57	0.65	0.73	1.00	中部ブロック提案と同様
業務	生産性向上	受発注者間の共有状況 (ASP) (新規)	導入率 要領等を整備した数 (実施県市町/36県市町)	0.00	0.20	0.40	0.60	0.80	1.00	R6実績→R11目標 までの比例増加

その他（中部独自調査項目※指標とは異なる）

項 目		取組指標		R6 実績
工事	生産性向上	工事書類の統一化 (新規)	導入率 統一化を行った組織数 (実施市町/35市町)	0.29 (10市町)
		工事書類の簡素化 (新規)	導入率 簡素化を行った組織数 (実施市町/35市町)	0.11 (4市町)

スケジュール・【 依頼内容 】



- ①市町のロードマップ設定依頼【報告期限：8月末】
- ②上記結果とりまとめ後、県部会目標案の「意見照会」を実施し、
県部会目標（及び市町目標）を決定。【意見照会期限：9月下旬】

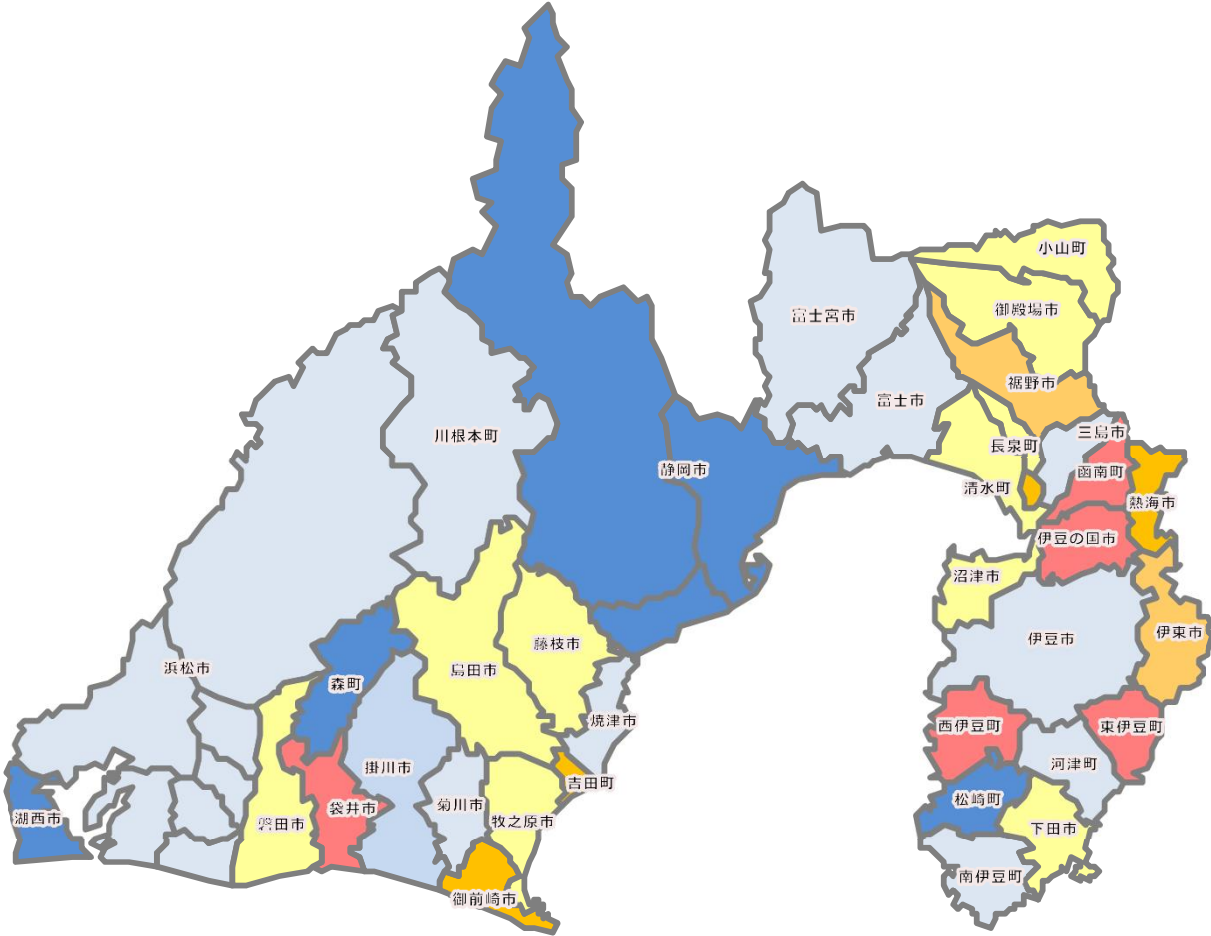
第三次・全国統一指標 目標値(参考資料)

R7～R11年度

(工事1)施工時期の平準化
【閑散期のボトムアップ】

【目標】 R11年度までに、平準化率 $\alpha \cdot \beta$ を0.8以上
【中部ブロック年次目標】 R7 : $\alpha=0.71$ → R11 : $\alpha=0.80$

R6 平準化率 α
結果 $\alpha=0.71$



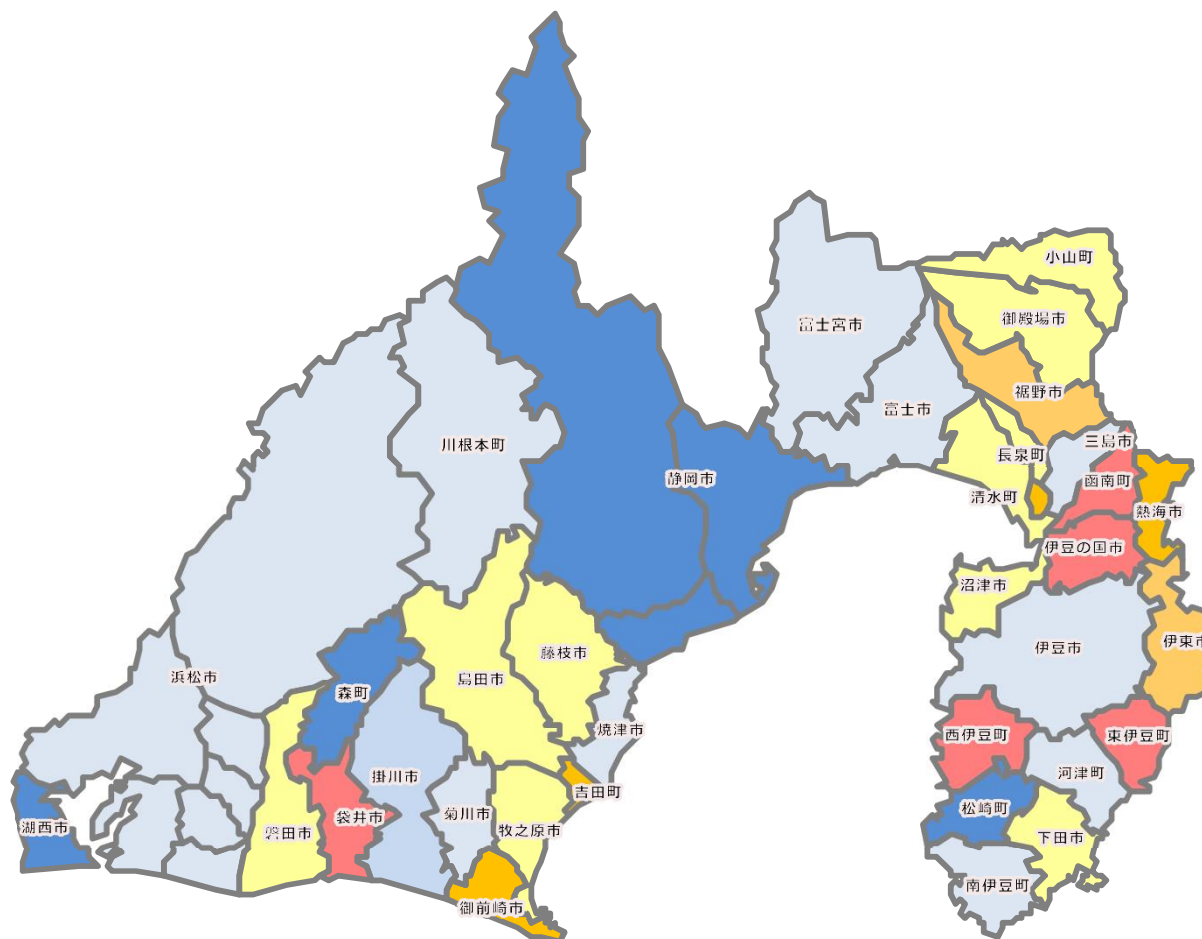
R7:0.71
R8:0.72
R9:0.73
R10:0.76
R11:0.80

R6平準化率 α	
α	計
0.8以上	4市町
0.6～0.8	11市町
0.5～0.6	9市町
0.4～0.5	6市町
0.4未満	5市町

中部ブロック提案と同様の年次目標値を設定

【中部ブロック年次目標】 R7 : $\alpha=1.10$ → R11 : $\alpha=1.09$

結果 $\alpha = 1.08$



R11:1.09

α	計
0.8以上	4市町
0.6～0.8	11市町
0.5～0.6	9市町
0.4～0.5	6市町
0.4未満	5市町

中部ブロック提案と同様の年次目標値を設定

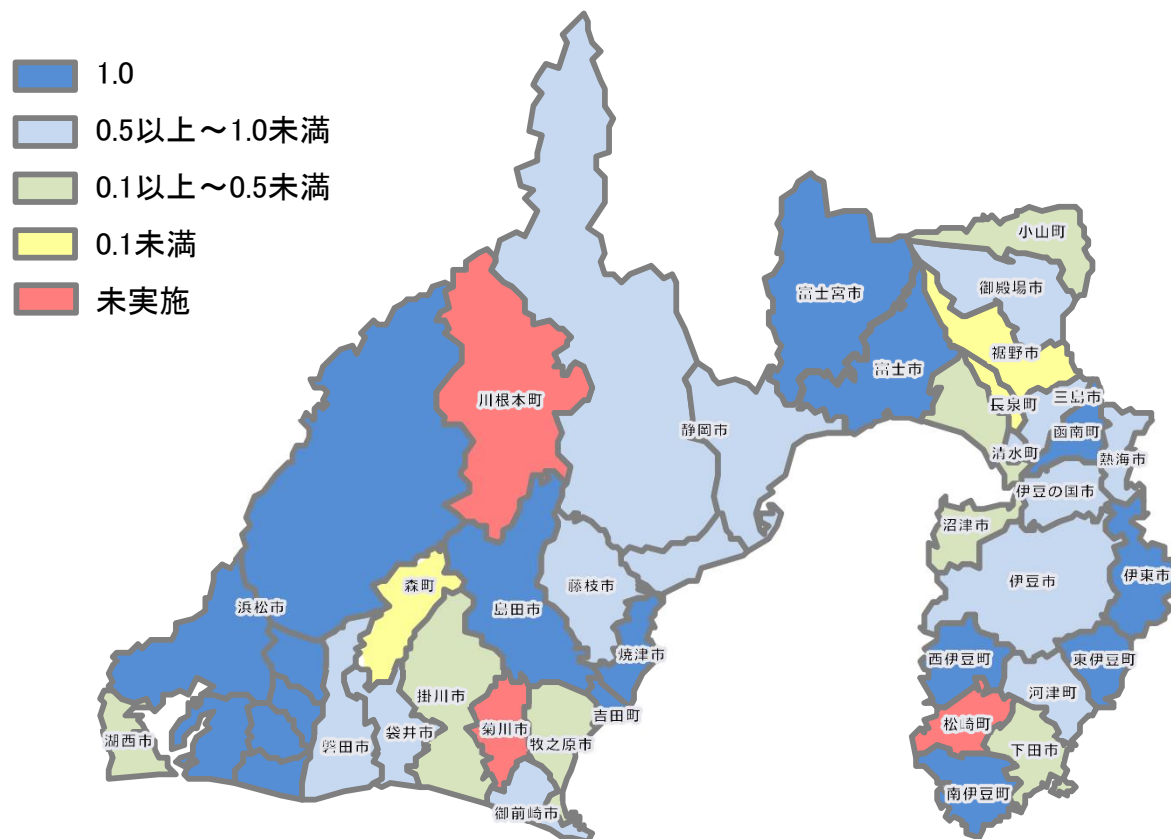
（工事2）週休2日推進工事

【目標】 R11年度までに、週休2日工事の **達成率を100%**

【中部ブロック年次目標】 週休2日対象工事達成率

R7：84%（調査結果により設定） → R11：100%

4週8休以上の達成率 = 80%



R6実績→R11目標までの比例増加で設定。

$$\text{達成率} = \frac{\text{4週8休以上達成件数}}{\text{年度内の完了工事件数}}$$

（※対象工事は、各自治体が定める週休2日の要領による）

静岡県週休2日推進工事（土木工事等）実施要領

（対象外工事項目）

- ◆ 施工に必要な実日数（実働日数）が1週間程度と見込まれる工事
- ◆ 通年維持工事、緊急性の高い応急対策工事等
- ◆ 発注機関の長が対象工事に適さないと判断する工事

【補足】年度内に完成した工事のうち以下のものは対象外

（※週休2日の要領を定めていない（又は準用していない）場合）

- ◆ 災害復旧工事
- ◆ 工事金額が400万未満の小規模工事（市町200万未満）
- ◆ 工期が1か月未満の工事
- ◆ 工期の大半が工場製作であり、現場作業が1週間程度の工事
- ◆ その他発注者が対象工事に適さないと判断した工事

R7:0.84

R8:0.88

R9:0.92

R10:0.96

R11:1.00

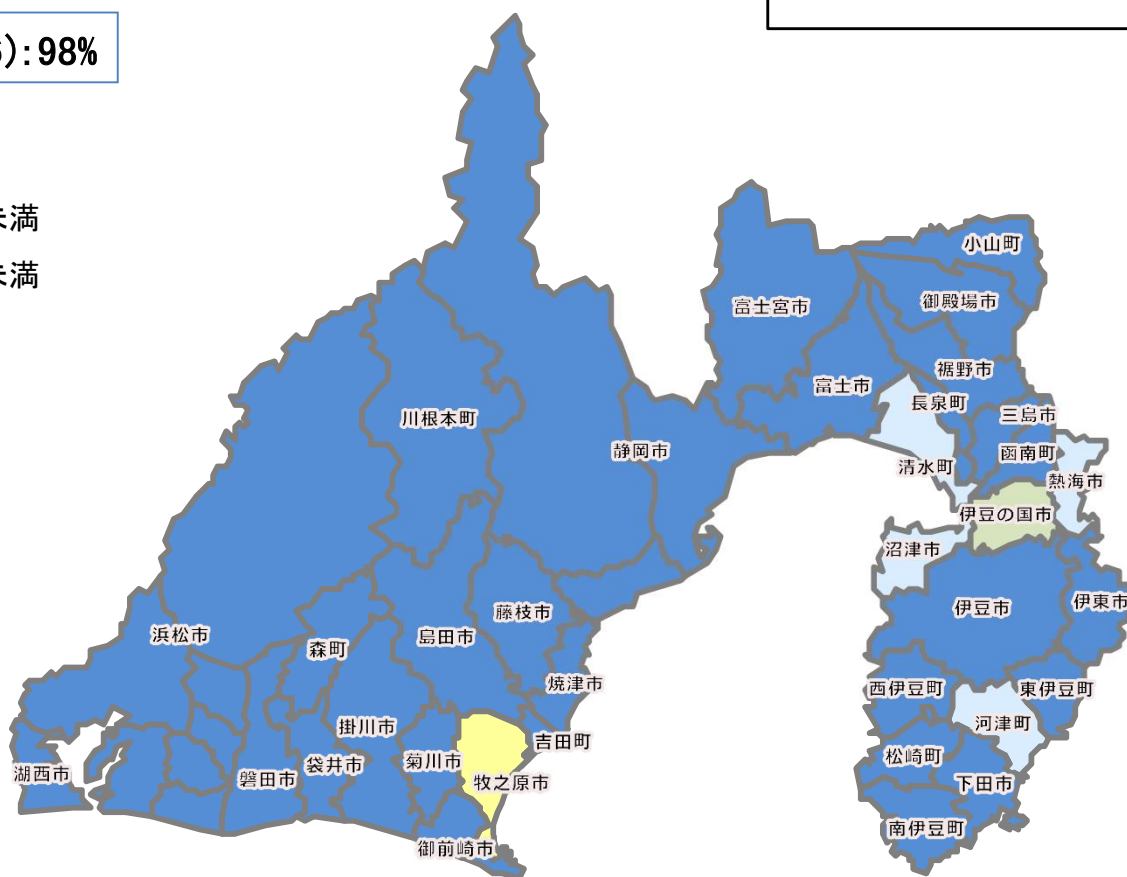
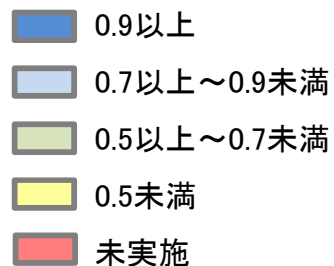
（工事3）低入札価格調査基準・最低制限価格

【目標】 R11年度までに、「低入札価格調査基準」または「最低制限価格」**設定率を100%に**

【年次目標】 工事：R7：98%以上 → R11：100%

設定率 = $\frac{\text{低入札又は最低制限を設定した入札件数}}{\text{全発注件数(随契等は除く)}}$

【工事】 設定率 (R6): 98%



R7:0.98

R8:0.99

R9:0.99

R10:1.00

R11:1.00

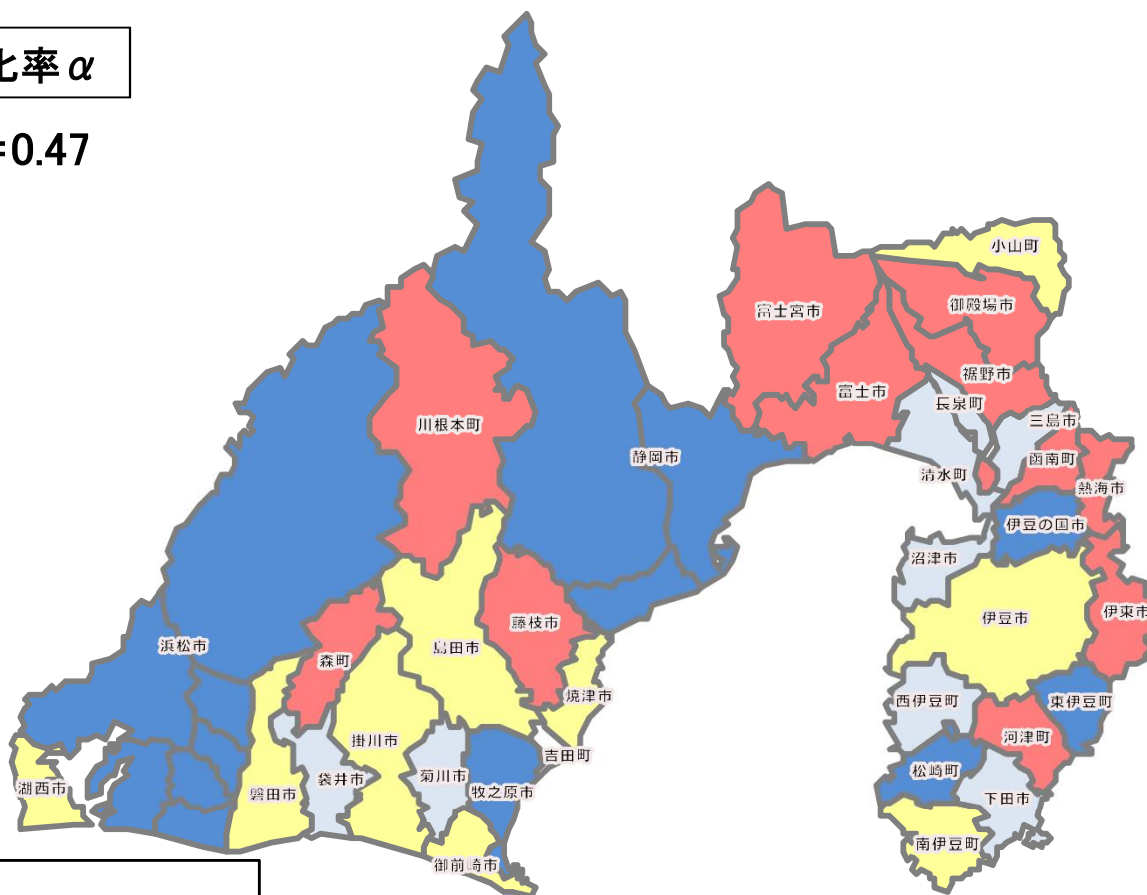
R6実績→R11目標までの比例増加で設定。

【目標】 R11年度までに、平準化率 α を0.4以下に

→ R11 : 0.4 (目標)

 $\alpha = 0.47$

α	計
0.4未満	7 市町
0.4～0.5 未満	7 市町
0.5～0.6 未満	9 市町
0.6以上	12市町



R11:0.40

中部ブロック提案と同様の年次目標値を設定

（業務2）低入札価格調査基準・最低制限価格

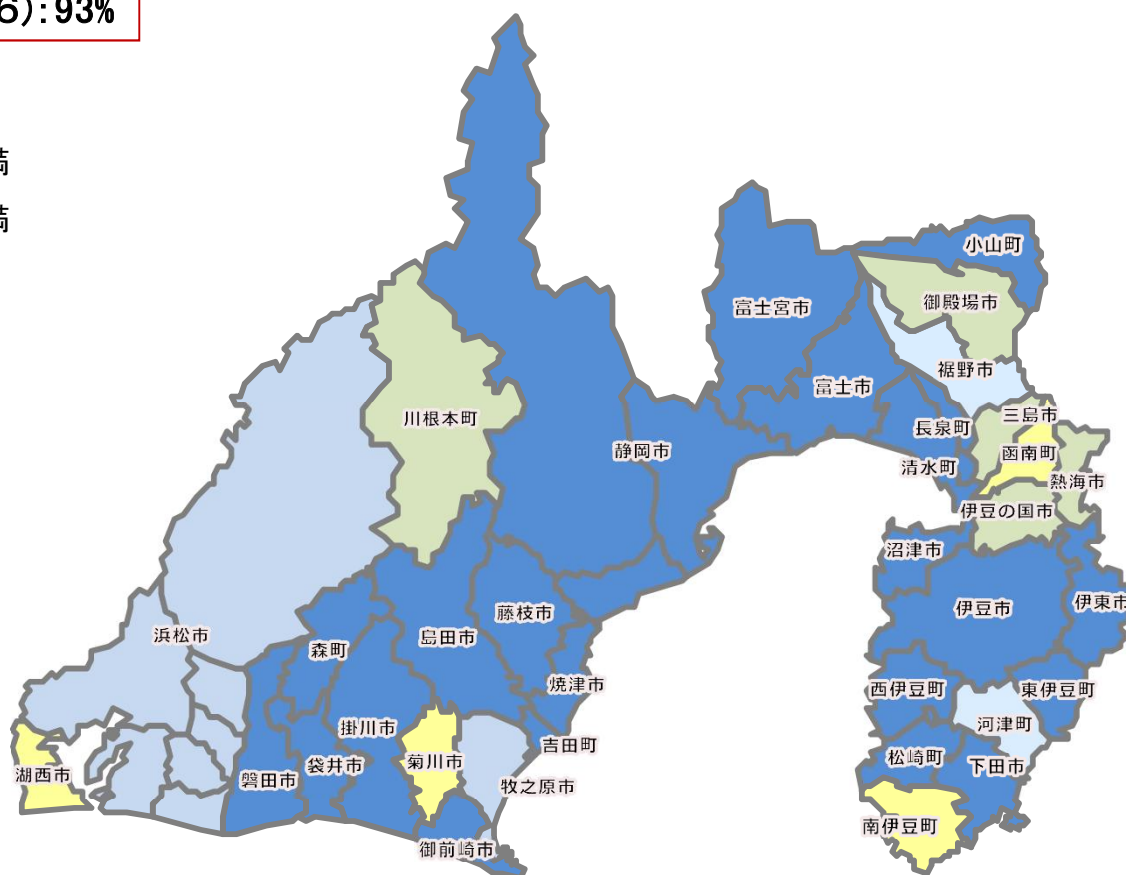
【目標】 R11年度までに、「低入札価格調査基準」または「最低制限価格」**設定率を100%に**

【年次目標】 業務：R7：93%以上 → R11：100%

$$\text{設定率} = \frac{\text{低入札又は最低制限を設定した入札件数}}{\text{全発注件数(随契等は除く)}}$$

【業務】設定率 (R6): 93%

- 0.9以上
- 0.7以上～0.9未満
- 0.5以上～0.7未満
- 0.5未満
- 未実施



R7:0.94

R8:0.96

R9:0.97

R10:0.99

R11:1.00

R6実績→R11目標までの比例増加で設定。

第三次・中部独自指標 目標値(参考資料)

R7～R11年度

（工事1）適正な工期設定

【目標】 R11年度までに、全市町で「適正な工期設定」基準を整備

【中部ブロック年次目標】 基準整備

R7 : 88% → R11 : 100%

適正な工期設定 (R6) = 92%

■ 実施
■ 一部実施
■ 未実施

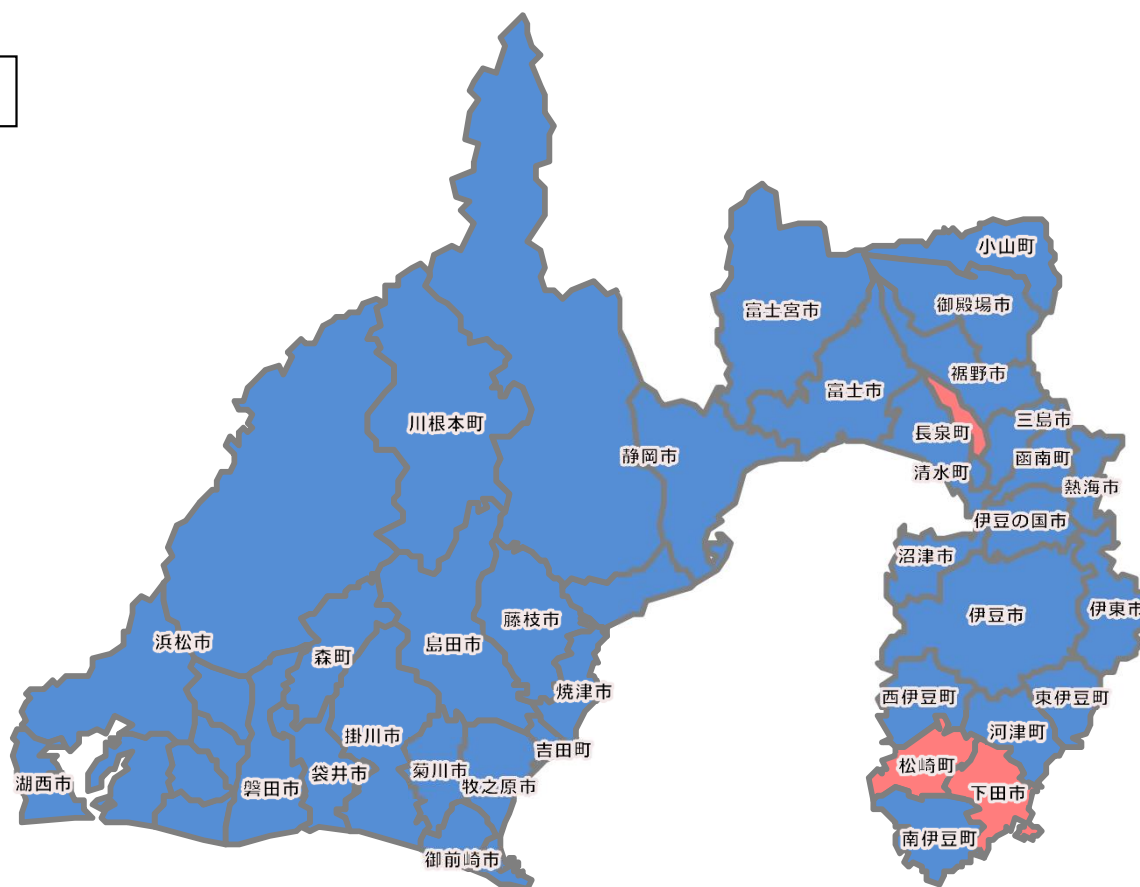
R7:0.88
R8:0.90
R9:0.93
R10:0.95
R11:1.00

中部ブロック提案と同様の年次目標値を設定

適正な工期

工期に関する基準（R2.7.20中建審）

にある考慮すべき事項（休日・準備期間等）
を考慮した工期

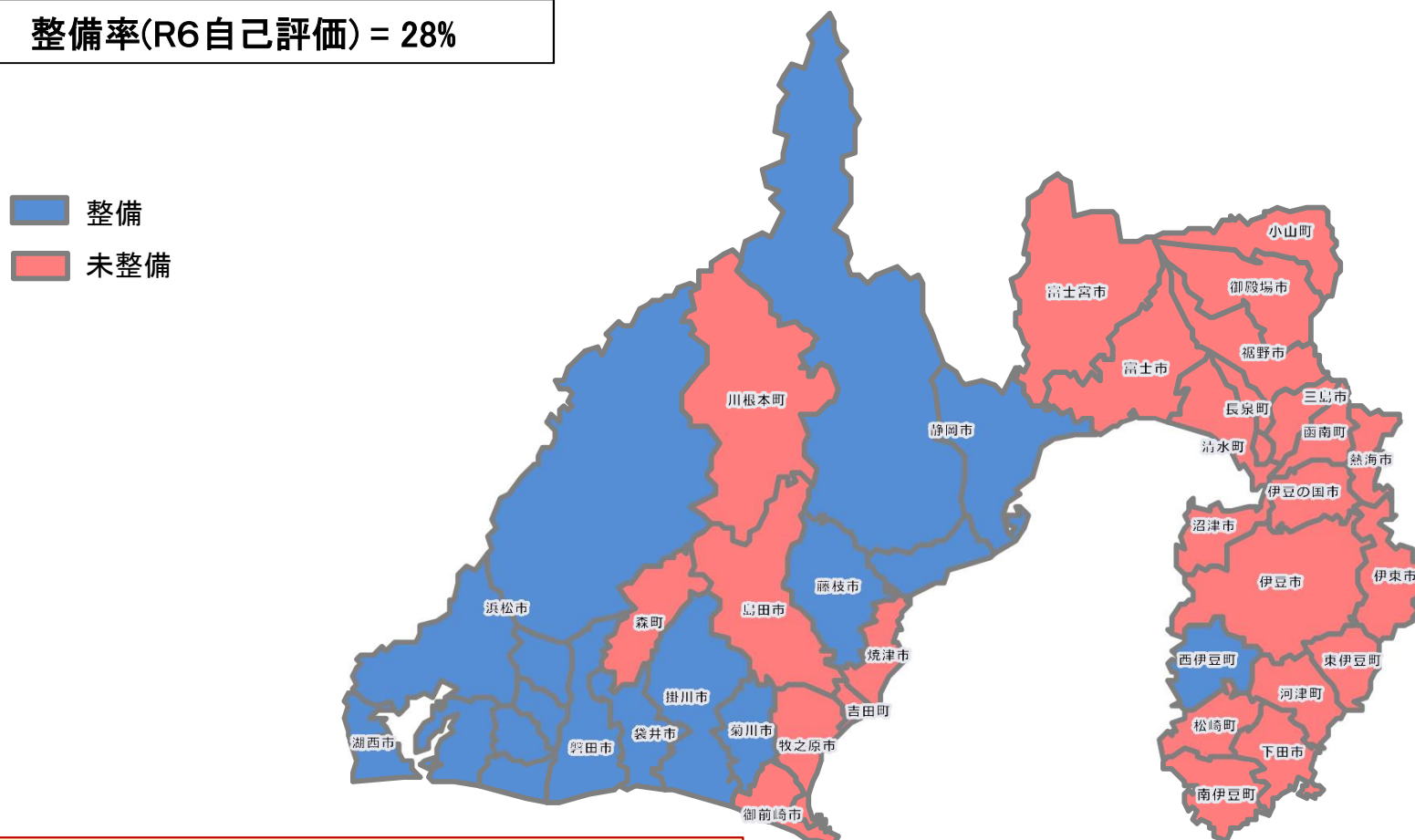


【目標】 R11年度までに、ICT工事要領の整備率を100%

R7 : 29% (調査結果により設定) → R11 : 100% (目標)

$$\text{達成率} = \frac{\text{要領を整備した組織数}}{35\text{市町} + \text{県}}$$

整備率(R6自己評価) = 28%



R7:29%

R8:37%

R9:45%

R10:53%

R11:100%

中部ブロック提案と同様の年次目標値を設定

（工事3）ASPの導入状況

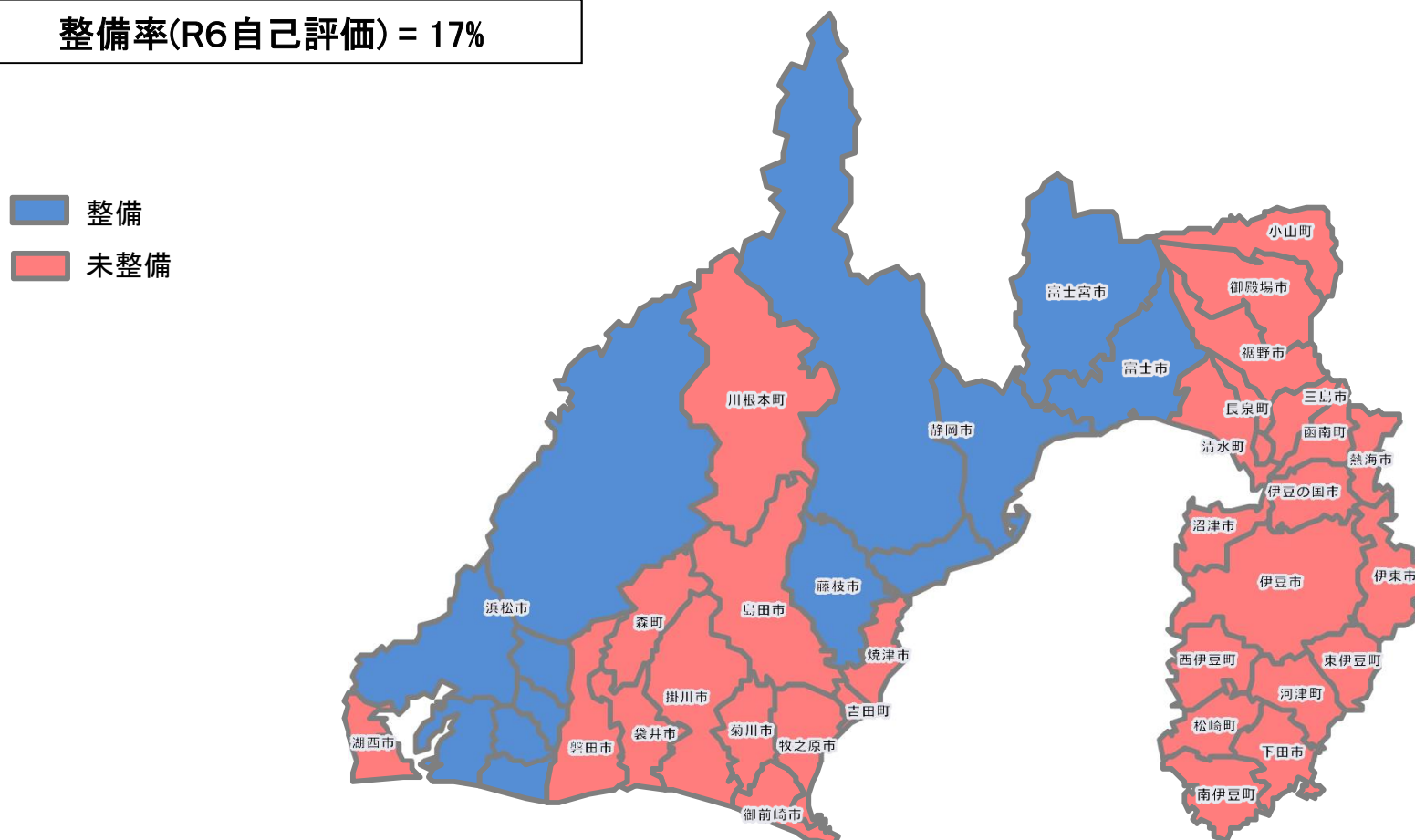
【目標】 R11年度までに、工事におけるASP要領の整備率を100%

【実績】 ASP要領整備率

R7：49%（調査結果により設定） → R11：100%（目標）

整備率(R6自己評価) = 17%

達成率 = $\frac{\text{要領を整備した組織数}}{35\text{市町} + \text{県}}$



R7:49%
R8:57%
R9:65%
R10:73%
R11:100%

中部ブロック提案と同様の年次目標値を設定

（業務1）ASPの導入状況

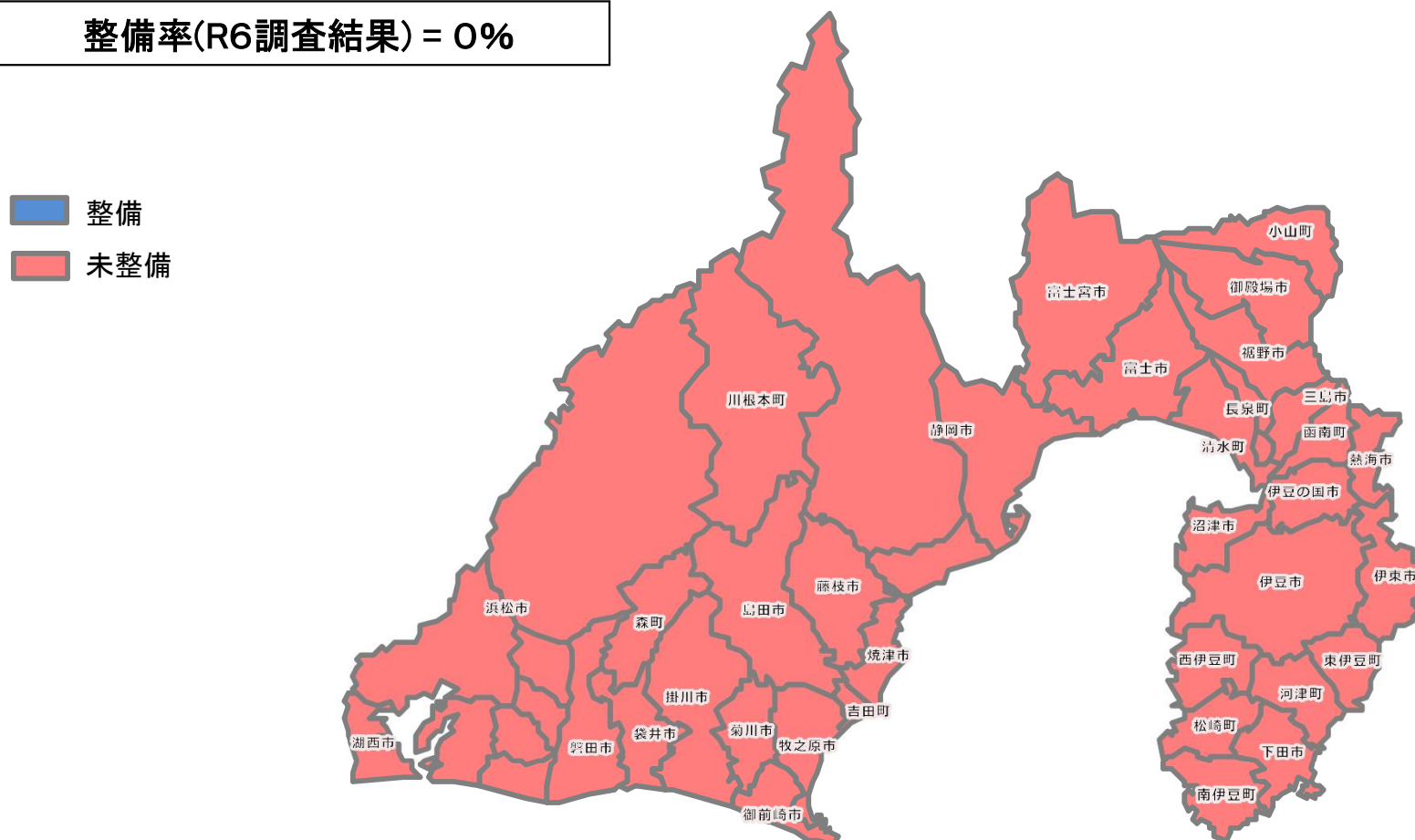
【目標】 R11年度までに、業務におけるASP要領の整備率を100%

【実績】 ASP要領整備率

R7：49%（調査結果により設定） → R11：100%（目標）

整備率(R6調査結果) = 0%

$$\text{達成率} = \frac{\text{要領を整備した組織数}}{35\text{市町} + \text{県}}$$



R7:0.20
R8:0.40
R9:0.60
R10:0.80
R11:1.00

R6実績→R11目標までの比例増加で設定。

静岡県における 入札契約の改善に関する取組状況

国土交通省 中部地方整備局
建政部 建設産業課

建設産業をとりまく環境

建設産業の役割

建設産業は、**地域のインフラの整備やメンテナンス等の担い手**であると同時に、地域経済・雇用を支え、災害時には、**最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手**として、国民生活や社会経済を支える大きな役割を担う

【災害の応急対応】

東日本大震災

(一社)仙台建設業協会
地震発生直後より避難所の
緊急耐震診断等を実施。
同日18時には若林区にて
道路啓開作業を開始。



熊本地震

(一社)熊本県建設業協会
地震発生直後より県との
「大規模災害時の支援活動
に関する協定」に基づいて
支援活動を実施



通行不能の交差点での応急工事

道路啓開(倒木・土砂の撤去)

【インフラメンテナンスの必要性】

社会資本の老朽化による被害

米・ミシシッピ川の高速道路橋の落橋
(2007年) (出典:MN/DOT)香川・徳島県境無名橋の落橋
(2007年)

現下の建設産業の課題

【建設業の働き方改革の促進】

長時間労働が常態化する中、その是正等が急務。

【建設現場の生産性の向上】

現場の急速な高齢化と若者離れが深刻化する中、限りある人材の有効活用と若者の入職促進による将来の担い手の確保が急務。

【持続可能な事業環境の確保】

地方部を中心に事業者が減少し、後継者難が重要な経営課題となる中、今後も「守り手」として活躍し続けやすい環境整備が必要。

中長期的なインフラの品質確保等のため、国土・地域づくりの担い手として、持続可能な建設産業の構築が課題

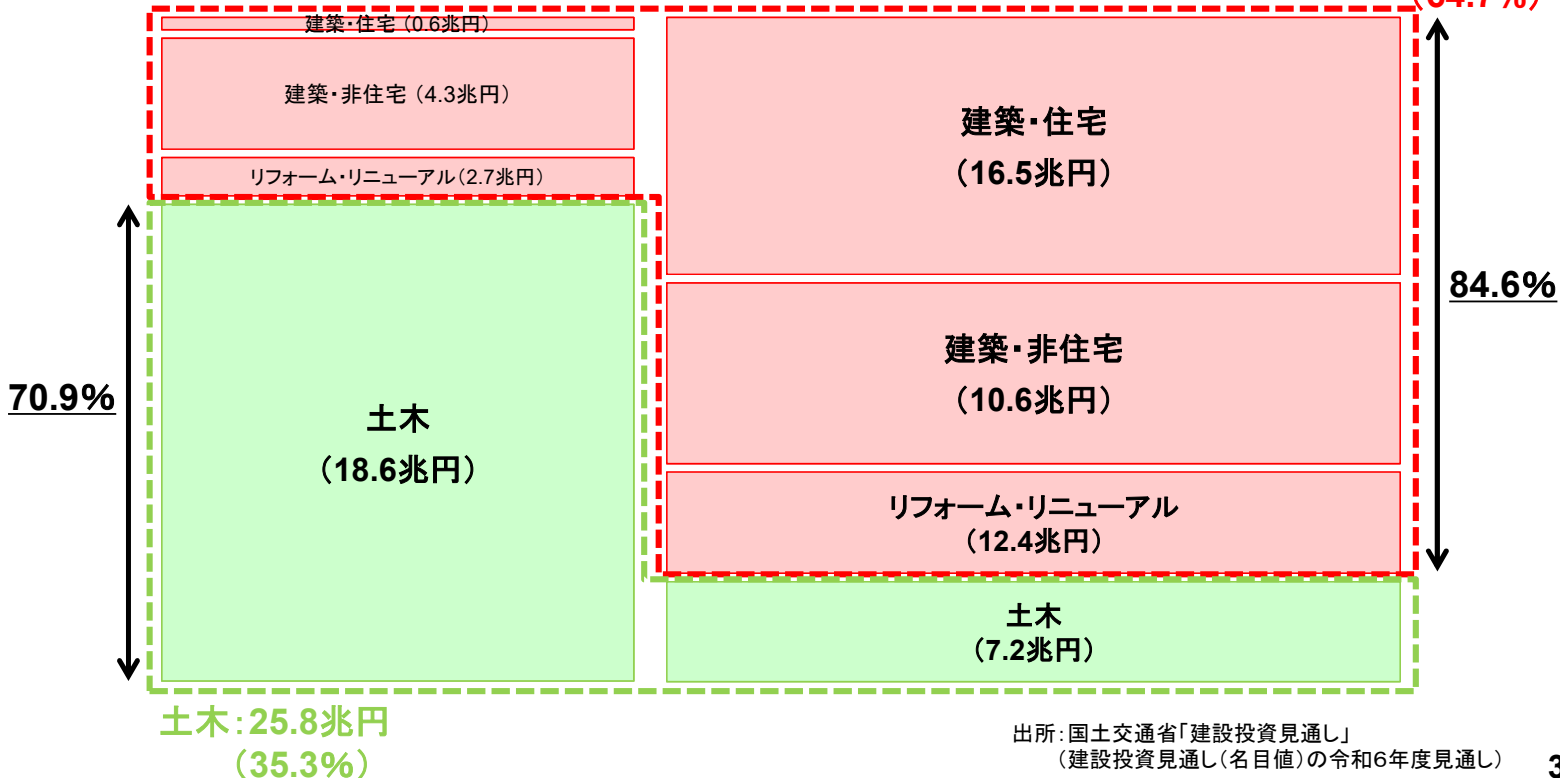
建設市場の動向：建設投資の内訳

- 建設投資市場においては、公共事業が35%を占める。
- 公共工事は「土木」、民間工事は「建築」が大宗。

【公共 26.2兆円】

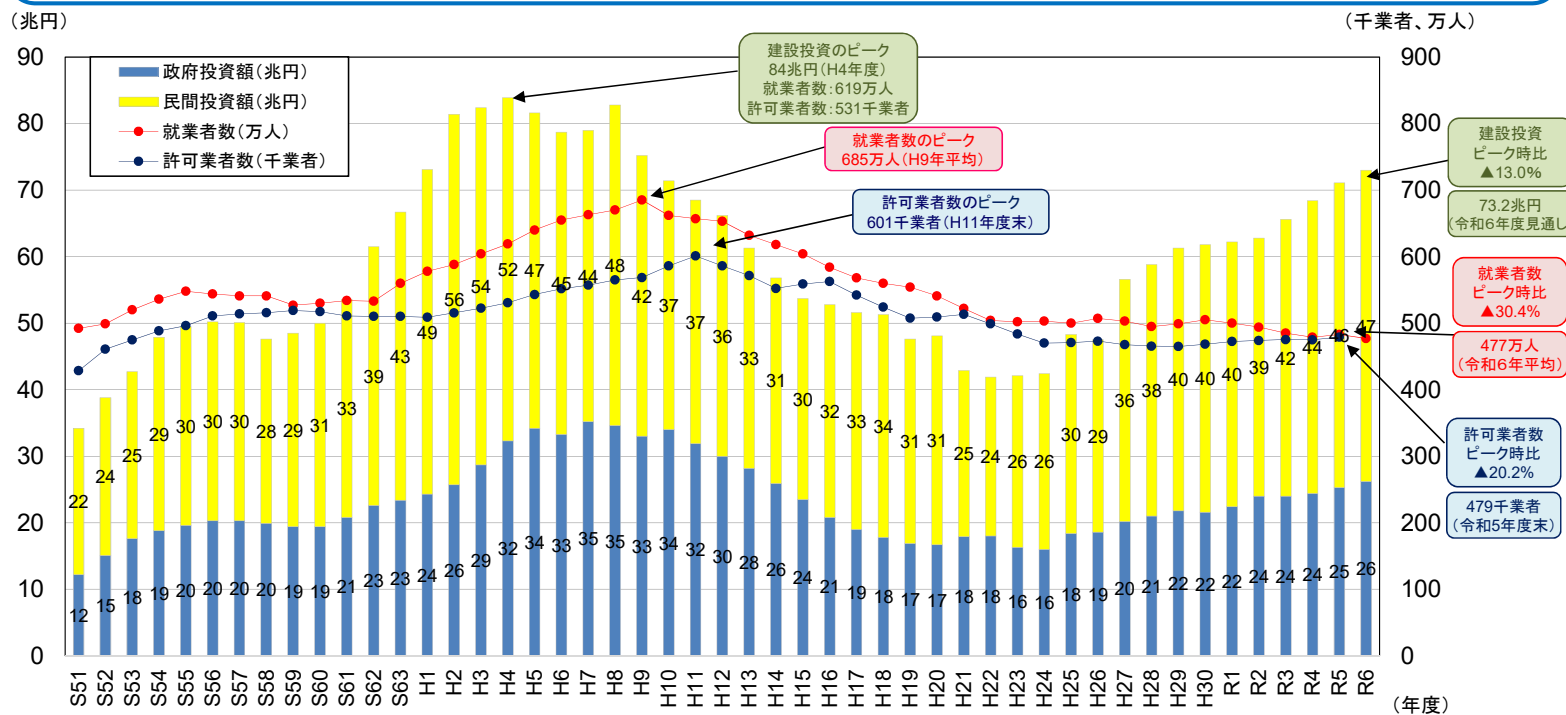
【民間 46.8兆円】

建築: 47.2兆円
(64.7%)



建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額はピーク時の平成4年度：約84兆円から平成22年度：約42兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、令和6年度は約73兆円となる見通し（ピーク時から約13%減）。
- 建設業者数（令和5年度末）は約48万業者で、ピーク時（平成11年度末）から約20%減。
- 建設業就業者数（令和6年平均）は477万人で、ピーク時（平成9年平均）から約30%減。



出典：国土交通省「建設投資見通し」・「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については令和3年度（2021年度）まで実績、令和4年度（2022年度）・令和5年度（2023年度）は見込み、令和6年度（2024年度）は見通し

※平成27年度の建設投資額から建築補修（改装・改修）投資額を新たに計上している

注2 許可業者数は各年度末（翌年3月末）の値

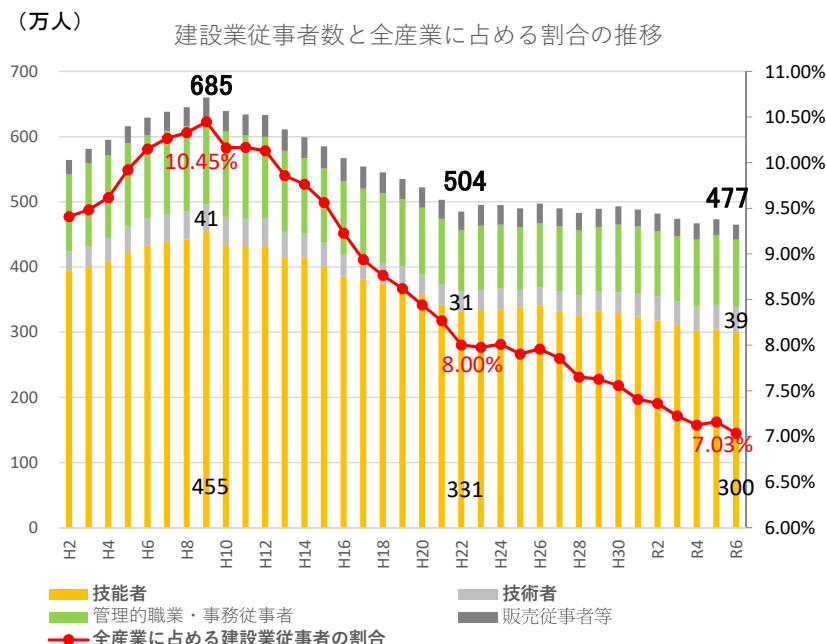
注3 就業者数は年平均。平成23年（2011年）は、被災3県（岩手県・宮城県・福島県）を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

建設業就業者の現状

技能者等の推移

<就業者数ピーク> <建設投資ボトム> <最新>

- 建設業就業者：685万人（H9）→ 504万人（H22）→ 477万人（R6）
- 技術者：41万人（H9）→ 31万人（H22）→ 39万人（R6）
- 技能者：455万人（H9）→ 331万人（H22）→ 300万人（R6）

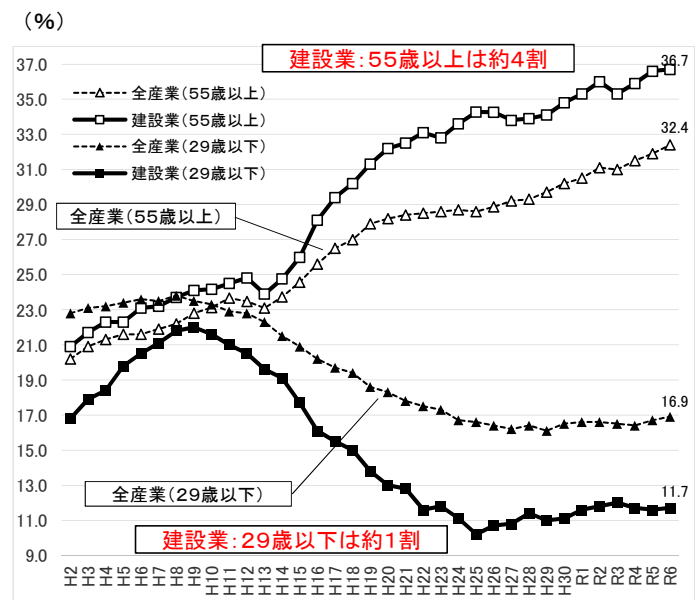


出典：総務省「労働力調査」（暦年平均）をもとに国土交通省で作成※1※2

（※1 平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値 ※2 グラフ上の数値は、記載単位未満の位で四捨五入してあるため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない）

建設業就業者の高齢化の進行

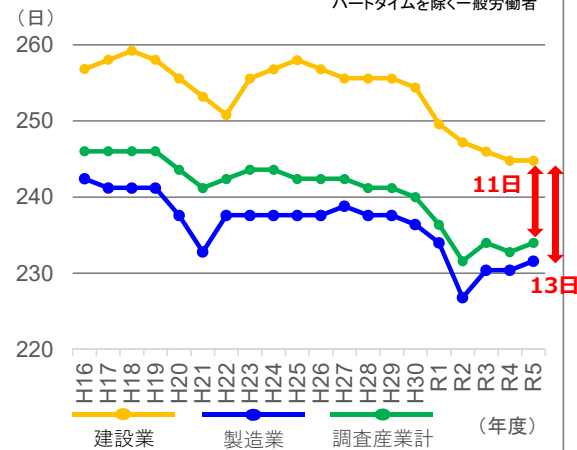
- 建設業就業者は、55歳以上が36.7%、29歳以下が11.7%と高齢化が進行し、次世代への技術継承が大きな課題。



出典：総務省「労働力調査」（暦年平均）をもとに国土交通省で作成※1

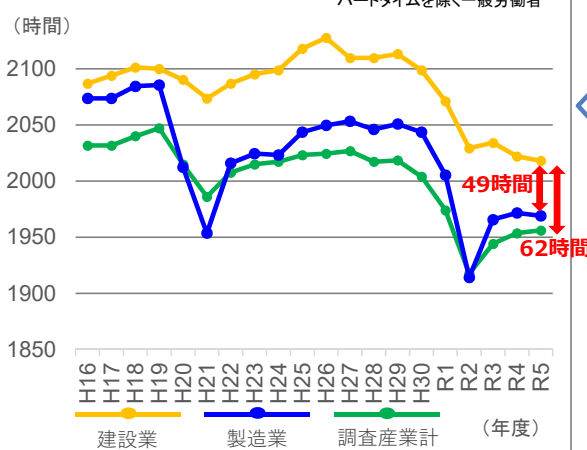
産業別年間出勤日数

○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



産業別年間実労働時間

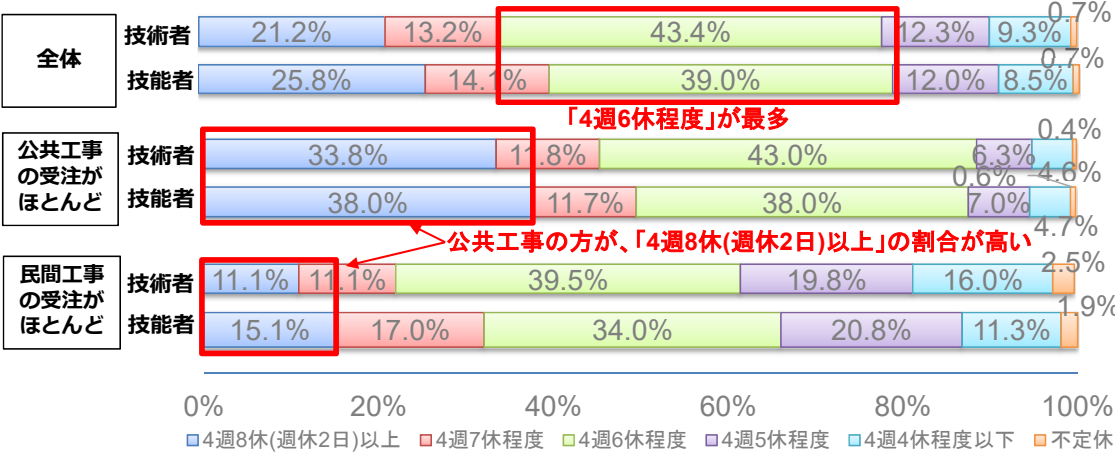
○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



建設業について、
年間の出勤日数は
全産業と比べて11日多い。
また、年間の総実労働時間は
全産業と比べて62時間長い。

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」
年度報より国土交通省作成

建設業における平均的な休日の取得状況

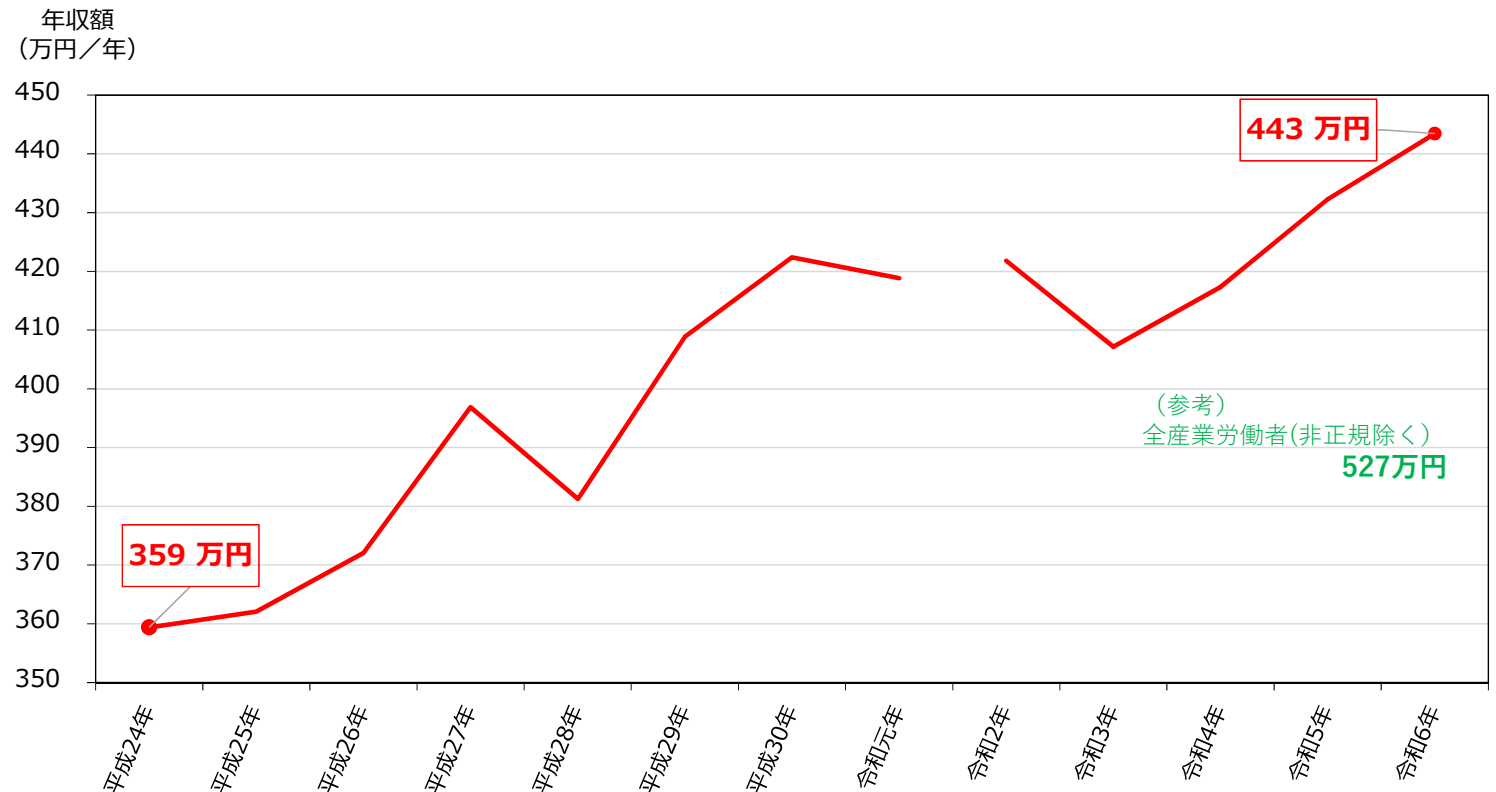


技術者・技能者ともに
4週8休(週休2日)の
確保ができていない場合が多い。

出典：国土交通省「適正な工期設定による
働き方改革の推進に関する調査」
(令和6年8月6日公表)

6

建設業生産労働者の賃金推移(年間)



(出典) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)

※ 年収額＝所定内給与額×12＋年間賞与その他特別給与額

・ R2以降は「生産労働者」の区分が廃止されたため、建設業の「建設・採掘従事者」、「生産工程従事者」、「輸送・機械運転従事者」を加重平均して「生産労働者」の額を推計

7

第三次・担い手3法(令和6年改正)

入札契約制度の体系

法律	許可行政庁		発注者			建設業者
	国土交通省	都道府県	国	地方公共団体	特殊法人等	
建設業法	適正な施工の確保 発注者保護 勧告・報告・資料提出 監督 等		建設業を営む者の資質の向上 発注者保護 建設業の健全な発達 経営事項審査制度 等			一括下請禁止 施工体制台帳作成 技術者制度 等
入契法	関係法令に関する知識の普及その他必要な措置		透明性の確保 公正な競争の促進 適正な施工の確保 不正行為の排除の徹底 ダンピング防止 (工期の適正化 施工時期の平準化 現場の処遇改善 生産性向上 持続可能な事業環境の確保 災害時連携 等)			内訳書の提出 施工体制台帳作成 等
品確法			現在及び将来の公共工事の品質確保 担い手の中長期的な育成・確保の促進 (適正な予定価格・工期設定 施工時期の平準化 適切な設計変更 生産性向上 災害時対応 多様な入札契約方式活用 等)			適正な請負金額・工期 生産性向上 労働環境の改善 等
会計法			入札・契約の 基本的な手続を規定 (収入 支出負担行為 及び支出 契約 等)			
地方自治法				入札・契約の 基本的な手続を規定 (会計 予算 収入 支出 決算 契約 等)		
特殊法人等 会計規則					入札・契約の手続 等	
官製談合 防止法			改善措置要求 職員への損害賠償請求 職員に係る懲戒事由調査 関係行政機関の連携協力 等			

第三次・担い手3法（令和6年改正）の全体像

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、
担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、**担い手3法を改正**

		議員立法 公共工事品質確保法等の改正	政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正
担い手確保	処遇改善	- 賃金支払いの実態の把握、必要な施策 - 能力に応じた処遇 - 多様な人材の雇用管理の改善	- 標準労務費の確保と行き渡り - 建設業者による処遇確保
	価格転嫁 (労務費へのしわ寄せ防止)	スライド条項の適切な活用（変更契約）	- 資材高騰分等の転嫁円滑化 - 契約書記載事項 - 受注者の申出、誠実協議
	働き方改革・環境整備	- 休日確保の促進 - 学校との連携・広報 - 災害等の特別な事情を踏まえた予定価格 - 測量資格の柔軟化【測量法改正】	- 工期ダンピング防止の強化 - 工期変更の円滑化
生産性向上		- ICT活用（データ活用・データ引継ぎ） - 新技術の予定価格への反映・活用 - 技術開発の推進	- ICT指針、現場管理の効率化 - 現場技術者の配置合理化
地域における対応力強化	地域建設業等の維持	- 適切な入札条件等による発注 - 災害対応力の強化（JV方式・労災保険加入）	(参考) ◇公共工事品質確保法等の改正 - 公共工事を対象に、よりよい取組を促進（トップアップ） - 誘導的手法（理念、責務規定） ◇建設業法・公共工事入札適正化法の改正 - 民間工事を含め最低ルールの底上げ（ボトムアップ） - 規制的手法など
	公共発注体制強化	- 発注担当職員の育成 - 広域的な維持管理 - 国からの助言・勧告【入契法改正】	

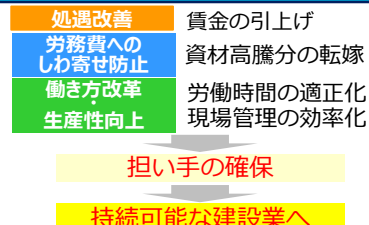
10

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(概要)

令和6年法律第49号
令和6年6月14日公布

背景・必要性

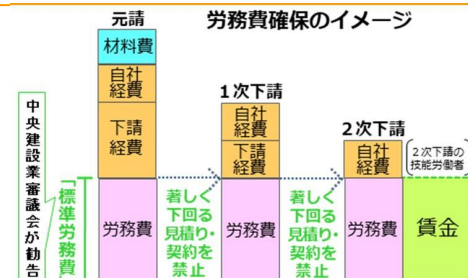
- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長い、担い手の確保が困難。
(参考1) 建設業の賃金と労働時間
建設業※ 432万円/年 (▲15.0%) 2,018時間/年
全産業 508万円/年 1,956時間/年 (+3.1%)
※賃金は「生産労働者」の値
出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和5年) 出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(令和5年度)
- (参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合()内
[H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R5] 483万人(7.2%)
出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出
- 建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、処遇改善、働き方改革、生産性向上に取り組む必要。



概要

1. 労働者の処遇改善

- 労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化
⇒ 国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告
- 標準労務費の勧告
・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告
- 適正な労務費等の確保と行き渡り
・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止
⇒ 国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表（違反建設業者には、現行規定により指導監督）
- 原価割れ契約の禁止を受注者にも導入

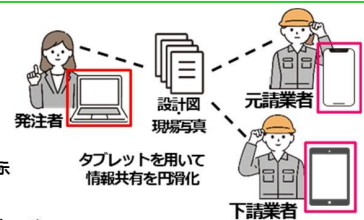


2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

- 契約前のルール
・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象（リスク）の情報は、受注者から注文者に提供しよう義務化
・資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化
- 契約後のルール
・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務※
※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3. 働き方改革と生産性向上

- 長時間労働の抑制
・工期ダンピング対策を強化（著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止）
- ICTを活用した生産性の向上
・現場技術者に係る専任義務を合理化（例、遠隔通信の活用）
・国が現場管理の「指針」を作成（例、元下間でデータ共有）
⇒ 特定建設業者*や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化 ※多くの下請業者を使う建設業者
・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化（ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可）



11

建設業法・入契法

令和 6 年

令和 7 年

6月14日

～ 9 月

～ 12 月

～ 12 月

公布

3 月以内

施行①

9 月 1 日施行済

- ・大臣の調査権限付与
- ・労務費基準の中建審作成権限

6 月以内

施行②

12 月 13 日施行済

- ・価格転嫁協議の円滑化ルール
(「変更方法」の契約書記載、おそれ情報通知・誠実協議)
- ・ICT 活用による現場管理の効率化
- ・現場技術者専任義務の合理化

1 年 6 月以内

施行③

- ・著しく低い労務費等の禁止
- ・受注者による原価割れ契約の禁止
- ・工期ダンピング対策の強化 等

※議員立法による
「公共工事の品質確保の促進に関する法律」等の改正は
6 月 19 日に公布・施行済
(測量法改正のみ令和 7 年 4 月に施行)

12

価格転嫁・工期変更協議の円滑化ルール

契約前のルール

- 受注者は、**資材高騰**の「**おそれ情報**」を
注文者に**通知する義務**

※**落札者決定後から契約締結まで**に通知すべき

(ガイドラインにて規定)

公共発注者



「資材高騰のおそれあり」

受注者



公共工事標準請負約款

第26条 発注者又は受注者は・・・賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

3・・・残工事代金額は・・・発注者と受注者とが協議して定める

公共民間問わず、
契約書の法定記載事項として、請負代金等の「**変更方法**」を必ず盛り込む必要がある。

公共工事では「公共工事標準請負約款」が普及しており、
ほぼ全ての契約で、
契約変更ルール(スライド条項等)が規定済

資材高騰等が顕在化したとき

契約後のルール

- **受注者は**、公共発注者に請負代金・工期の**変更を協議できる**。

➡ 公共発注者は、**誠実に協議**に応ずる**義務**※

※受注者の事前通知の有無にかかわらず、公共発注者はスライド条項等に基づく協議に応じる義務がある。

※予算の不足や過去の変更契約実績がないことを理由に協議に応じないことは、当該義務に違反するおそれがあることに留意

- ただし、**実際に契約変更が可能か(スライド条項が適用できるか)**は、対象となる工事費の範囲や、請求可能な時期等**契約上の要件に該当するかによる**ため、受発注者は協議申出前に、契約上の要件該当性を確認する必要がある。



スライド条項等に従って
請負代金**変更の協議**

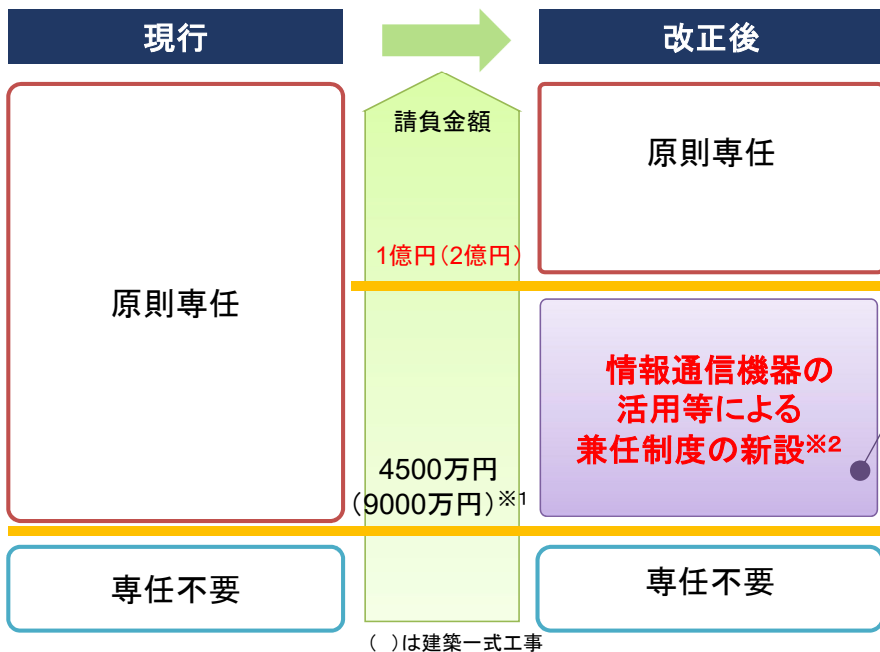
自ら定める運用基準等
公共発注者 に沿って**誠実な協議**



受注者

13

- 建設工事に置くことが求められている主任技術者又は監理技術者について、請負金額が一定金額以上の場合には、工事現場毎に専任で置くこととされている。(建設業法第26条第3項)
- 今般、生産性向上に資するため、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する工事に関して、兼任を可能とする制度を新設。(建設業法第26条第3項第1号、第4項)



【兼任の要件】

- 請負金額**(政令)
1億円(建築一式工事の場合は2億円)未満
- 兼任現場数**(政令)
2以下
- 工事現場間の距離**(省令)
1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内
- 下請次数**(省令)
3次まで
- 連絡員の配置**(省令)
監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者の配置
(土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者)
- 施工体制を確認できる情報通信技術の措置**(省令)
- 人員の配置を示す計画書の作成、保存等**(省令)
【補足】計画書の参考様式を国土交通省HPにて掲載
- 現場状況を確認するための情報通信機器の設置**(省令)

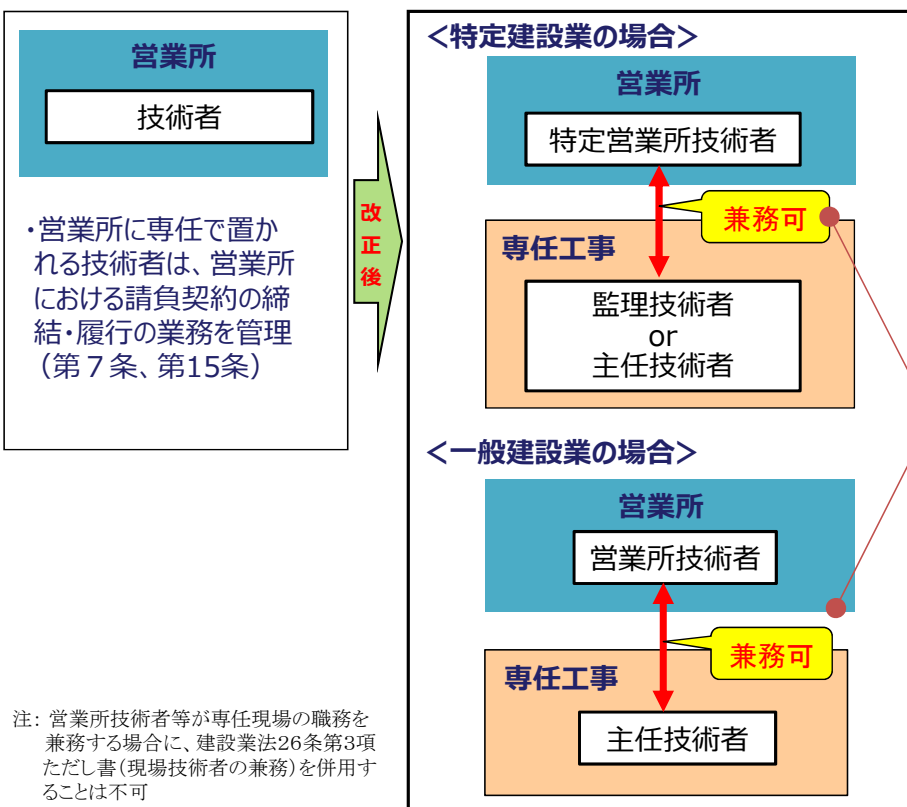
※運用の詳細や留意事項は、「監理技術者制度運用マニュアル」に記載

14

※1: 近年の建設工事費の高騰に伴い、金額の引き上げ済(令和7年2月1日施行)
 ※2: 主任技術者・監理技術者に適用可能
 補足: 上図中「原則専任」について、監理技術者を補佐する者を工事毎に専任で置く場合には、同一の監理技術者が2現場まで兼任可能(主任技術者は適用不可)。この制度は改正後も引き続き活用可能。

現場技術者(主任技術者・監理技術者)の専任の合理化(営業所技術者等の専任現場兼務)

- 営業所毎に専任で置くことが求められている者(営業所技術者等)に関して、今般、生産性向上に資するため、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する専任工事について、営業所技術者等が当該工事の主任技術者等の職務を兼務できる改正を実施(建設業法第26条の5)



【兼務の要件】

- 工事契約**(法律)
当該営業所において締結された工事であること
- 請負金額**(政令)
1億円(建築一式工事の場合は2億円)未満
- 兼任現場数**(政令)
1工事現場
- 営業所と工事現場の距離**(省令)
1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内
- 下請次数**(省令)
3次まで
- 連絡員の配置**(省令)
監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者の配置
(土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者)
- 施工体制を確認できる情報通信技術の措置**(省令)
- 人員の配置を示す計画書の作成、保存等**(省令)
【補足】計画書の参考様式を国土交通省HPにて掲載
- 現場状況を確認するための情報通信機器の設置**(省令)

※運用の詳細や留意事項は、「監理技術者制度運用マニュアル」に記載

15

背景・課題

- 「地域の守り手」である建設業においては、**担い手確保が喫緊の課題**
- 建設業の持続可能な発展のため、**現場管理の効率化・生産性向上に資する建設業のICT化が不可避**
- 建設分野におけるICT活用に向けた技術開発が進展しつつある一方、建設業のICT化は不十分な現状

ICT施工の取組状況

電子契約の導入割合

建設会社（元請・下請）が実施している長時間労働是正のための取組（上位5位）

第三次・担い手3法

- ①ICT活用による現場管理を努力義務化（特定建設業者・公共工事受注者）
- ②ICT活用による現場管理の下請に対する指導を努力義務化（元請）
- ③ICTを活用した現場管理の指針作成（国）

- ④公共工事でのICT活用に向けての助言・指導等（公共工事発注者）

赤字 事業者の取組
青字 国・発注者の取組

ICT指針の概要

へ主なポイント

- 建設業者によるICTを活用した生産性向上策への積極的取組み、ICTを活用した施工管理を担う人材育成が待ったなしの課題
- 特定建設業者はもちろん、その他の建設業者についても、経営規模等に応じたICT化への取組みが不可欠
- 建設業のICT化の実現には、建設業者だけでなく、**発注者・工事監理者・設計者等の理解が不可欠**
- 建設業者間での**共同での新技術の開発・研究の促進**による、さらなる技術開発推進が必要
- 工事現場においてICTを活用しやすくなるよう、発注者も通信環境の整備について協力
- i-Construction2.0の推進も含めた建設業全体のICT化を推進し、省力化による生産性向上・建設業の魅力向上を実現**

【バックオフィスに関するICT活用のために取り組むべきこと】

【建設現場へのICT導入にあたり、建設業者が留意すべきポイントと事例】

○ 入契法上、義務とされている公共工事における施工体制台帳の写しの提出について、システム等で直接発注者が施工体制を参照できる場合には、**提出義務を免除**

これまでの施工体制台帳等の扱い

改正後

発注者

元請事業者

下請事業者

発注者

元請事業者

下請事業者

受注者が提出

施工体制台帳のとりまとめの必要変更時にも都度提出

集約

発注者が直接参照

発注者が直接施工体制台帳を確認（＝提出不要）

登録

＜現行制度＞

＜制度見直しの背景＞

⇒元請企業の技術者の負担を軽減し、建設業の働き方改革を推進する必要

＜見直し後の提出義務について＞

※入契法施行規則で以下のとおり規定

＜留意点（例）＞

建設現場へのICT導入にあたり、建設業者が留意すべきポイントと事例

法改正により提出義務を緩和

建設キャリアアップシステム

背景・必要性

※公共工事の品質確保の促進に関する法律（H17法18）、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（H12法127）及び測量法（S24法188）の改正

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けるため、以下の喫緊の課題の解消に取り組む必要

担い手確保

働き方改革・処遇改善の推進、適切な価格転嫁

地域建設業等の維持

適切な入札条件での発注、災害対応力の強化

生産性向上

新技術の活用促進、技術開発推進

公共工事等の発注体制の強化

これらの課題に対し、**公共工事から取組を加速化・牽引**することで、**将来にわたる公共工事の品質確保・持続可能な建設業等を実現**

改正の概要

1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

休日の確保の推進（基本理念・国・地方公共団体・受注者）

- ・国が実態を把握・公表し、施策の策定・実施
- ・自治体内の関係部局が連携した平準化の促進

処遇改善の推進（国・発注者・受注者）

- ・労務費・賃金の支払実態を国が把握・公表し、施策を策定・実施
- ・能力に応じた適切な処遇の確保
- ・適切な価格転嫁対策※による労務費へのしわ寄せ防止

※ スライド条項の設定、運用基準の策定、適切な代金変更

担い手確保のための環境整備（国・地方公共団体・受注者）

- ・担い手の中長期的な育成・確保に必要な措置※の実施
- ※ 訓練法人支援、学校と業界の連携、外国人など多様な人材確保
- ・品質確保や担い手の活動につき国民の関心を深める広報活動
- ・担い手確保に留意した調査等に係る資格等の評価・運用の検討

4. 公共工事の発注体制の強化

発注者への支援充実（国・地方公共団体）

- ・発注職員の育成支援、発注事務の実態把握・助言
- ・維持管理を広域的に行うための連携体制構築

入札契約の適正化に係る実効確保（国）

- ・国が定める入札契約適正化指針の記載事項に「発注体制の整備」を追加
- ・指針に即した措置の実施を発注者に助言・勧告

2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

適切な入札条件等での発注の推進（発注者）

- ・地域の実情を踏まえた適切な条件・発注規模等による発注等

災害対応力の強化（受注者・発注者）

- ・災害対応経験者による被害把握
- ・技術力ある業者と地域の業者が連携した迅速復旧、技術移転等
- ・災害工事での労災保険契約の締結促進、予定価格への反映

3. 新技術の活用等による生産性向上

新技術の活用・脱炭素化の促進（基本理念・発注者）

- ・調査等や発注から維持管理までのICT活用（データの活用、データ引継等）
- ・脱炭素化の促進 新技術活用の適切な評価、予定価格への反映

技術開発の推進（国）

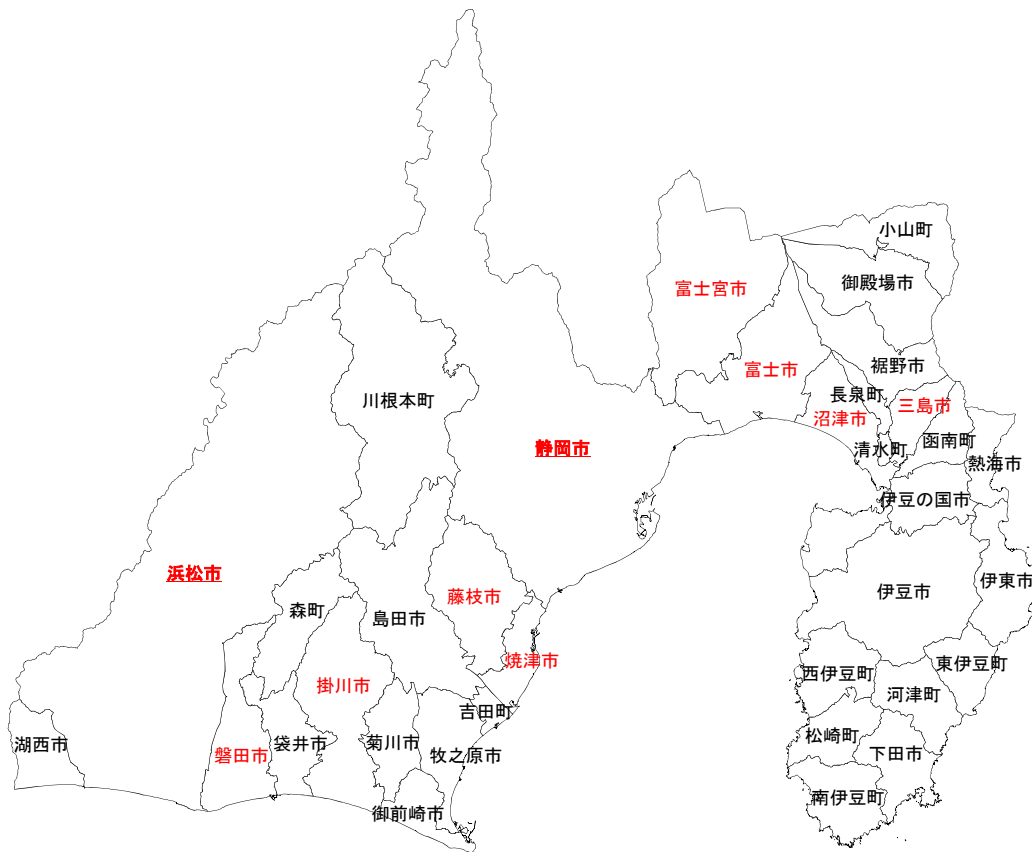
- ・技術開発の継続的な推進、民間事業者間の連携促進

測量業の

担い手確保

- ・測量士等の確保（養成施設や資格に係る要件の柔軟化、資格の在り方の検討規定）
- ・測量業の登録に係る暴力団排除規定

静岡県における入札契約適正化の取組状況



朱文字、下線の団体：指定都市（令和2年国勢調査ベース）
朱文字の団体：人口10万以上（令和2年国勢調査ベース） **20**

入札契約適正化に向けて特に取組が必要な事項

- 入札契約適正化法と品確法に基づき、適正化指針に従って措置を講ずるよう要請
- 特に、次の事項については、市区町村の取組改善を進める

1. 入札契約情報の公表

- | | |
|-------------------|------|
| (1) 入契法における義務付け事項 | P 22 |
| (2) 予定価格の公表時期 | P 27 |

2. 適正な予定価格の設定

- | | |
|------------------------|------|
| (1) 採用する単価等の透明性や妥当性の確保 | P 29 |
|------------------------|------|

3. 働き方改革の推進

- | | |
|----------------------|------|
| (1) 適正な工期の設定・週休2日の促進 | P 35 |
| (2) 施工時期の平準化に向けた取組 | P 43 |
| (3) 書類の簡素化・IT化（電子化） | P 52 |

4. ダンピング対策

- | | |
|------------------------|------|
| (1) ダンピング対策の導入、算定式の見直し | P 55 |
|------------------------|------|

5. 円滑・適正な施工の確保

- | | |
|------------------|------|
| (1) スライド条項の適切な運用 | P 62 |
| (2) 適切な契約変更 | P 67 |

6. 多様な入札契約方式

- | | |
|--------------------|------|
| (1) 総合評価落札方式の適切な活用 | P 70 |
| (2) CM方式の活用 | P 74 |

7. 業務に関する改善の取組状況

- | | |
|-------------------------|------|
| (1) ダンピング対策 | P 79 |
| (2) 適正な履行期間の設定、履行時期の平準化 | P 83 |

8. 技能労働者の育成・処遇改善

- | | |
|------------------------|------|
| (1) 建設キャリアアップシステムの活用推進 | P 86 |
|------------------------|------|

1. 入札契約情報の公表

(1) 入契法における義務付け事項について

- 入札及び契約に関する透明性の確保は、公共工事の入札及び契約に関し不正行為の防止を図るとともに、国民に対してそれが適正に行われていることを明らかにする上で必要不可欠
- 入契法第7条及び第8条において、入札及び契約に係る情報を公表することが義務付け

(2) 予定価格の公表時期について

22

入札及び契約に係る情報の公表

- 公共工事の入札及び契約に関し不正行為の防止を図るとともに、国民に対してそれが適正に行われていることを明らかにする上で、入札及び契約に関する透明性の確保は不可欠
- そのため、入契法第7条及び第8条において、**入札及び契約に係る情報の公表を義務付け**ている
- ⇒ **以下の事項の公表が行われていない場合は、規定違反状態であり、直ちに是正が必要**

公表すべき事項（地方公共団体）

i) 発注見通しに関する事項

- ✓ 工事の名称、場所、期間、種別、概要
- ✓ 入札及び契約の方法
- ✓ 入札を行う時期
(随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期)

iii) 個別の工事の契約後に公表すべき事項

- ✓ 制限付一般競争入札参加資格
- ✓ 一般競争入札への参加申請者の名称
- ✓ 上記参加申請者のうち入札に参加させなかった者の名称、参加させなかった理由
- ✓ 指名業者名、指名理由
- ✓ 入札者名
- ✓ 入札金額
- ✓ 落札者名
- ✓ 落札金額

ii) 入札契約の事前に公表すべき事項

- ✓ 一般競争入札参加資格
- ✓ 一般競争入札の有資格者名簿
- ✓ 指名競争入札参加資格
- ✓ 指名競争入札の有資格者名簿
- ✓ 指名基準
- ✓ 低入札価格調査又は公正な取引秩序を乱すおそれにより次順位者を落札者とした場合における理由
- ✓ 最低制限価格未満の入札者名
- ✓ 総合評価落札方式を行った理由
- ✓ 総合評価落札方式の落札者決定基準
- ✓ 総合評価落札方式の落札者決定理由
- ✓ 契約の内容
 - － 契約の相手方の名称、住所
 - － 工事の名称、場所、種別、概要
 - － 工事の着手時期、完成時期
 - － 契約金額
- ✓ 随意契約の相手方の選定理由

これら事項を定めた際(変更時も含む。)等は遅滞なく公表をしなければならない

令和6年度入契調査の結果において、**情報公表を適切に実施している地方公共団体は1788団体中1140団体**

各団体へ確実な公表を要請(令和6年12月18日通知) インターネットを原則とした公表を要請(令和6年6月26日通知)

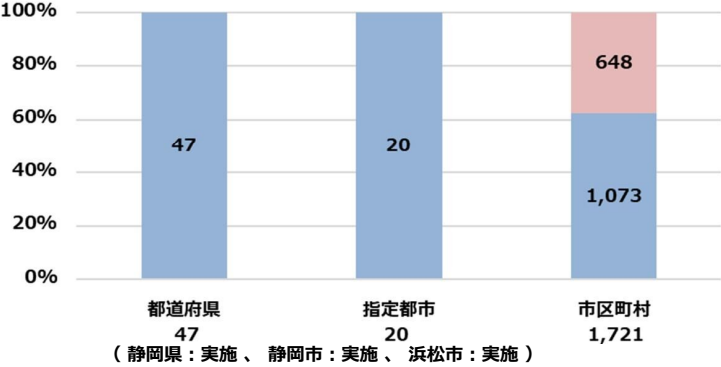
※公表を不要とする工事について、「予定価格が250万円を超えないもの」から「予定価格が400万円を超えないもの」へ改正。(令和7年7月1日施行)

23

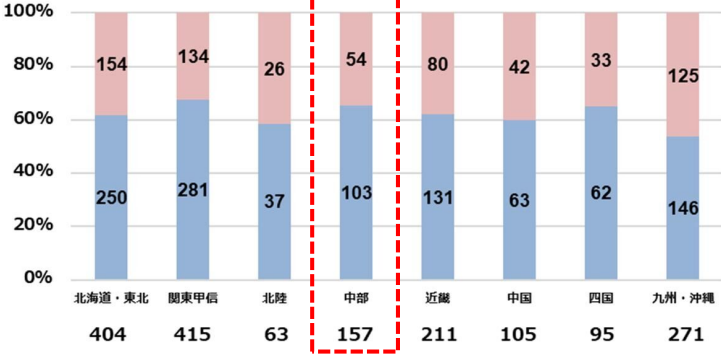
入札及び契約に係る情報の公表状況(静岡県)

出典:令和6年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査

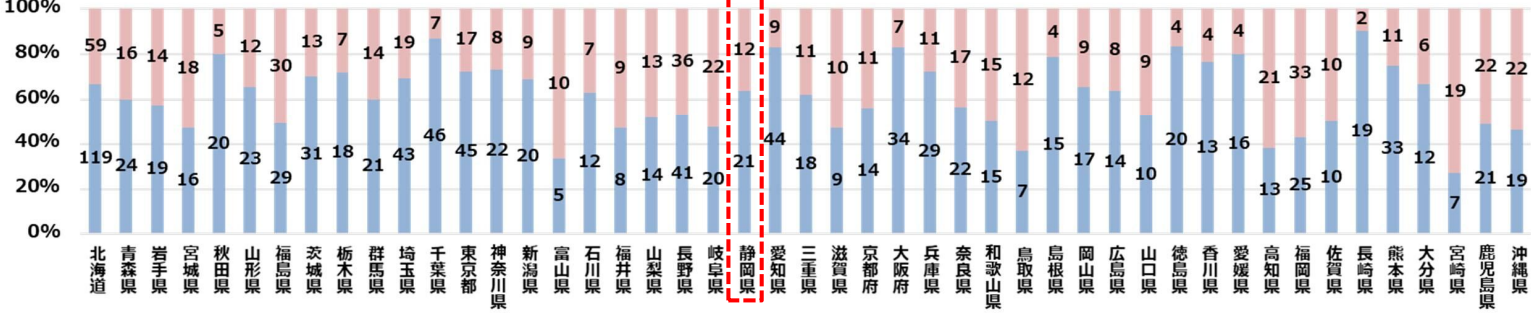
全国の状況



ブロック別の状況 (市区町村数)



都道府県別の状況 (市区町村数)



【実施している市区町村】
沼津市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、森町

【一部で未実施事項がある市区町村 (規定違反状態であり、直ちに是正が必要)】
熱海市、富士市、御殿場市、袋井市、伊豆市、御前崎市、菊川市、牧之原市、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町

入契法義務付け事項の未実施事項がある市区町村 (静岡県)

出典:令和6年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査

No.	市町村名	次順位落札者の理由	最低未入札者の名称	発注見通しの公表	入札者の名称等	入札金額	落札者の名称等	落札金額	契約相手方の名称等	公共工事の名称等	工期	契約金額	変更後の公共工事の名称等	変更後の工期	変更後の契約金額	契約変更の理由	随意契約の相手方選定理由	一般競争入札参加資格	一般競争入札参加資格者名簿	制限付一般競争参加資格	一般競争入札に参加しようとした者の名称等	一般競争入札に参加させなかった者の名称等	一般競争入札に参加させなかった理由	指名競争入札参加資格	指名競争入札参加資格者名簿	指名基準	指名業者の名称等	指名理由	総合評価方式の落札者決定理由	総合評価方式の落札者決定理由
1	熱海市	未実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	実施	実施	未実施	未実施	対象外	未実施	対象外	対象外	未実施	未実施	未実施	未実施
2	富士市	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	未実施	対象外	実施	実施	実施	実施	実施	未実施	未実施
3	御殿場市	未実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	実施	実施	実施	未実施	対象外	実施	実施	実施	実施	未実施	未実施	実施
4	袋井市	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	未実施	未実施	未実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	未実施	実施	実施
5	伊豆市	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	未実施	実施	実施	実施	実施	実施	未実施	対象外	対象外	実施	対象外	実施	未実施	未実施	実施
6	御前崎市	未実施	対象外	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	対象外	実施	実施	未実施	未実施	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
7	菊川市	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	対象外	実施	実施	実施	実施	実施	実施
8	牧之原市	実施	対象外	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	実施	実施	実施	未実施	対象外	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
9	松崎町	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	対象外	対象外	対象外	未実施	未実施	対象外	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施

No.	市町村名	次順位 落札者の 理由	最低未 満入札 者の名 称	発注見 通しの 公表	入札者 の名称 等	入札金 額	落札者 の名称 等	落札金 額	契約相 手方の 名称等	公共工 事の名 称等	工期	契約金 額	変更後 の公共 工事の 名称等	変更後 の工期	変更後 の契約 金額	契約変 更の理 由	随意契 約の相 手方選 定理由	一般競 争入札 参加資 格	一般競 争入札 参加資 格者名 簿	制限付 一般競 争参加 資格	一般競 争入札 に参加 しよう とした者 の名称 等	一般競 争入札 に参加 させな かった者 の名称 等	一般競 争入札 に参加 させな かった理 由	指名競 争入札 参加資 格	指名競 争入札 参加資 格者名 簿	指名基 準	指名業 者の名 称等	指名理 由	総合評 価落札 方式を 行った 理由	総合評 価落札 方式の 落札者 決定基 準	総合評 価落札 方式の 落札者 決定理 由	
10	西伊豆町	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	未実施	実施	対象外	実施	実施	実施	実施	実施	実施	対象外	実施	実施	実施	実施	実施	実施
11	函南町	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	未実施	対象外	未実施
12	清水町	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	未実施	未実施	実施	対象外	実施	実施	実施	未実施	実施	対象外	対象外	実施	未実施	実施	実施	実施	実施

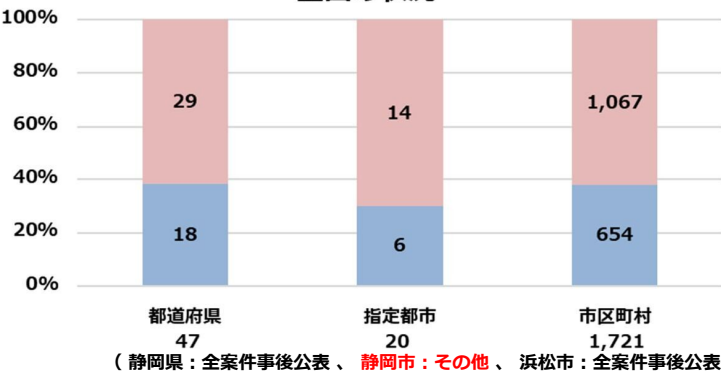
1. 入札契約情報の公表

(1) 入契法における義務付け事項について

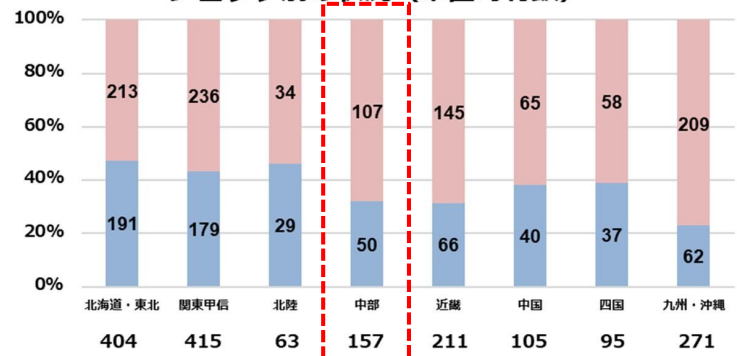
(2) 予定価格の公表時期について

- 予定価格を入札前に公表すると、予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積もり努力を損なわせること、入札談合が容易に行われる可能性などの弊害があることから、事前公表の取りやめを含む適切な対応を行う必要がある。

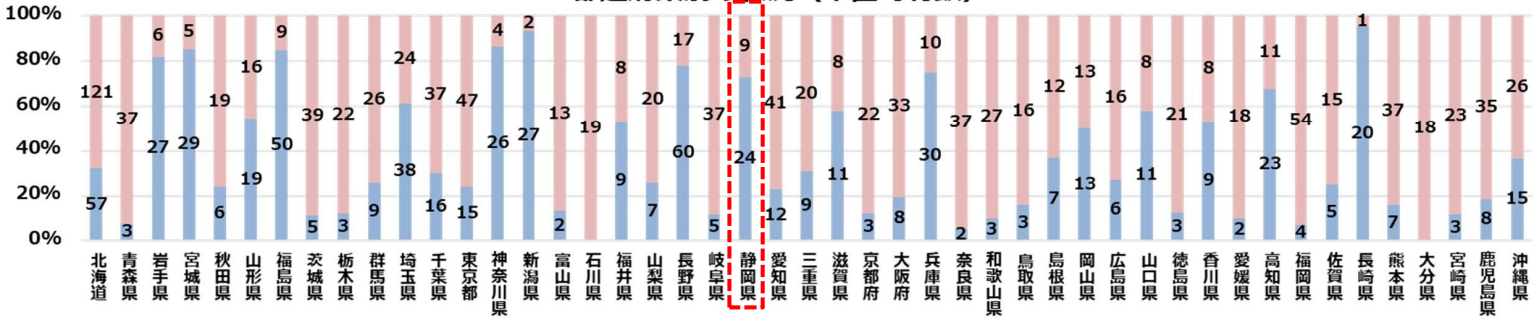
全国状況



ブロック別の状況(市区町村数)



都道府県別の状況(市区町村数)



【全案件事後公表の市区町村】

沼津市、島田市、富士市、焼津市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、川根本町

【全案件事後公表ではない市区町村】

熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、磐田市、掛川市、菊川市、吉田町、森町

2. 適正な予定価格の設定

(1) 採用する単価等の透明性や妥当性の確保、歩切の根拠

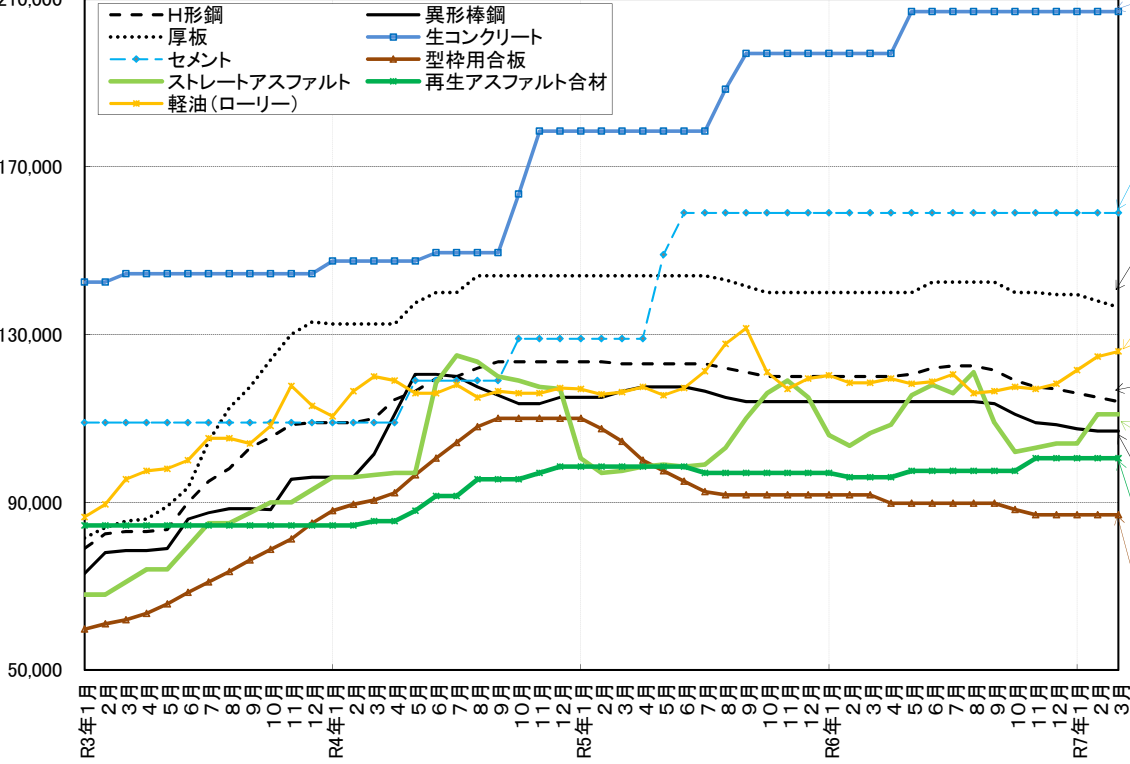
- 予定価格については、国等の組織は会計法及び予算決算及び会計令に基づき、地方公共団体等は財務規則等により予定価格を設定し、「取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない」などとされている。
- 積算に用いる価格が実勢価格と乖離しないよう、最新の労務単価や資材・機材等の実勢価格を適切に反映。
- 歩切り（適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除すること）は、公共工事の品質や工事の安全の確保に支障を来すとともに、建設業の健全な発達を阻害するおそれがあるため、行わない

- 2021年(令和3年)後半から原材料費の高騰やエネルギーコストの上昇等により、各建設資材価格が高騰。
- 2023年以降は資材によって傾向は異なるものの、全体としては高止まりが続いている状況。
- 足元では、全国的に生コンクリート・セメントの騰勢が続いており、今後の状況を引き続き注視。

(円/単位)

価格推移(東京)

2025.3(4月号反映)



生コンクリート (円/10m ³)	2025年3月	¥207,000 (+5.1%)
(2024年3月)	¥197,000	
セメント (円/10t)	2025年3月	¥159,000 (±0.0%)
(2024年3月)	¥159,000	
厚板 (円/t)	2025年3月	¥136,500 (-2.5%)
(2024年3月)	¥140,000	
軽油 (円/kl)	2025年3月	¥126,000 (+6.3%)
(2024年3月)	¥118,500	
H形鋼 (円/t)	2025年3月	¥114,000 (-5.0%)
(2024年3月)	¥120,000	
ストレートアスファルト (円/t)	2025年3月	¥111,000 (+4.2%)
(2024年3月)	¥106,500	
異形棒鋼 (円/t)	2025年3月	¥107,000 (-6.1%)
(2024年3月)	¥114,000	
再生アスファルト合材 (円/10t)	2025年3月	¥100,500 (+4.7%)
(2024年3月)	¥96,000	
型枠用合板 (円/50枚)	2025年3月	¥87,000 (-5.2%)
(2024年3月)	¥91,750	

※「建設物価」と「積算資料」の平均価格を表示
出典:「建設物価」(一般財団法人 建設物価調査会)、「積算資料」(一般財団法人 経済調査会)

括弧内は前年同月比

30

「歩切り」について

「歩切り」とは

『適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除する行為』※

※「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」第2 4(1)より

市場の実勢等を的確に反映した積算を行うことにより算定した**設計書金額**(実際の施工に要する通常妥当な工事費用)の**一部を、予定価格の設定段階において控除する行為**

➡ 予定価格の適正な設定を求める**品確法第7条第1項第1号に反する違反行為**

積算段階

(積算基準等による設計書金額の算定)

実勢価格を**反映した**積算

実勢価格を**反映せず**積算

【受注者からの指摘】

- ・資材単価について、メーカー公表価格に、自治体が独自に不透明な乗率を掛けている*1
- ・設計書(積算内訳)が公表されないため、採用単価が不透明
- ・予定価格の設定は設計図書が適切であることが前提 等

設計書金額算定

予定価格設定段階

(契約担当者等による予定価格の設定)

設計書金額と**同額**の予定価格を決定

設計書金額を**控除して**予定価格を決定

【控除(減額)の目的例】

- ・慣例 自治体財政の健全化 公共事業費の削減
- ・他の工事に充てる予算の捻出
- ・追加工事が発生した場合に議会手続きを経ずに変更契約を実施
- ・入札契約制度の透明性・公正性の確保等(下記のケース) 等
- ・予定価格の漏洩を防ぐため、設計書金額に、システムで無作為に発生させた係数を掛ける
- ・事務の効率化のため、設計書金額の端数を切り下げる

予定価格決定

「歩切り」に**該当しない**

通常は「歩切り」に**該当し、違法*2**

合理的かつ少額ならばやむを得ない場合もある

*1 こうした運用についても、実質的に「歩切り」と類似する結果を招くおそれがあり、不適切

*2 工事に関する業務(測量業務、建築コンサルタント業務、土木コンサルタント業務、調査業務(地質調査その他の調査(点検及び診断を含む)))についても同様

**サプライチェーン全体で、建設資材に関する適切な価格転嫁が図られるよう、
受注者・発注者（施主）間を含めた建設工事に関する環境整備を進めることが必要**

○直轄工事では、最新の実勢価格を反映して適正に予定価格を設定し、スライド条項も適切に運用

○次のとおり、官民の発注者や建設業団体に対して働きかけ。

【主な取組】

➤ 資材単価は、調査頻度を増やして適時改定（文書要請）。

国 県 市

→都道府県による資材単価の設定状況を見える化。

※都道府県や市区町村に対しては、総務省と連名での要請（通知）のほか

会議の場を通じた直接の働きかけを実施

（都道府県・指定都市との課長級会議（ブロック監理課長等会議）、市町村向け会議（都道府県主催の会議：公契連））

➤ スライド条項等の適切な設定・運用、必要な契約変更の実施（文書要請）。

国 県 市 民 建

➤ 元請下請間/受発注者間の契約締結状況を調査し、請負代金等をモニタリング。

国 県 市 民 建

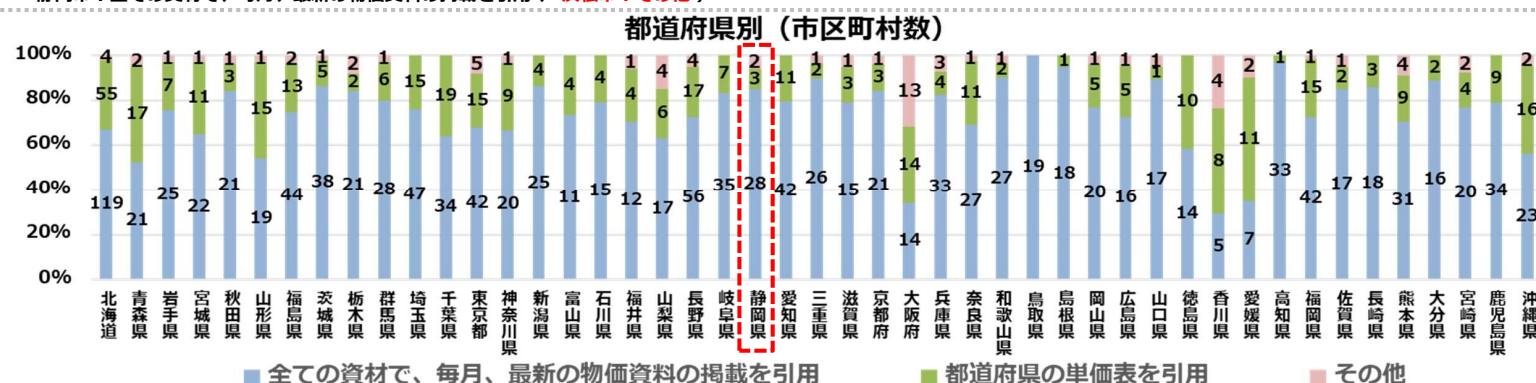
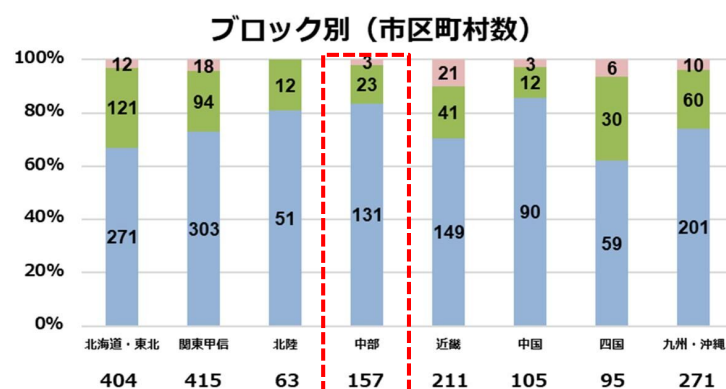
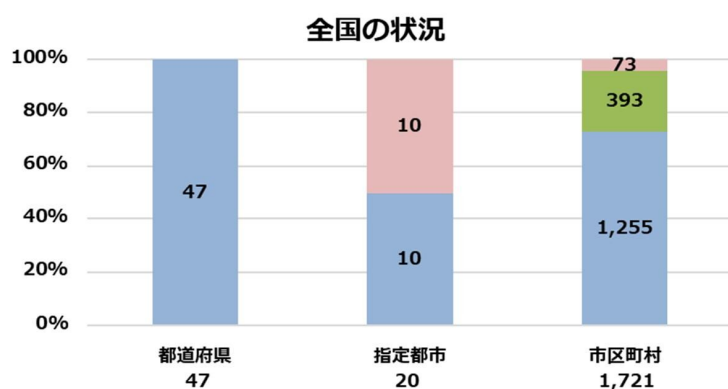
働きかけの対象

国…国・特殊法人等 県…都道府県 市：市区町村 民：民間発注者 建：建設業団体

32

単価の更新状況（静岡県）

出典：令和6年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査



【全ての資材で、毎月、最新の物価資料の掲載を引用している市区町村】
沼津市、熱海市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、小山町、吉田町、川根本町、森町

【都道府県の単価表を引用している市区町村】
伊東市、下田市、清水町

【その他の市区町村】
三島市、長泉町

33

ポイント

- (1) 最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映し、47都道府県・51職種別に単価を設定
- (2) 時間外労働の上限規制への対応に必要な費用を反映

全国

全 職 種 (24,852円) 令和6年3月比；+6.0%
主要12職種※ (23,237円) 令和6年3月比；+5.6%

※「主要12職種」は通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

主要12職種

職種	全国平均値	令和6年度比	職種	全国平均値	令和6年度比
特殊作業員	27,035円	+5.6%	運転手（一般）	24,605円	+5.4%
普通作業員	22,938円	+5.3%	型わく工	30,214円	+5.1%
軽作業員	18,137円	+6.8%	大工	29,019円	+6.3%
とび工	29,748円	+4.8%	左官	29,351円	+6.8%
鉄筋工	30,071円	+5.9%	交通誘導警備員A	17,931円	+5.7%
運転手（特殊）	28,092円	+5.0%	交通誘導警備員B	15,752円	+5.7%

注）金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出

3. 働き方改革の推進

(1) 適正な工期の設定・週休2日の促進

○ 建設産業における働き方改革（長時間労働の是正、週休2日の推進など）を進め、担い手の育成・確保や処遇改善を図るため、適正な工期の設定を徹底

(2) 施工時期の平準化に向けた取組

(3) 書類の簡素化・IT化（電子化）

- 労働基準法の改正により、時間外労働規制を見直し
- 違反した場合、使用者に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 大手企業は平成31年4月から、中小企業は令和2年4月から適用
- ⇒建設業は令和6年4月から適用

	「労働基準法」(平成30年6月改正) 罰則:使用者に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
原則	法定労働時間(1日8時間・1週間40時間まで) 36協定を結んだ場合、法定労働時間を超えて協定で定めた時間まで時間外労働可能 ※災害その他避けることができない事由によって、臨時の必要がある場合には、労基署長の許可を受ければ、時間外労働可能(労基法33条)
36協定の限度	【時間外労働の上限規制】 原則:①月45時間 かつ ②年360時間(月平均30時間) 例外:臨時的な特別な事情があつて労使が合意する場合(特別条項)でも上回ることでない上限を設定 ・年 720時間(=月平均60時間) →年 720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることでない上限を設定 a. 2~6ヶ月の平均でいずれも 80時間以内(休日労働を含む) b. 単月 100時間未満(休日労働を含む) c. 原則(月 45時間)を上回る月は年6回を上限 建設業においては、災害の復旧・復興の事業には、a及びbは適用されません。(労基法139条)

36

工期に関する基準 改正の概要 (令和6年3月)



- 「工期に関する基準」は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者(下請負人を含む)が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である(令和2年7月作成)。
- 令和6年4月からの建設業の時間外労働規制適用を踏まえ、規制の遵守の徹底を図るべく、同年3月に同基準を改定。

第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
- (3) 建設工事の請負契約及び工期に関する考え方
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) 工期設定における受発注者の責務

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- (1) 自然要因
- (2) 休日・法定外労働時間
- (3) イベント
- (4) 制約条件
- (5) 契約方式
- (6) 関係者との調整
- (7) 行政への申請
- (8) 労働・安全衛生
- (9) 工期変更
- (10) その他

第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) 準備
- (2) 施工
- (3) 後片付け

第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産
- (2) 鉄道
- (3) 電力
- (4) ガス

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について(優良事例集)

第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
- (2) 建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応
- (3) 基準の見直し

・本基準を踏まえた適正な工期設定は、契約変更でも必要。

- ・受発注者間のパートナーシップ構築が各々の事業継続上重要。
 - ・受注者は、契約締結の際、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りを提出するよう努める。
 - ・発注者※は、受注者や下請負人が時間外労働規制を遵守できる工期設定に協力し、規制違反を助長しないよう十分留意する。
 - ・発注者※は、受注者から、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りが提出された場合、内容を確認し、尊重する。
- ※下請契約における注文者も同じ

- ・自然要因(猛暑日)における不稼働を考慮して工期設定。
- ・十分な工期確保や交代勤務制の実施に必要な経費は請負代金の額に反映する。
- ・勤務間インターバル制度は、安全・健康の確保に有効。

・会社指揮下における現場までの移動時間や、運送業者が物品納入に要する時間も労働時間に含まれ、適切に考慮して工期を設定。

・資材の納入遅延や高騰は、サプライチェーン全体で転嫁する必要。

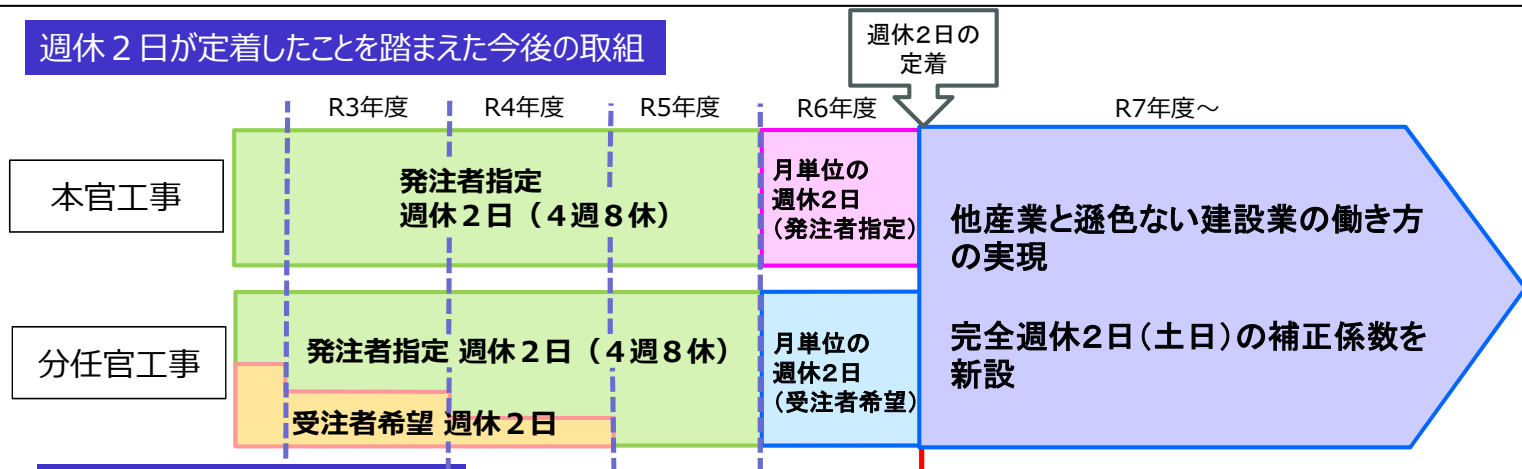
・各業界団体の取組事例等を更新。

37

完全週休2日(土日)の実現等の多様な働き方への支援

- 週休2日が定着したことを踏まえ、他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け総力を挙げ取り組む。
 - 令和7年度からは、地域の実情を踏まえ、完全週休2日(土日)の実現等の多様な働き方を支援する取組を実施。
- ※補正係数の適用に当たっては、天候等の受注者の責によらない場合、代替休日を設定するなど、建設現場の施工条件に留意して運用。
- ※完全週休2日(土日)の達成状況を考慮し、工事成績での加点を廃止。

週休2日が定着したことを踏まえた今後の取組



R7年度の週休2日補正係数

<現場閉所>

工期単位(4週8休)	月単位	週単位(完全週休2日(土日))
補正無し	労務費: 1.02 共通仮設費: 1.01 現場管理費: 1.02	労務費: 1.02 共通仮設費: 1.02 現場管理費: 1.03

<交替制>

工期単位(4週8休)	月単位	週単位(完全週休2日)
補正無し	労務費: 1.02 現場管理費: 1.02	労務費: 1.02 現場管理費: 1.03

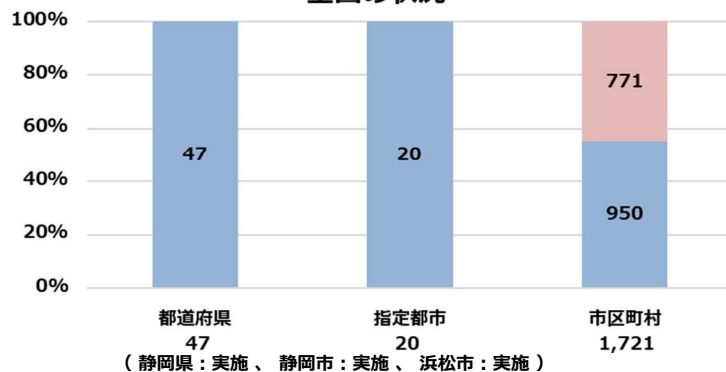
38

週休2日工事等の実施※状況(静岡県)

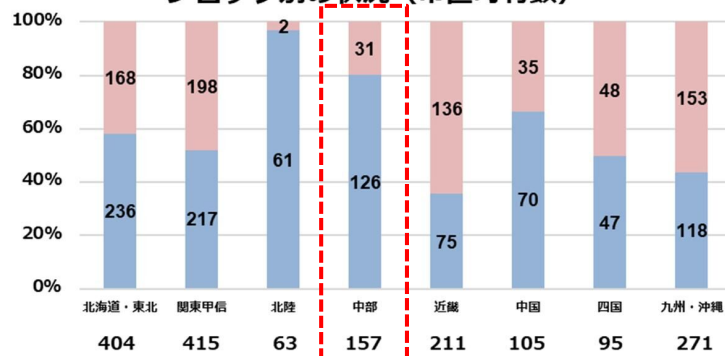
出典: 令和6年度入札契約適正化に基づく実施状況調査

※「週休2日工事等の実施」とは、週休2日工事又は週休2日交替制工事を1件以上実施していることを指す。

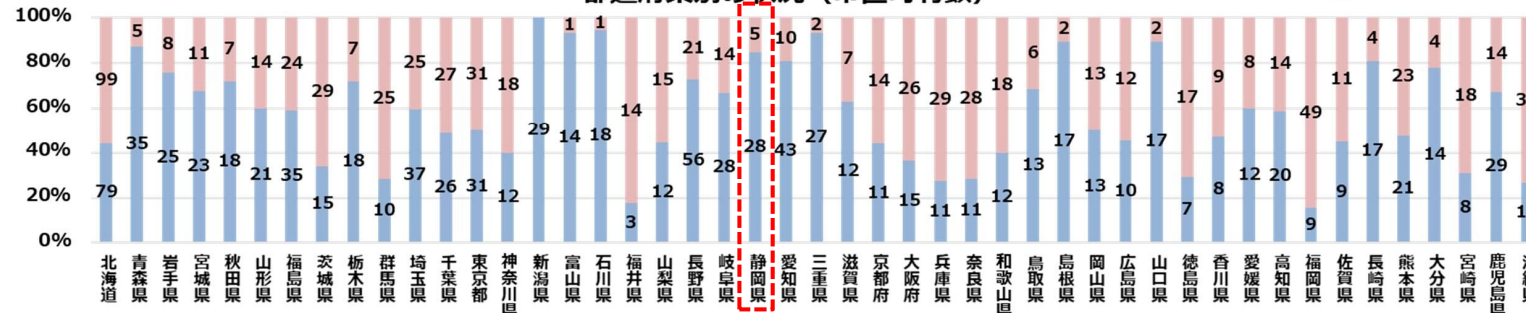
全国の状況



ブロック別の状況(市区町村数)



都道府県別の状況(市区町村数)



【実施している市区町村】

沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、伊豆の国市、牧之原市、河津町、南伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町

【未実施の市区町村】

菊川市
東伊豆町、松崎町、西伊豆町、森町

39

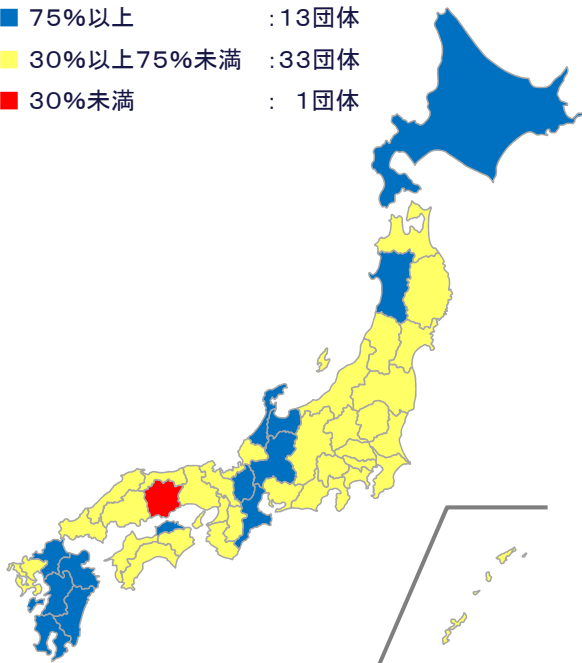
●国土交通省が独自に実施した調査にて、各都道府県から提出された回答を基に令和5年度における週休2日達成率について集計

週休2日達成率 = $\frac{4週8休達成件数}{令和5年度工事完了件数}$

- <定義>
- 対象期間 : 令和5年4月1日から令和6年3月31日
 - 対象部局 : 土木部局、建築部局、農林部局
 - 4週8休達成件数 : 対象期間内に完了した工事のうち、4週8休以上を達成した工事件数
 - 令和5年度工事完了件数 : 対象期間内に完了した工事件数(災害緊急復旧工事除く)

令和5年度週休2日達成率(都道府県)

- 75%以上 : 13団体
- 30%以上75%未満 : 33団体
- 30%未満 : 1団体



都道府県	達成率	都道府県	達成率	都道府県	達成率
北海道	94.8%	新潟県	71.8%	岡山県	28.6%
青森県	64.7%	富山県	78.3%	広島県	36.5%
岩手県	51.0%	石川県	90.8%	山口県	50.1%
宮城県	32.2%	岐阜県	80.4%	徳島県	36.9%
秋田県	95.5%	静岡県	67.5%	香川県	77.2%
山形県	50.6%	愛知県	47.3%	愛媛県	30.1%
福島県	52.7%	三重県	87.9%	高知県	50.8%
茨城県	35.7%	福井県	66.6%	福岡県	91.9%
栃木県	62.8%	滋賀県	88.8%	佐賀県	74.6%
群馬県	34.8%	京都府	57.8%	長崎県	74.2%
埼玉県	59.9%	大阪府	65.8%	熊本県	82.5%
千葉県	64.3%	兵庫県	46.0%	大分県	82.2%
東京都	49.9%	奈良県	67.6%	宮崎県	87.3%
神奈川県	65.6%	和歌山県	30.2%	鹿児島県	87.9%
山梨県	74.5%	鳥取県	59.1%	沖縄県	50.9%
長野県	73.8%	島根県	71.3%	全国平均	63.4%

指定都市	達成率
札幌市	78.6%
仙台市	48.1%
さいたま市	41.5%
千葉市	51.9%
横浜市	22.8%
川崎市	68.8%
相模原市	38.9%
新潟市	51.5%
静岡市	79.0%
浜松市	63.4%
名古屋市	37.9%
京都市	81.0%
大阪市	51.4%
堺市	18.5%
神戸市	70.4%
岡山市	26.9%
広島市	35.4%
北九州市	59.9%
福岡市	51.1%
熊本市	35.0%

(都道府県の全国平均は単純平均にて算出)

猛暑日を含めた雨休率の算出【参考】

<猛暑日を含めた雨休率の考え方>

【定義】猛暑日日数：年ごとのWBGT値31以上の時間^{※1}を日数換算し、平均した値（対象：5か年）

※1：8時～17時の間のデータを対象とする。

雨休率 = $\frac{\text{休日数} + \text{降雨・降雪等日数} + \text{猛暑日日数 (上述【定義】により算出した日数)}}{\text{実働日数}}$

<WBGT値を使った猛暑日日数の求め方>

- WBGT値31以上の時間数を集計し、日数換算する（日数＝WBGT31以上の時間数／8h）

<例：埼玉県さいたま> 【使用データ】環境省のWBGT値^{※2}（5か年分：2017年～2021年）

年	月	WBGT値31以上の時間数 (h)	日数換算値 (日)
2017	6		
	7	30.00	3.75
	8	24.00	3.00
	9		
計		54.00	6.75

年	月	WBGT値31以上の時間数 (h)	日数換算値 (日)
2019	6	1.00	0.13
	7	34.00	4.25
	8	53.00	6.63
	9	19.00	2.38
計		107.00	13.38

年	月	WBGT値31以上の時間数 (h)	日数換算値 (日)
2021	6		
	7	15.00	1.88
	8	59.00	7.38
	9		
計		74.00	9.25

年	月	WBGT値31以上の時間数 (h)	日数換算値 (日)
2018	6	1.00	0.13
	7	79.00	9.88
	8	71.00	8.88
	9	4.00	0.50
計		155.00	19.38

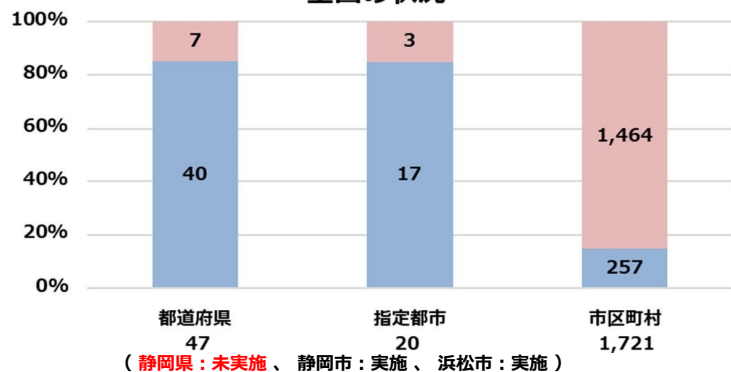
年	月	WBGT値31以上の時間数 (h)	日数換算値 (日)
2020	6		
	7	6.00	0.75
	8	72.00	9.00
	9	33.00	4.13
計		111.00	13.88

- 日数換算値の年平均値を算出する

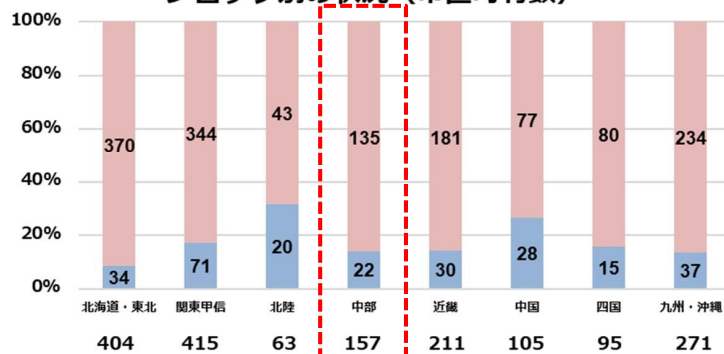
$(6.75 + 19.38 + 13.38 + 13.88 + 9.25) / 5 = 12.53 \text{ 日}$ ← 猛暑日日数

※2：環境省熱中症予防情報サイト (https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt_data.php)

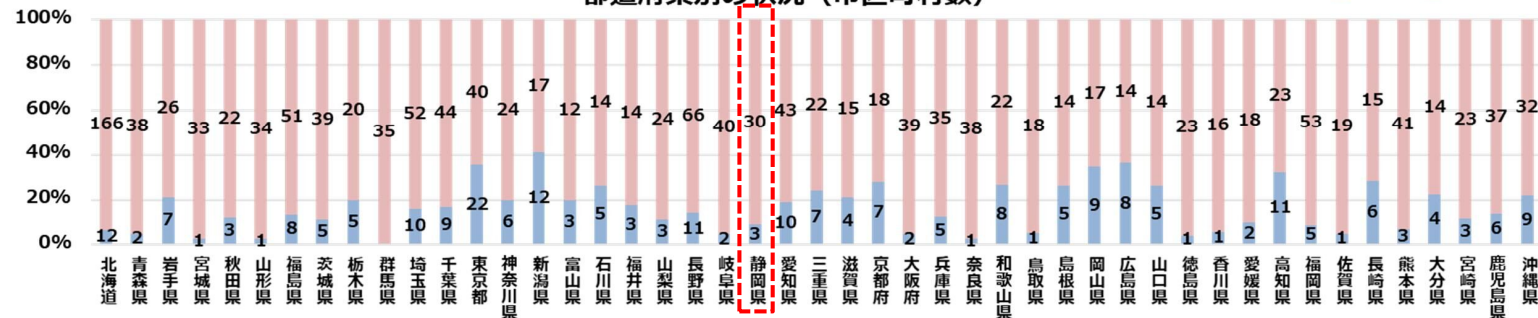
全国の状況



ブロック別の状況(市区町村数)



都道府県別の状況(市区町村数)



【実施している市区町村】
裾野市、牧之原市
森町

【未実施の市区町村】
沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、
下田市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市
東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町

3. 働き方改革の推進

(1) 適正な工期の設定・週休2日の促進

(2) 施工時期の平準化に向けた取組

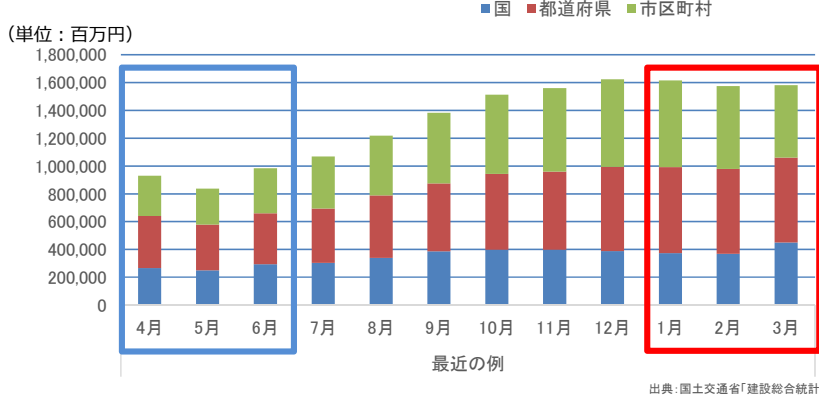
- 施工時期の平準化のため、債務負担行為の活用等の必要な措置（さ・し・す・せ・そ）を講じ、また、財政部局と発注部局が連携の上、具体的な取組を進める

(3) 書類の簡素化・IT化(電子化)

施工時期の平準化の必要性

- 公共工事では、年度内の時期によって工事の繁閑に大きな差が発生
- 工事の閑散期には、仕事が不足し、公共工事に従事する者(技能者)の収入が減る可能性が懸念される一方、繁忙期には、仕事量が集中することになり、技能者の長時間労働や休日の取得しにくさ等につながる懸念

公共工事における工事出来高の状況



閑散期 (青枠の期間、4月～6月)
(技能者) 仕事が少ないため、収入が不安定になる
(建設業者) 人材・機材が必要に対して過剰

繁忙期 (赤枠の期間、1月～3月)
(技能者) 仕事が多く、休暇を取得することが困難となり、長時間労働に陥りがち
(建設業者) 技術者が不足する懸念

⇒公共工事品質確保法では、発注者の責務として公共工事の施工時期の平準化が規定。また、入札契約適正化法では、公共工事の発注者が施工時期の平準化のための方策を講じることが努力義務とされている。

技能者や受注者（建設業者）に期待される効果

- 技能者の処遇の改善（特に休日の確保等）
- 年間を通じた安定的な工事の実施による経営安定化
- 人材や機材の実働日数の向上や効率的な運用
- 稼働率の向上による機械保有等の促進

発注者に期待される効果

- 入札不調・不落の抑制など、安定的な施工の確保
- 中長期的な公共工事の担い手の確保
- 発注担当職員等の事務作業の負担軽減

施工時期の平準化を推進する必要

44

平準化の促進に向けた取組(『さ・し・す・せ・そ』の推進)

債務負担行為の活用（さ）

- 債務負担行為を活用して複数の年度にまたがる契約を行うことにより、年度当初の閑散期（4月～6月）においても工事の施工が可能になり、施工時期の平準化につながります。
- 通常、大規模な工事で工期が複数年にわたる場合は、債務負担行為を設定することにより、複数年にわたる契約が締結されますが、工期が12ヶ月未満の工事でも、債務負担行為を設定することにより、年度をまたいだ契約を行うことが可能になります。
- また、ゼロ債務負担行為※を設定することにより、次年度当初から工事に着手でき、出水期までに施工が必要な工事などへの対応が可能になります。 ※主に補正予算で、年度内に契約まで済ませるが、支払いはゼロである債務負担行為

柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）（し）

- 余裕期間制度の活用により、例えば、受注者が工事開始日や工期末を選択しやすくなるなど、受注者は人材や資機材の調整を行いやすくなるため、工事の円滑な施工が見込まれます。

速やかな繰越手続（す）

- 悪天候や用地の関係など、年度内に支出が終わらないやむを得ない事由が発生した場合には、年度末を待つことなく、速やかに繰越手続を開始することにより、受注者は、年度内の完成を早期に見直すことができ、余裕をもって人材・資機材のやりくりを行えるようになります。

積算の前倒し（せ）

- 発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に積算単価を更新するだけで速やかに発注手続を行うことができます。

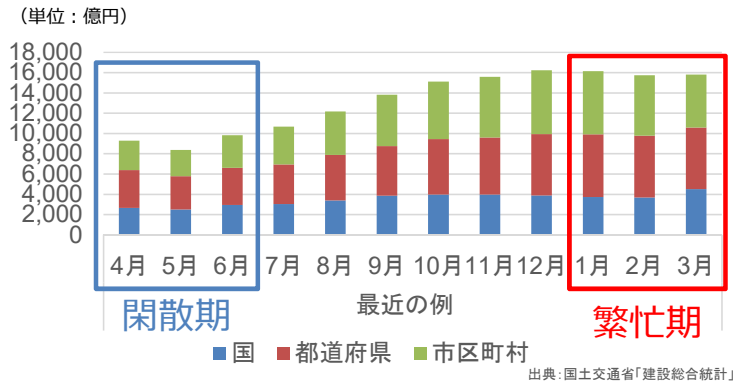
早期執行のための目標設定（執行率等の設定、発注見通しの公表）（そ）

- 年度末に工期末が集中しないよう上半期（特に4～6月）の執行率（契約率）の目標を設定し早期発注を目指します。
- 発注の見通しの公表により、受注者が人材や資機材を計画的に準備でき、円滑な施工が見込まれます。

45

- 公共工事は、年度内の時期によって工事の繁閑に大きな差が生じ、人材や機材の効率的な活用等に支障を来すため、担い手3法において、**施工時期の平準化が公共発注者の責務・努力義務として位置付け**られている（品確法・入契法）。
- 現在、平準化の対応状況の指標として、「**平準化率**」を活用しているが、閑散期のみを軸とした指標となっている。

公共工事における1年間の工事出来高の状況



繁忙期は業務量が多く、人材不足や長時間労働が懸念される一方、**閑散期**は業務量が少なく、労働者の収入が不安定となる

＜施工時期の平準化に関する国土交通省の取組＞

- ・平準化に向けた「さしすせそ」の推進、事例集の公表
 - (さ) 債務負担行為の活用
 - (し) 柔軟な工期の設定
 - (す) 速やかな繰越手続
 - (せ) 積算の前倒し
 - (そ) 早期執行のための目標設定
- ・施工時期の平準化の取組状況（**平準化率**）の「見える化」
- ・市議会議長会等を通じた働きかけ
- ・関係省庁と連名で取組の推進を地方公共団体へ要請

現行の指標 「平準化率」

平準化率の定義

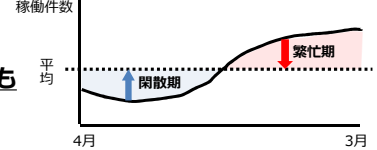
$$\text{平準化率} = \frac{(\text{4～6月期の月平均工事稼働数})}{(\text{年度の月平均工事稼働数})}$$

平準化率が1.0に近づいていくことで、**閑散期の解消**が図られる

平準化率は閑散期（4～6月）の工事稼働数を、年度の平均工事稼働数に近づけていくための指標

平準化の推進のためには、**閑散期の解消のみならず、繁忙期の解消（ピークカット）も促進する必要**

○平準化推進のイメージ



新指標「ピークカット指標」

繁忙期（1月～3月）の工事稼働数を、年度の平均工事稼働数に近づけていくための指標も必要

ピークカットに向けた新指標を検討し、自治体ごとに改善目標を設定・進捗を見る化

46

平準化率とピークカット指標の考え方の比較

- 平準化率とは、通常**閑散期**である**4～6月期**における公共工事の稼働状況を年度平均と比較した指標
- ピークカット指標とは、通常**繁忙期**である**1～3月期**における公共工事の稼働状況を年度平均と比較した指標

工事名と工期	工期													翌年度	
	過年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
い工事：前年度11/3～9/26	←						→								
ろ工事：6/5～1/13			←	→							→				
は工事：9/17～3/28								→	→						
に工事：1/21～翌年度5/25											←	→			
※工事稼働件数は、稼働日数に関わらず各月1件ずつカウント（例えば、工期が4/1～5/1の工事の場合、4月と5月の工事の稼働件数はそれぞれ1件としてカウント）															
各月における工事稼働件数		1件	1件	2件	2件	2件	2件	2件	2件	2件	3件	3件	2件		
年度全体の月平均工事稼働数		24÷12													
4-6月期の月平均工事稼働数		4÷3													
1-3月期の月平均工事稼働数											8÷3				

平準化率の計算方法

- ① 当該年度に稼働した工事の工期を把握し、各月における工事稼働件数をカウント
- ② 4～6月において、1月あたり平均何件の工事が稼働したか（上記青枠内の「**4～6月期の月平均工事稼働数**」）を算出
- ③ 当該年度全体において、1月あたり平均何件の工事が稼働したか（緑枠内の「**年度全体の月平均工事稼働数**」）を算出
- ④ 「**4～6月期の月平均工事稼働数**」を「**年度全体の月平均工事稼働数**」を割ることで平準化率を算出

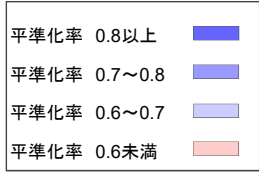
$$\left[\frac{(\text{4～6月期の月平均工事稼働数})}{(\text{年度全体の月平均工事稼働数})} = \frac{4 \div 3}{24 \div 12} = 0.67 \right]$$

ピークカット指標の計算方法

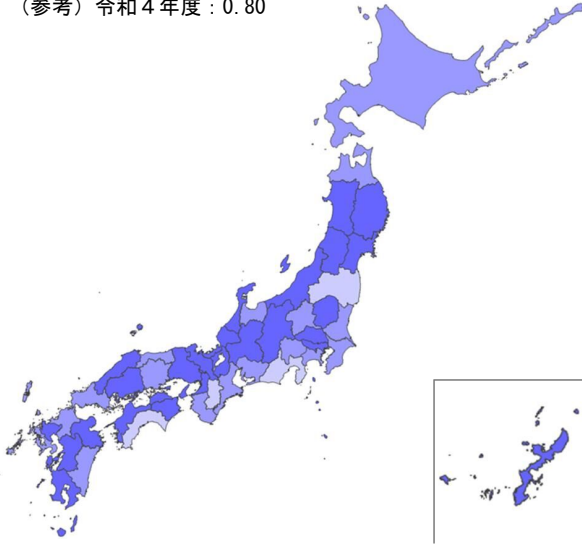
- ① 当該年度に稼働した工事の工期を把握し、各月における工事稼働件数をカウント
- ② 1～3月において、1月あたり平均何件の工事が稼働したか（上記赤枠内の「**1～3月期の月平均工事稼働数**」）を算出
- ③ 当該年度全体において、1月あたり平均何件の工事が稼働したか（緑枠内の「**年度全体の月平均工事稼働数**」）を算出
- ④ 「**1～3月期の月平均工事稼働数**」を「**年度全体の月平均工事稼働数**」を割ることで平準化率を算出

$$\left[\frac{(\text{1～3月期の月平均工事稼働数})}{(\text{年度全体の月平均工事稼働数})} = \frac{8 \div 3}{24 \div 12} = 1.33 \right]$$

都道府県の平準化率の状況



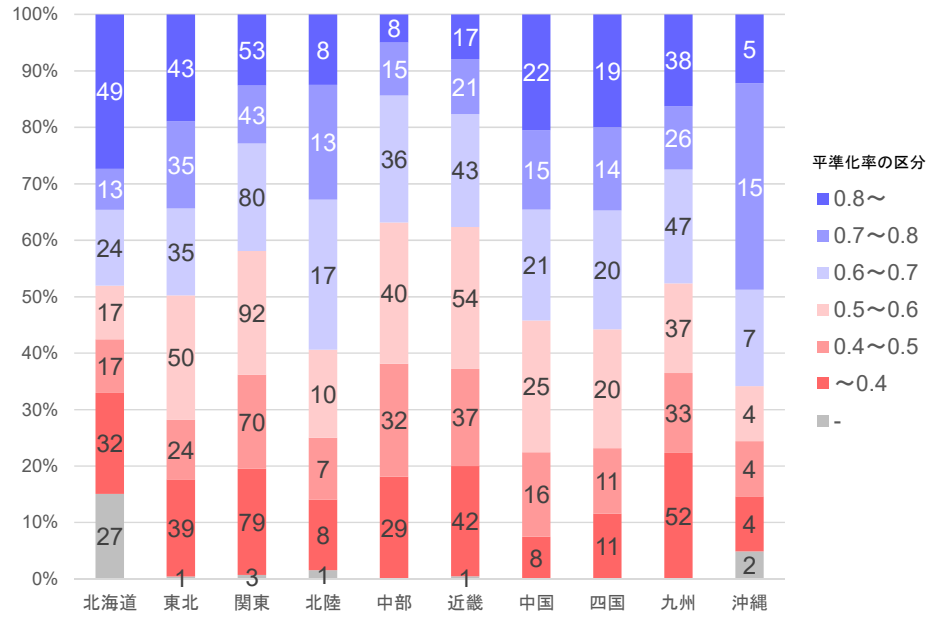
全国平均（都道府県）
令和5年度：0.81
（参考）令和4年度：0.80



指定都市・市区町村の平準化率の状況

地域別の平準化率の区分分布（令和5年度）

※グラフ内の数字は地方公共団体数



地域別の平準化率の平均値（指定都市・市区町村）

	全国	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
令和5年度	0.60	0.66	0.63	0.58	0.64	0.54	0.55	0.63	0.64	0.57	0.71
令和4年度	0.58	0.62	0.57	0.56	0.60	0.51	0.53	0.68	0.60	0.57	0.69

※地域区分

北海道：北海道

東北：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

関東：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県

北陸：新潟県、石川県、富山県

中部：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

近畿：福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

四国：徳島県、香川県、愛媛県、高知県

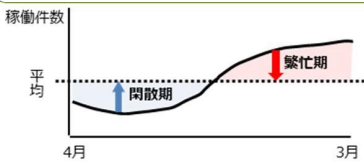
九州：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

沖縄：沖縄県

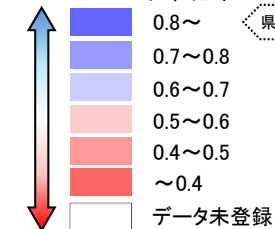
平準化率の推進状況（静岡県） 令和5年度

課題

閑散期（4~6月期）…労働者収入が不安定
繁忙期…人材不足や長時間労働を招く
⇒目標値を定めて平準化を一層進める必要

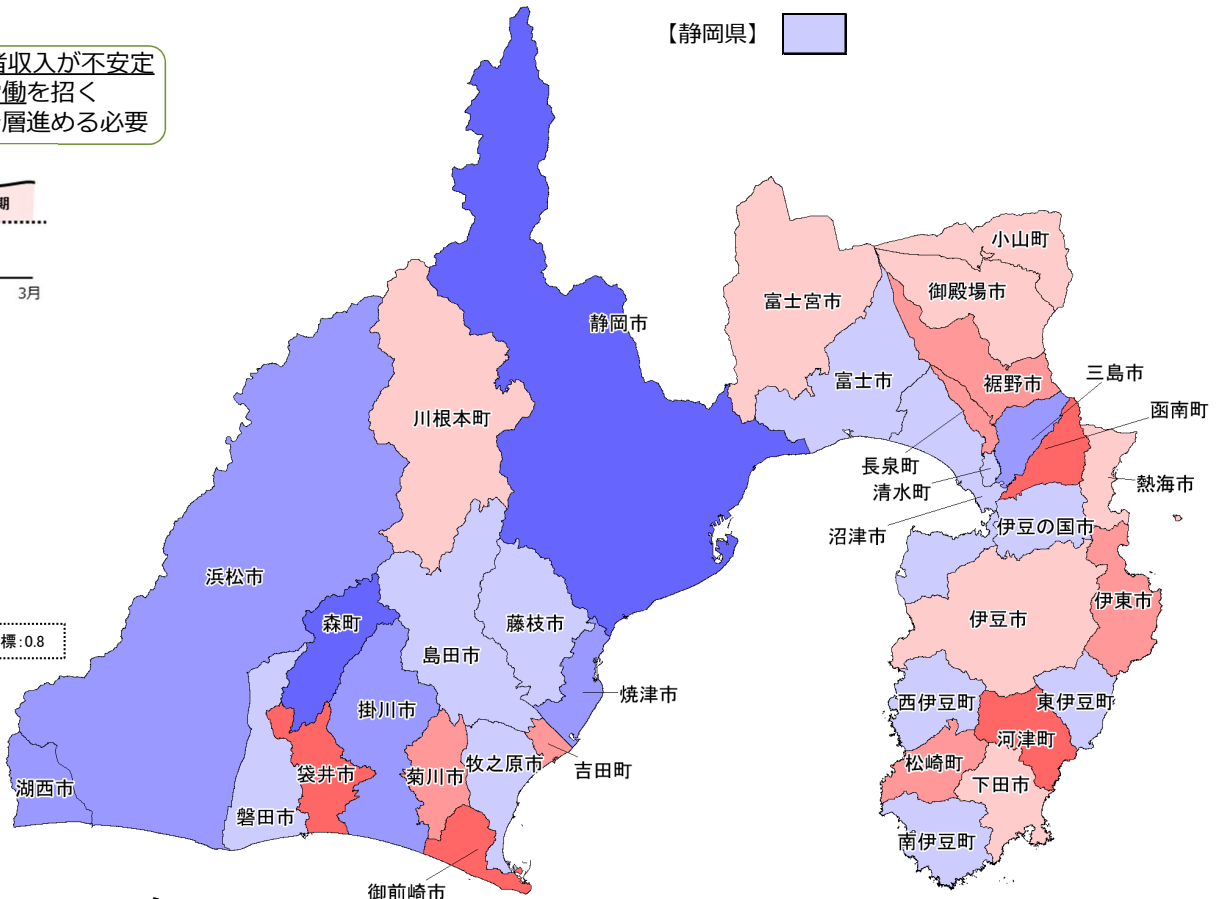


取組が進んでいる 平準化率



取組が遅れている

県域目標：0.8



$$\text{平準化率} = \frac{(\text{4~6月期の月平均工事稼働数})}{(\text{年間の月平均工事稼働数})}$$

- ・「さしすせそ」の推進
- ④ 債務負担行為の活用【複数年度契約】
- ⑤ 柔軟な工期の設定
- ⑧ 速やかな繰越手続
- ⑥ 積算の前倒し【早期発注】
- ⑦ 早期執行のための目標設定

静岡県	0.68	静岡市	0.80	浜松市	0.77
	サシスセソ		サシスセソ		サシスセソ

沼津市	0.63	磐田市	0.61	裾野市	0.40	東伊豆町	0.67	清水町	0.65
	サシスセソ		サシスセソ		サシスセソ		サシスセソ		サシスセソ
熱海市	0.57	焼津市	0.77	湖西市	0.73	河津町	0.32	長泉町	0.48
	サシスセソ		サシスセソ		サシスセソ		サシスセソ		サシスセソ
三島市	0.72	掛川市	0.74	伊豆市	0.52	南伊豆町	0.65	小山町	0.56
	サシスセソ		サシスセソ		サシスセソ		サシスセソ		サシスセソ
富士宮市	0.58	藤枝市	0.67	御前崎市	0.30	松崎町	0.41	吉田町	0.46
	サシスセソ		サシスセソ		サシスセソ		サシスセソ		サシスセソ
伊東市	0.41	御殿場市	0.58	菊川市	0.47	西伊豆町	0.62	川根本町	0.54
	サシスセソ		サシスセソ		サシスセソ		サシスセソ		サシスセソ
島田市	0.67	袋井市	0.37	伊豆の国市	0.61	函南町	0.38	森町	0.88
	サシスセソ		サシスセソ		サシスセソ		サシスセソ		サシスセソ
富士市	0.64	下田市	0.57	牧之原市	0.63				
	サシスセソ		サシスセソ		サシスセソ				

【備考】・人口10万以上の市については市名に下線を付記(出典:総務省「令和2年国勢調査」)
(上段)・平準化率:4～6月期の月平均工事稼働数／年間の月平均工事稼働数
・「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事を基に算出(令和5年度実績。1件当たり500万円以上)
(下段)・令和6年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査(令和6年7月1日時点)による「さしすせそ」の取組状況(令和5年度の実施実績)

ピークカット指標(県域単位※)

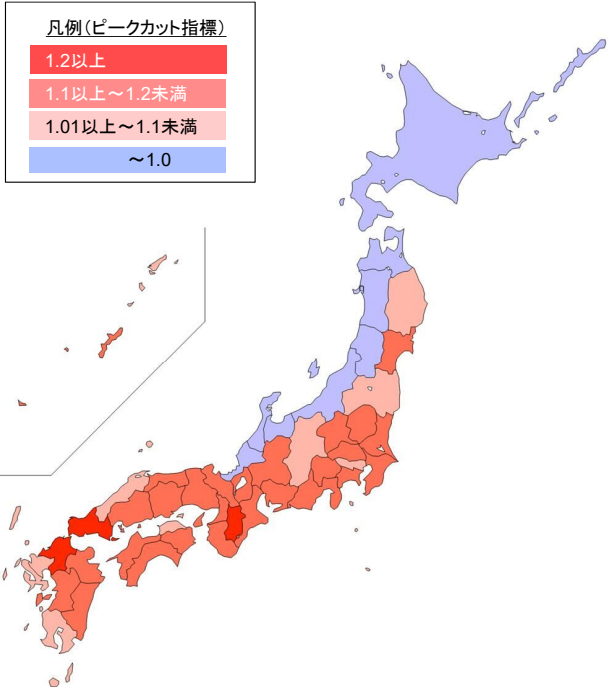
地域平準化率(件数) = $\frac{4\sim6\text{月期の工事平均稼働件数}}{\text{年度の工事平均稼働件数}}$

ピークカット指標 = $\frac{1\sim3\text{月期の月平均工事稼働件数}}{\text{年間の月平均工事稼働件数}}$

※県域単位:各都道府県管内の都道府県、政令市、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」登録データを活用
対 象:契約金額500万円以上の工事
稼働件数:当該月に工期が含まれるもの

■ピークカット指標の実績値(R5)



■実績値(R5)

県域	ピークカット指標	県域	ピークカット指標	県域	ピークカット指標
	実績値(R5)		実績値(R5)		実績値(R5)
北海道	0.84	石川県	0.99	岡山県	1.14
青森県	0.91	福井県	0.98	広島県	1.13
岩手県	1.04	山梨県	1.13	山口県	1.21
宮城県	1.14	長野県	1.08	徳島県	1.16
秋田県	0.94	岐阜県	1.10	香川県	1.06
山形県	0.82	静岡県	1.11	愛媛県	1.13
福島県	1.07	愛知県	1.13	高知県	1.14
茨城県	1.13	三重県	1.16	福岡県	1.24
栃木県	1.14	滋賀県	1.18	佐賀県	1.07
群馬県	1.11	京都府	1.18	長崎県	1.09
埼玉県	1.14	大阪府	1.13	熊本県	1.14
千葉県	1.16	兵庫県	1.17	大分県	1.19
東京都	1.07	奈良県	1.29	宮崎県	1.13
神奈川県	1.15	和歌山県	1.18	鹿児島県	1.08
新潟県	0.89	鳥取県	1.13	沖縄県	1.12
富山県	0.96	島根県	1.07	全国	1.10

3. 働き方改革の推進

(1) 適正な工期の設定・週休2日の促進

(2) 施工時期の平準化に向けた取組

(3) 書類の簡素化・IT化(電子化)

- 情報共有システム（ASP）を導入することで、工事書類の簡素化・電子化を進め、工事書類の提出・管理に係る業務負担の軽減を図る

52

ASPの導入による建設業の働き方改革

ASP(Application Service Provider; 情報共有システム)とは…受発注者間におけるオンライン完結型の書類提出システム
 ⇒入力内容が各発注者の様式に自動で反映し、**工事書類の簡素化・電子化**が実現、受注者における**入力方式の統一化**
 2024年問題として議論されてきた労働環境の改善が図られ、**公共工事の業務上の手間が抜本的に解消**される

これまでの工事書類の提出状況

- 作成した書類を印刷し発注者に持参
- 提出書類を紙媒体として保管する必要(下図)
→ 工事ごとに大量の文書を保管する場所が必要
- 大量の書類を作成する必要があるため、**技術者の長時間労働による残業時間規制の問題**
- 発注者の書類の確認状況等の意思疎通に手間
→ 意思疎通のための移動時間の逸失



◆橋梁下部工事、工期：約14ヶ月の場合）全体約360cm

ASPで工事書類を提出した場合

- 書類作成から提出まで**パソコンのみで完結**(下図)
- 提出された書類を**電子データとして保管**
→ オンラインで保存されており、セキュリティ上安全
- 紙での提出時に比べ、**20～30%の時間短縮**※効果があり、働き方改革の推進が見込まれる
- 書類の確認状況がオンライン上で把握できる
- 必要なデータが**自動で納品可能**



1つの統一書式に入力するので、受発注者ともに負担が減る！

各自治体で受理、提出完了

- 〇〇都の「工事着手届」
- 〇〇県の「着工届」
- 〇〇〇〇市の「着手届」

※一般財団法人日本建設情報総合センター 第7回建設情報研究所研究発表会「情報共有に関する研究」(加本,2005)

ASPの導入により期待される効果

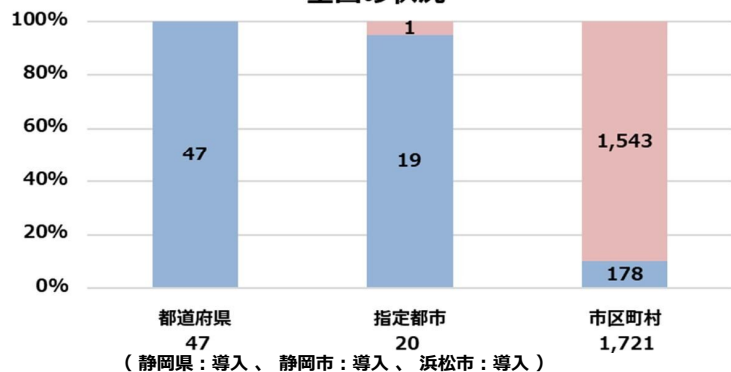
受注者（建設業者）に期待される効果

- 不要な書類作成に係る**時間の削減**
- 書類作成者における**入力方式の統一化**
- **ペーパーレス化**の推進（紙と電子の二重提出の削減）
- 大容量データ（図面等）のスムーズなやり取り

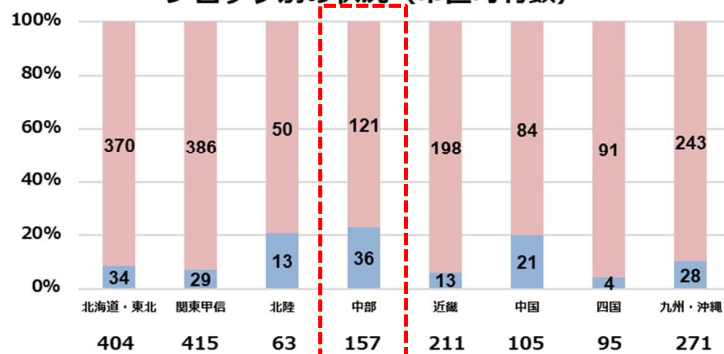
発注者に期待される効果

- 発注担当職員等の事務作業の**負担軽減**
- 工事書類の保存を電子化し、**一元的に管理**することで業務の効率化
- 複数案件の一覧による一括処理が可能

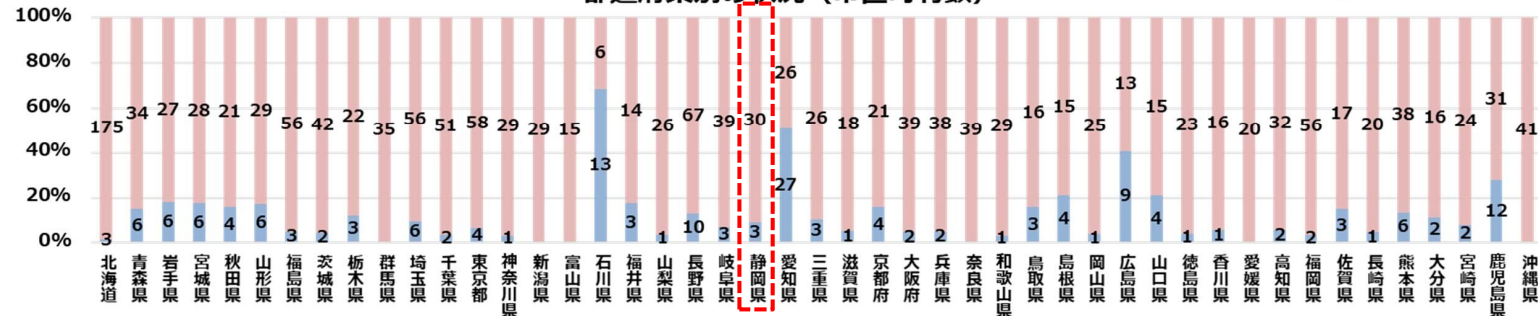
全国状況



ブロック別の状況(市区町村数)



都道府県別の状況(市区町村数)



【導入している市区町村】
富士宮市、富士市、藤枝市

【未導入の市区町村】
沼津市、熱海市、三島市、伊東市、島田市、磐田市、焼津市、掛川市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、
菊川市、伊豆の国市、牧之原市、
東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、森町

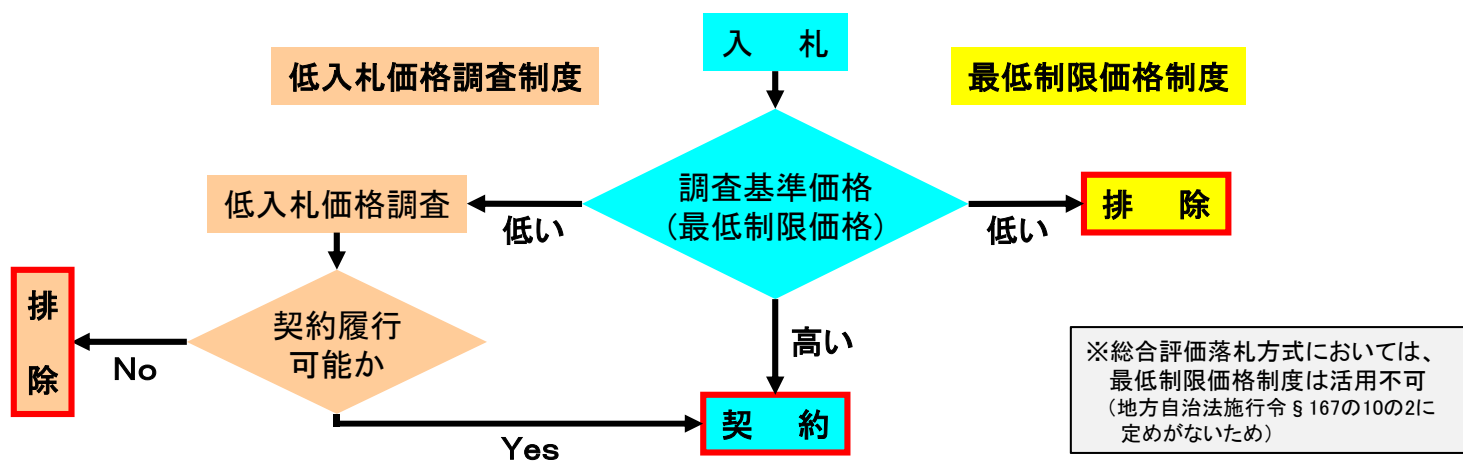
4. ダンピング対策

(1) ダンピング対策の導入、算定式の見直し

- 低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底し、ダンピング受注を排除
- 算定式は適切に見直しを行い、調査基準価格及び最低制限価格は落札決定以後の公表とすること

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の概要

- 競争入札を行った場合、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者と契約することが会計法及び地方自治法の原則(最低価格自動落札の原則)
- ただし、例外として、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度(後者は地方公共団体のみ)により、契約の適切な履行がなされない懸念がある場合には契約から排除することができる



- 会計法 § 29の6 第1項

 - ・予定価格の制限の範囲内の最低価格者と契約
 - ・ただし、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合、政令の定めるところにより、次順位者との契約も可能

○ 予算決算及び会計令 § 85,86

 - ・「契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合」の基準を作成
 - ・上記基準に該当した場合、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか調査

○ 地方自治法 § 234 第3項

 - ・予定価格の制限の範囲内の最低価格者と契約
 - ・ただし、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内で申込みをした者のうち最低価格者以外の者との契約も可能

○ 地方自治法施行令第167の10

 - ・契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合、次順位者との契約も可能
 - ・予め最低制限価格を定め、最低制限価格以上の価格者と契約可能

ダンピング対策の強化について

総行第543号
 国不入企第35号
 令和6年12月18日

各都道府県知事 殿
 (市区町村担当課、財政担当課、契約担当課扱い)
 各都道府県議会議員 殿
 (議会事務局扱い)
 各指定都市市長 殿
 (財政担当課、契約担当課扱い)
 各指定都市議会議員 殿
 (議会事務局扱い)

総務省自治行政局長
 (公印省略)

国土交通省不動産・建設経済局長
 (公印省略)

公共工事の円滑な施工確保について

公共工事に対する国民の信頼の確保や建設業の健全な発達を図るとともに、防災・減災、国土強靱化対策の加速化等、国民の安全・安心を確保する取組を推進するためには、令和6年12月17日に成立した令和6年度補正予算も含め、今後の公共工事の入札及び契約を適正に実施し、円滑かつ適切な執行を図ることが重要です。

このため、各地方公共団体においては、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」(令和6年11月22日閣議決定)や「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)の趣旨及び「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」(令和6年12月16日付け総行第541号・国不入企第30号)において要請した内容を踏まえ、下記の措置を適切に講じることにより、今後の公共工事の円滑な施工確保を図っていただくよう、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号。以下「入札法」という。)第21条第2項に基づき、要請します。

各都道府県及び各指定都市におかれましては、本要請が庁内の公共工事発注担当部局に対して広く周知徹底され、一部の部局のみならず、庁内の公共工事発

◆「公共工事の円滑な施工確保に向けた取組について」 (令和6年12月18日付け 総務省・国交省 → 地方公共団体)

2. 適正な価格による契約について

(2)ダンピング対策の強化について(適正化指針 第24(3))

低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底することにより、ダンピング受注(その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結をいう。以下同じ。)を排除すること。低入札価格調査制度又は最低制限価格制度のどちらも未導入の地方公共団体にあっては、早急に制度導入に向けた検討を行うこと。

また、令和4年3月に「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」が見直されたことを踏まえ、低入札価格調査の基準価格(以下「調査基準価格」という。)及び最低制限価格について、必要に応じてその算定方式の改定等により適切に見直すこと。また、入札金額に応じて調査基準価格等を設定することは、過度な価格競争を引き起こす要因となり得ることに留意すること。特に、ダンピング受注による問題が生じていると疑われる場合には、算定方式の見直しについて速やかに検討すること。

加えて、低入札価格調査制度における調査基準価格を下回った金額で入札した者に対しての調査の適切な実施の観点から、適正化指針第24(3)も参考に、同法第13条第1項の規定に基づく入札金額内訳書の確認の実施等を徹底すること。

中央公契連モデル

H25.5.16～	H28.4.1～	H29.4.1～	H31.4.1～	R4.4.1～
【範囲】 予定価格の 7.0/10～9.0/10	【範囲】 予定価格の 7.0/10～9.0/10	【範囲】 予定価格の 7.0/10～9.0/10	【範囲】 予定価格の 7.5/10～9.2/10	【範囲】 予定価格の 7.5/10～9.2/10
【計算式】 ・直接工事費×0.95 ・共通仮設費×0.90 ・現場管理費×0.80 ・一般管理費等×0.55 上記の合計額×消費税	【計算式】 ・直接工事費×0.95 ・共通仮設費×0.90 ・現場管理費×0.90 ・一般管理費等×0.55 上記の合計額×消費税	【計算式】 ・直接工事費×0.97 ・共通仮設費×0.90 ・現場管理費×0.90 ・一般管理費等×0.55 上記の合計額×消費税	【計算式】 ・直接工事費×0.97 ・共通仮設費×0.90 ・現場管理費×0.90 ・一般管理費等×0.55 上記の合計額×消費税	【計算式】 ・直接工事費×0.97 ・共通仮設費×0.90 ・現場管理費×0.90 ・一般管理費等×0.68 上記の合計額×消費税

(注) 計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。

算定式の意味

- 材料費、労務費等
- 運搬費、準備費等
- 現場労働者に係る費用
- 会社運営に係る費用

算定式は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等のうち、適正に工事を履行する上で最低限必要な費用(義務的経費)の峻別により設定されたもの

この基準額を下回る場合は、通常であれば適正に工事を履行することができないおそれがあることから、具体的な判断基準を定め、これを公表するとともに適切に運用すること。

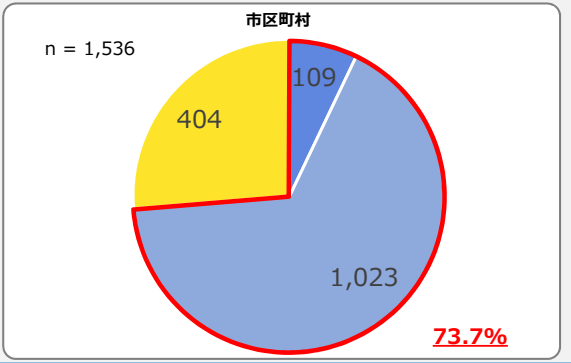
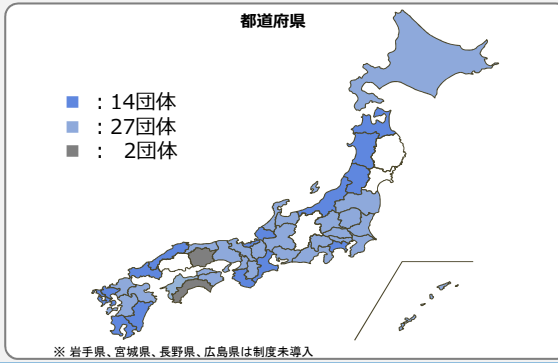
[ダンピング対策] 地方公共団体における算定式の設定水準等

出典: 令和6年度入契法に基づく入札・契約手続に関する実態調査(令和6年7月1日時点)

- 市区町村は、約96%の団体で低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を活用。
- 算定式の設定水準が確認できる団体のうち、8割近くの団体が令和4年中央公契連モデル以上を採用

※算定式非公表、未導入の団体除く

最低制限価格算定式の設定水準

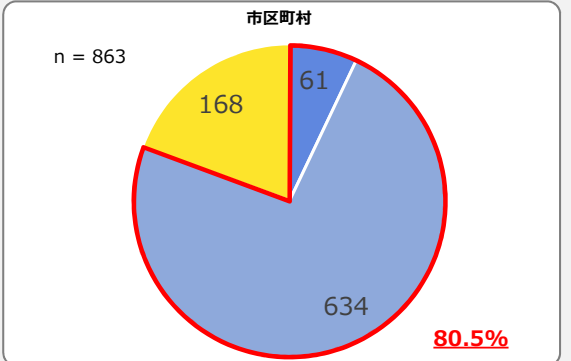
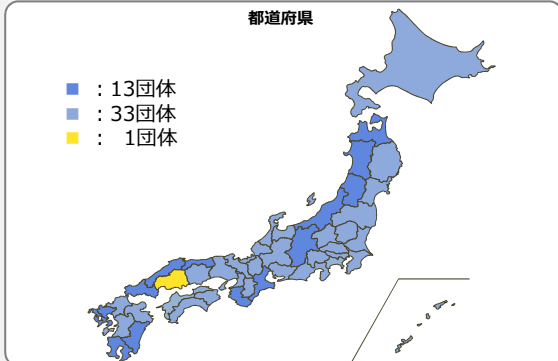


- : 独自モデル (R4中央公契連モデルを上回る水準)
- : R4中央公契連モデル相当の水準
- : その他
- : 算定式非公表

いずれの制度也未導入の団体

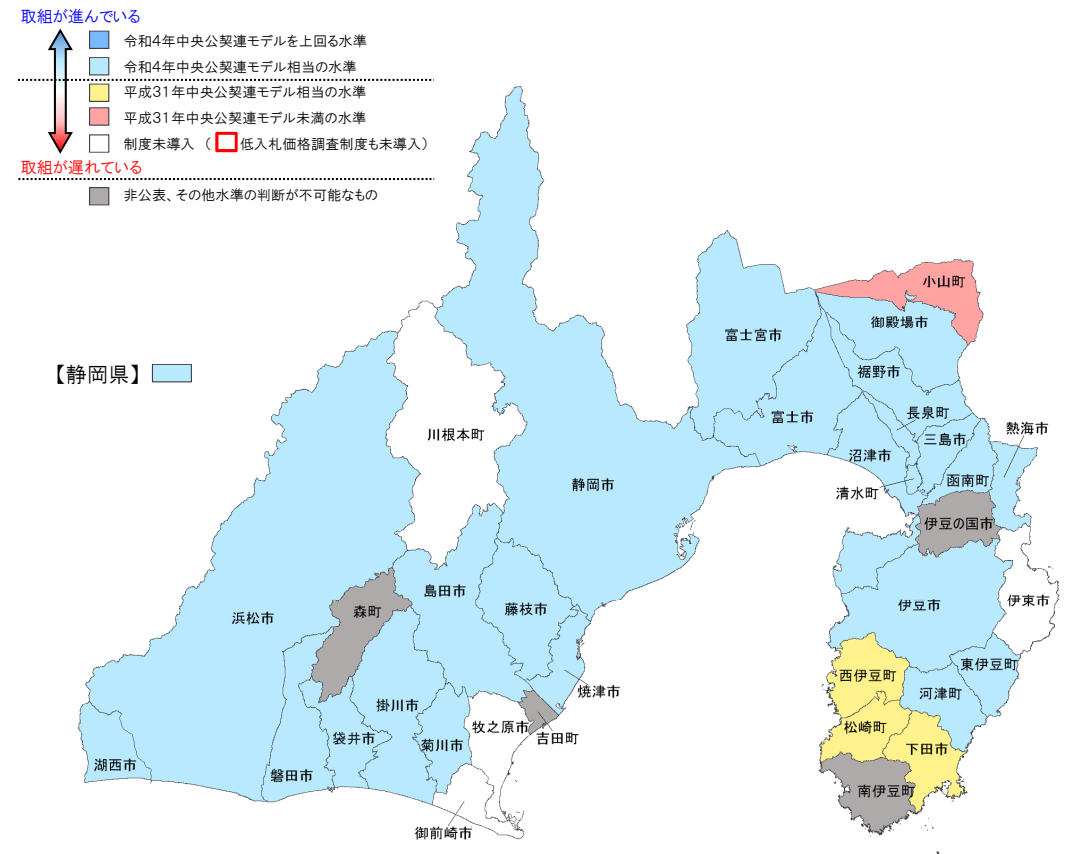
- H18 484 団体
- ↓
- H20 359 団体
- ↓
- H24 232 団体
- ↓
- H29 126 団体
- ↓
- H30 109 団体
- ↓
- R 2 88 団体
- ↓
- R 3 81 団体
- ↓
- R 4 73 団体
- ↓
- R 5 72 団体
- ↓
- R 6 69 団体

調査基準価格算定式の設定水準



※ 市区町村は、中央公契連モデルとの比較が可能な団体を対象に集計(算定式非公表団体等は集計対象外)

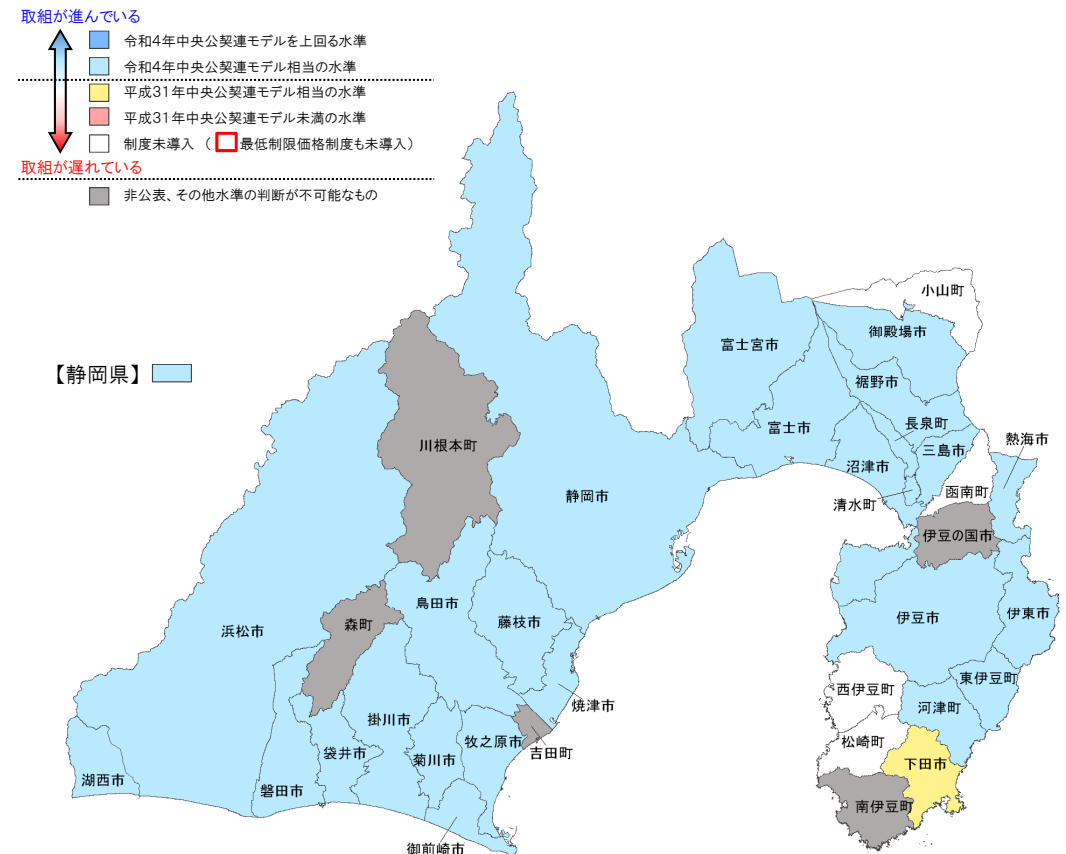
【工事】ダンピング対策 最低制限価格の算定式の設定水準(静岡県)



発注機関	算定式	実施率※
静岡市	R 4 モデルを採用	1.00
浜松市	R 4 モデルを採用	1.00
沼津市	R 4 モデルを採用	0.84
熱海市	R 4 モデルを採用	0.07
三島市	R 4 モデルを採用	0.94
富士宮市	R 4 モデルを採用	1.00
伊東市	制度未導入	1.00
島田市	R 4 モデルを採用	1.00
富士市	R 4 モデルを採用	0.98
磐田市	R 4 モデルを採用	1.00
焼津市	R 4 モデルを採用	1.00
掛川市	R 4 モデルを採用	1.00
藤枝市	R 4 モデルを採用	1.00
御殿場市	R 4 モデルを採用	0.96
袋井市	R 4 モデルを採用	1.00
下田市	H31モデルを採用	1.00
裾野市	R 4 モデルを採用	0.63
湖西市	R 4 モデルを採用	1.00
伊豆市	R 4 モデルを採用	1.00
御前崎市	制度未導入	1.00
菊川市	R 4 モデルを採用	1.00
伊豆の国市	非公表	0.65
牧之原市	制度未導入	0.51
東伊豆町	R 4 モデルを採用	1.00
河津町	R 4 モデルを採用	0.90
南伊豆町	非公表	1.00
松崎町	H31モデルを採用	1.00
西伊豆町	H31モデルを採用	0.90
函南町	R 4 モデルを採用	0.29
清水町	R 4 モデルを採用	0.37
長泉町	R 4 モデルを採用	0.12
小山町	独自モデル (H31モデル未満)	1.00
吉田町	非公表	0.89
川根本町	制度未導入	1.00
森町	非公表	1.00

※ 実施率＝ $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$
「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

【工事】ダンピング対策 調査基準価格の算定式の設定水準(静岡県)



発注機関	算定式	実施率※(再掲)
静岡市	R 4 モデルを採用	1.00
浜松市	R 4 モデルを採用	1.00
沼津市	R 4 モデルを採用	0.84
熱海市	R 4 モデルを採用	0.07
三島市	R 4 モデルを採用	0.94
富士宮市	R 4 モデルを採用	1.00
伊東市	R 4 モデルを採用	1.00
島田市	R 4 モデルを採用	1.00
富士市	R 4 モデルを採用	0.98
磐田市	R 4 モデルを採用	1.00
焼津市	R 4 モデルを採用	1.00
掛川市	R 4 モデルを採用	1.00
藤枝市	R 4 モデルを採用	1.00
御殿場市	R 4 モデルを採用	0.96
袋井市	R 4 モデルを採用	1.00
下田市	H31モデルを採用	1.00
裾野市	R 4 モデルを採用	0.63
湖西市	R 4 モデルを採用	1.00
伊豆市	R 4 モデルを採用	1.00
御前崎市	R 4 モデルを採用	1.00
菊川市	R 4 モデルを採用	1.00
伊豆の国市	非公表	0.65
牧之原市	R 4 モデルを採用	0.51
東伊豆町	R 4 モデルを採用	1.00
河津町	R 4 モデルを採用	0.90
南伊豆町	非公表	1.00
松崎町	制度未導入	1.00
西伊豆町	制度未導入	0.90
函南町	制度未導入	0.29
清水町	R 4 モデルを採用	0.37
長泉町	R 4 モデルを採用	0.12
小山町	制度未導入	1.00
吉田町	非公表	0.89
川根本町	非公表	1.00
森町	非公表	1.00

※ 実施率＝ $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$
「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

5. 円滑・適正な施工の確保

(1) スライド条項の適切な運用

- 工事内容に変更が生じた場合や資材価格の著しい変動がある場合、必要な費用や工期が適切に確保されるよう、変更契約を締結

(2) 適切な契約変更

62

公共工事標準請負契約約款における請負代金額変更の規定（スライド条項） 国土交通省

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

〔注〕○の部分には、原則として、「14」と記入する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各号の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の定めにかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

〔注〕○の部分には、原則として、「14」と記入する。

全体
スライド

単品
スライド

インフレ
スライド

単品・インフレ
のスライド方法
について

※補足：公共約款においては単品・インフレスライドのスライド方法を協議事項としており、具体的に定めていない。そのため、実務においては各発注者がスライド方法の取扱いをそれぞれ事前に定めるか、個別協議にて対応している。

63

価格変動が・・・

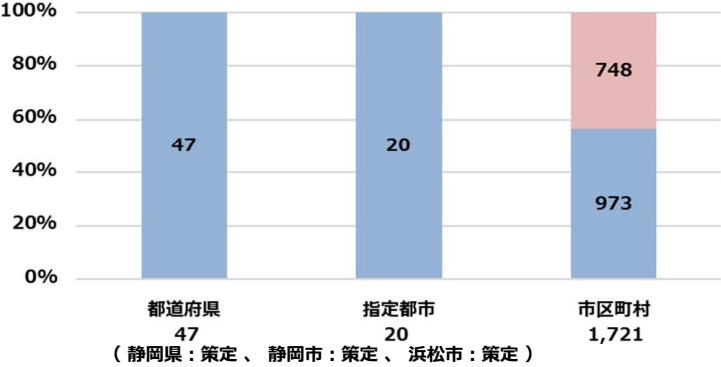
- 通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担
- 通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は不適切

項目		全体スライド (第1～4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く特定の資材(鋼材類、燃料油類等)	基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	受注者の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)	残工事費の1.0% (30条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」を採用。単品スライドと同様の考え)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての特定資材が対象のため、再スライドの必要がない)	可能

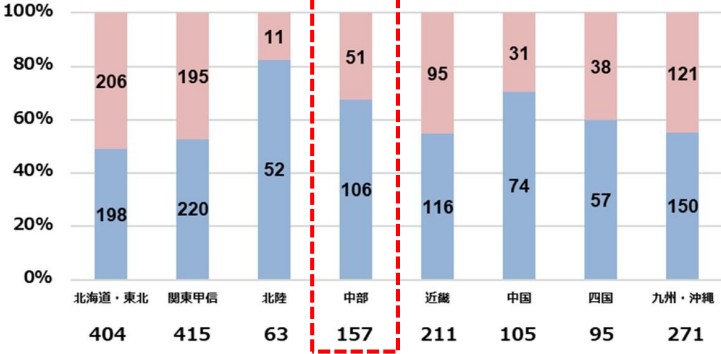
単品スライド条項の運用基準の策定状況(静岡県)

出典:令和6年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査

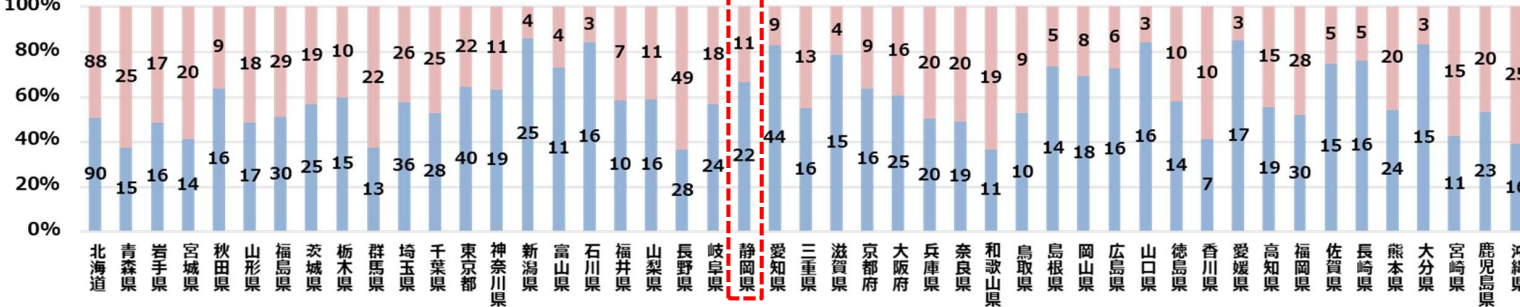
全国の状況



ブロック別の状況(市区町村数)



都道府県別の状況(市区町村数)



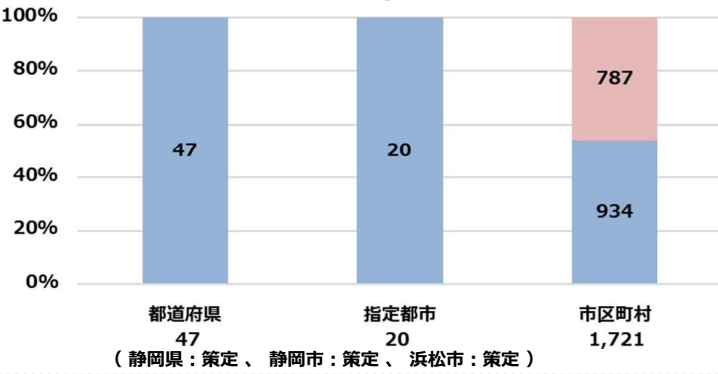
【策定している市区町村】

沼津市、熱海市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、下田市、湖西市、御前崎市、菊川市、牧之原市、東伊豆町、河津町、松崎町、西伊豆町、函南町、長泉町

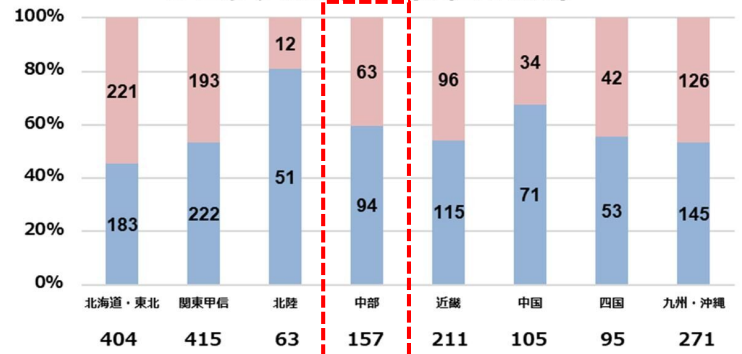
【未策定の市区町村】

三島市、袋井市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、南伊豆町、清水町、小山市、吉田町、川根本町、森町

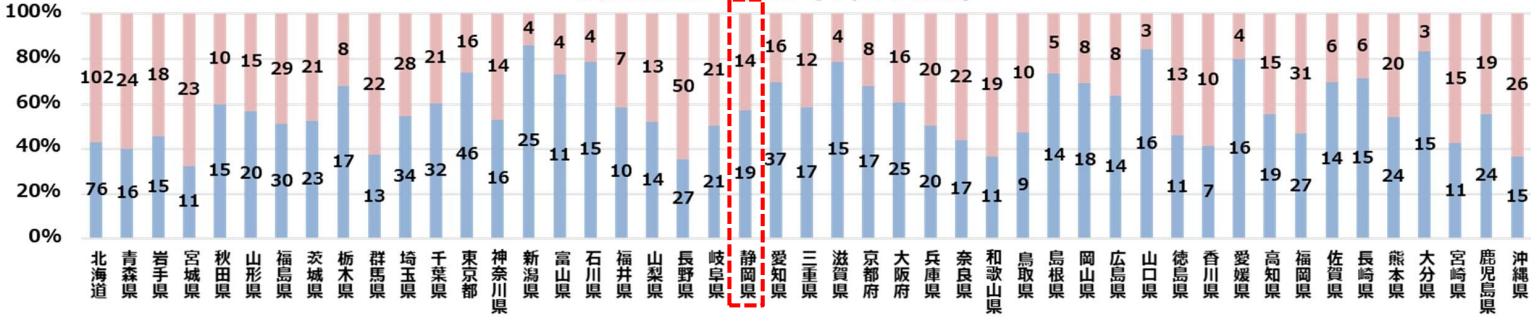
全国の場合



ブロック別の状況(市区町村数)



都道府県別の状況(市区町村数)



【策定している市区町村】

沼津市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、藤枝市、御殿場市、下田市、御前崎市、菊川市、牧之原市、東伊豆町、河津町、松崎町、西伊豆町、函南町、長泉町

【未策定の市区町村】

熱海市、三島市、掛川市、袋井市、裾野市、湖西市、伊豆市、伊豆の国市、南伊豆町、清水町、小山町、吉田町、川根本町、森町

5. 円滑・適正な施工の確保

(1) 適切な設計変更(スライド条項の適切な運用)

(2) 適切な契約変更

- 施工条件と実際の現場が一致しない場合など必要と認められるときは、適切に設計図書を変更

- 設計図書の施工条件と現場実態が一致しない場合等の必要な場合には、適切に設計変更を行う必要。
- 設計変更により工事費用・工期に変動が生じた場合には、適切に契約変更を行う必要。

◆「公共工事の円滑な施工確保に向けた取組について」

(令和6年12月18日付け 総務省・国交省 → 地方公共団体)

2. 適正な価格による契約について

(4)設計変更・契約変更等の適切な実施について(適正化指針 第25(4))

発注者・受注者間の対等性を確保し、公共工事の適正な施工を確保するためには、必要があると認められるときに設計図書の変更を適切に行い、かつ、施工に必要な費用や工期が適切に確保されることが重要である。

このため、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状況が一致しない場合、用地取得等、工事着手前に発注者が対応すべき事項に要する手続の期間が超過するなど設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状況が生じた場合、災害の発生などをやむを得ない事由が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行うこと。

さらに、工事内容の変更が必要となり、工事費用や工期に変動が生じた場合等には、施工に必要な費用や工期が適切に確保されるよう、公共工事標準請負契約約款に沿った契約約款に基づき、必要な変更契約を適切に締結するものとし、この場合において、工期が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に行うこと。特に、発注者からの指示等に基づき施工が進められており、設計図書の変更及びこれに伴って請負代金の額や工期の変更が必要と認められる場合にも関わらず、請負代金の変更見込金額が当初の請負代金額と比較して一定の割合を超えたことのみをもって設計変更に応じない、若しくは設計変更に伴って必要と認められる請負代金の額や工期の変更を行わないことは、厳に慎むこと。

また、変更手続きを円滑に実施するため、設計変更が可能となる場合やその手続き等について設計変更に関する指針（設計変更ガイドライン）の策定・公表に努めること。策定した指針の内容は、特記仕様書に契約事項として取扱う旨を記載するなどの方法により、指針の適正な履行が図られるよう努めること。

(左記赤字部分関係)

特に、変更見込金額が一定の水準を超えたことのみをもって
設計変更や契約変更に応じないことは、厳に慎むこと

⇒ この旨、各発注機関内において周知徹底するとともに、
以下を参照して設計変更ガイドラインの記載ぶりにも留意すること。

変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合においても、一体施工の必要性から分離発注できないものについては、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこととする。(中略)

この場合において、特に、指示等で実施が決定し、施工が進められているにも関わらず、変更見込金額が請負代金額の30%を超えたことのみをもって設計変更に応じない、もしくは、設計変更に伴って必要と認められる請負代金の額や工期の変更を行わないことはあてはまらない。

分離発注が著しく困難で、一体施工の必要性があるものについては、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこととする。なお、変更金額が請負金額の30%を超える場合も同様とする。

次のような場合は、設計変更の基本原則の範囲を越えるものですので、当該工事の分離発注が困難な場合等を除き、設計変更により対応せず、別途発注とします。

- ・設計変更による増加見込金額の累計が当初契約金額の30%を超える場合

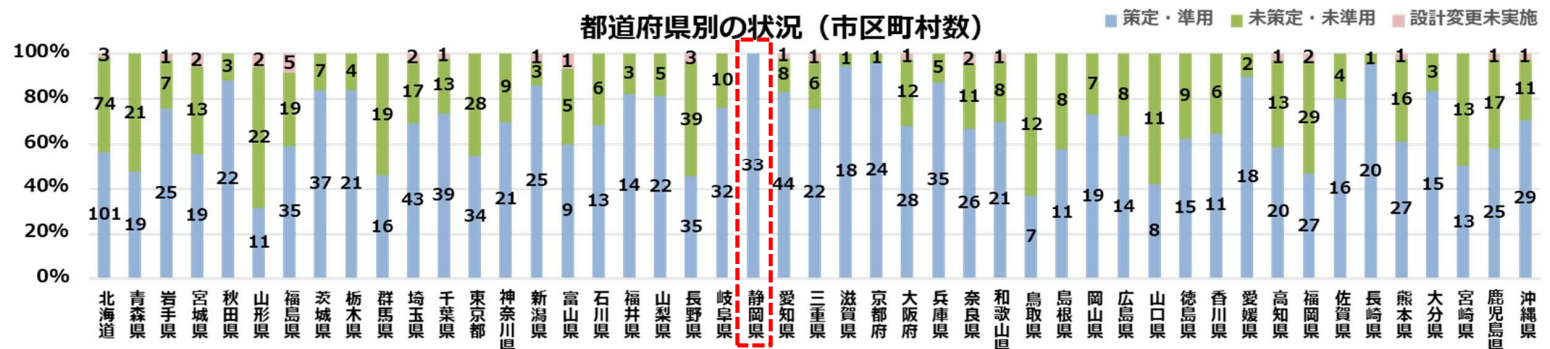
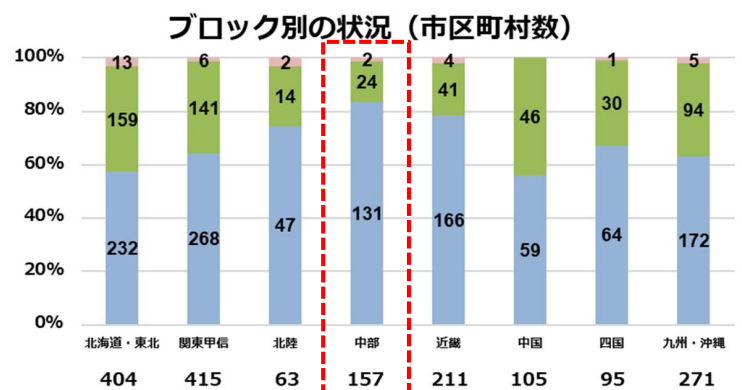
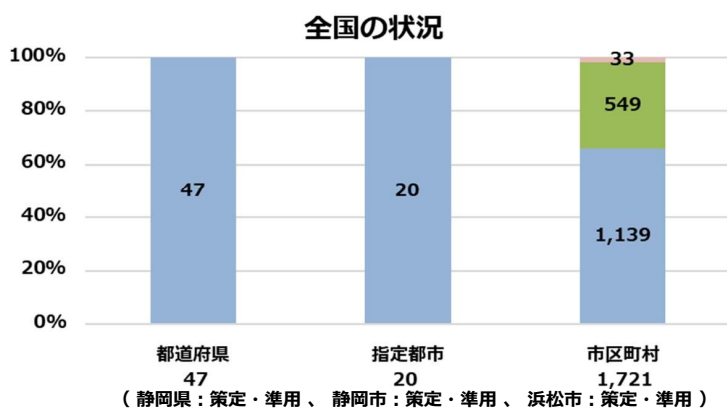
次のような場合は、設計変更の基本原則の範囲を越えるものですので、原則として設計変更により対応することはできません。

- ・請負金額が当初の30%を超えて増減する

適切な設計変更※状況(静岡県)

出典：令和6年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査

※「適切な設計変更」とは、設計変更ガイドラインを策定・準用した上で設計変更を実施していることを指す。



【策定・準用の上、設計変更を実施している市区町村】

沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、
藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、
伊豆の国市、牧之原市
東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、
吉田町、川根本町、森町

【未策定・未準用で設計変更を実施している市区町村】
なし

【設計変更未実施の市区町村】
なし

6. 多様な入札契約方式

(1) 総合評価落札方式の適切な活用

- 総合評価落札方式の円滑な実施に必要な措置を講じ、工事の性格等に応じた適切な活用を図る
- 総合評価の評価項目は、施工契約や同種・類似の実績等、合理的なものを必要に応じて設定

(2) CM方式の活用

70

総合評価落札方式の概要

地方公共団体向け総合評価実施マニュアル(P5～12)(<http://www.mlit.go.jp/common/000020197.pdf>)

総合評価落札方式とは

- 価格だけで評価していた従来の落札方式(価格競争)と異なり、品質を高めるための新しい技術やノウハウなど、価格と価格以外の要素を含めて総合的に評価する落札方式のこと。



【総合評価落札方式を導入することによるメリット】

- 価格と品質が総合的に優れた調達が可能
- 必要な技術的能力を有する建設業者のみが競争に参加することによる ダンピングの防止、不良・不適格業者の排除
- 価格と品質の二つの基準で業者を選定することによる 談合の防止

【価格競争と比較した事務手続の違い】

- ① 公告等の際に、評価項目や評価基準を設定し、評価方法を決定すること
- ② 落札者を決定する基準を定める際に、2人以上の学識経験者の意見を聞く必要があること(地方自治法施行令第167条の10の2)



ここがポイント

Q.総合評価落札方式を導入すると事務量が大幅に増えるのでは？

A.市区町村向け簡易型なら施工実績等、定量化された評価項目と入札価格で評価できるため、負担を軽減することができる。

71

発注者

全体フロー

参加者

- ・総合評価方式の適用を決定
- ・評価項目及び評価基準の設定※1
- ・評価方法の決定

- ・競争参加申請書に記載されている企業の施工実績や配置予定技術者の資格、施工実績を活用し、総合評価

公告等の実施

14日

競争参加資格確認

14日

入札の実施

9日

落札者の選定※2

5日

契約

- ・競争参加申請書の提出

- ・入札書の提出

- ※1において、2人以上の学識経験者からの意見聴取が必要
(※2においては※1の際に必要なとされた場合に必要)
- 手続きの所用日数は目安(土日祝は除く)

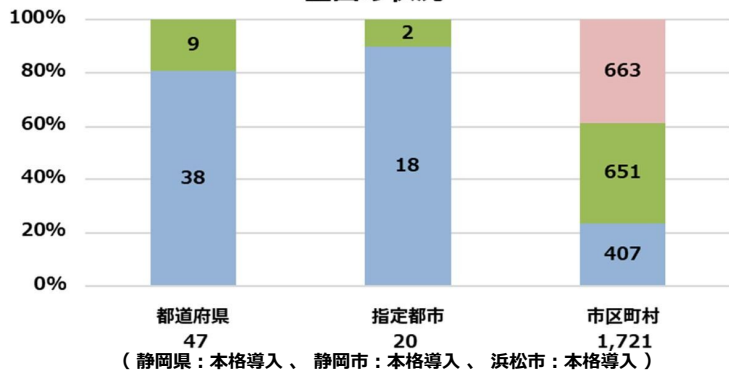


72

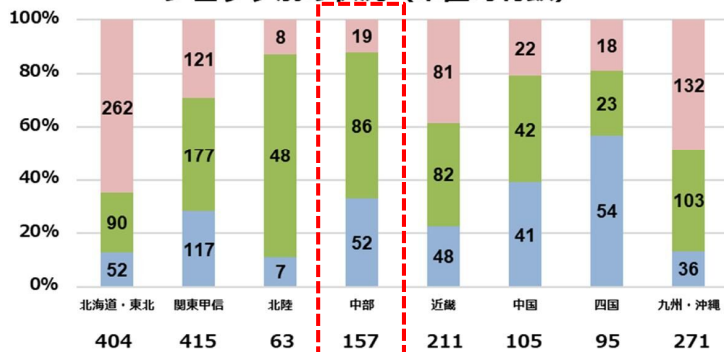
総合評価落札方式の適切な活用状況(静岡県)

出典:令和6年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査

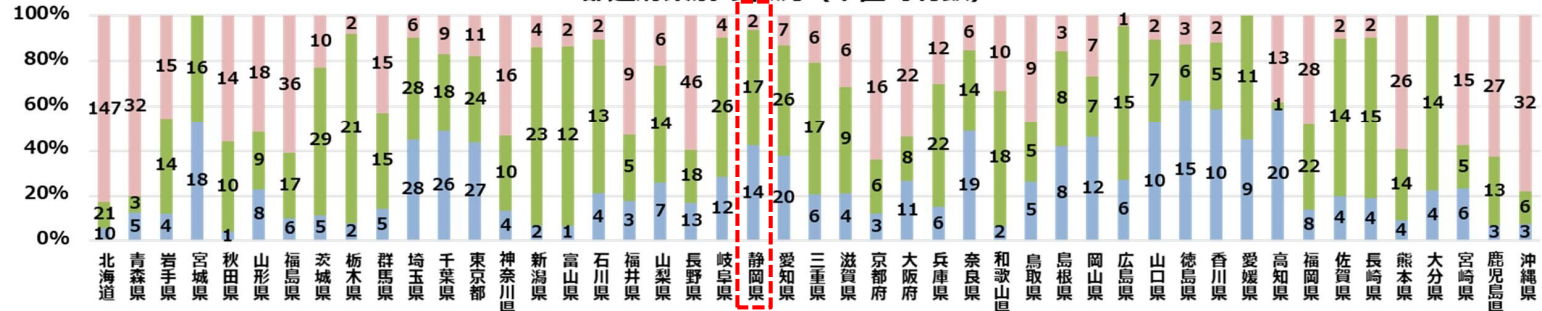
全国の状況



ブロック別の状況(市区町村数)



都道府県別の状況(市区町村数)



【本格導入している市区町村】

沼津市、富士宮市、島田市、磐田市、掛川市、藤枝市、袋井市、裾野市、伊豆の国市、南伊豆町、函南町、清水町、吉田町、森町

【試行導入している市区町村】

熱海市、三島市、伊東市、富士市、焼津市、御殿場市、下田市、湖西市、伊豆市、菊川市、牧之原市、東伊豆町、河津町、松崎町、西伊豆町、小山町、川根本町

【未導入の市区町村】

御前崎市、長泉町

73

6. 多様な入札契約方式

(1) 総合評価落札方式の適切な活用

(2) CM方式の活用

- 工事の性格、地域の実情等を踏まえた適切な入札契約方式の選択と必要な条件整備
- 発注関係事務を適切に実施することが困難である場合、能力を有する者を活用（CM方式等）

74

CM(コンストラクション・マネジメント)方式の概要

CM方式とは

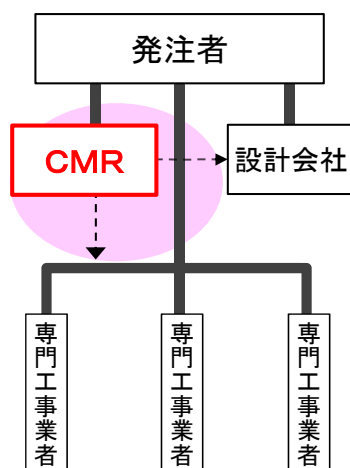
- 発注者の補助者・代行者であるCMR（コンストラクション・マネージャー）が、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計の検討や発注方式の検討、工程管理、コスト管理などマネジメント業務の全部又は一部を行う

段階	CM業務の内容
共通	○全体工程管理支援 ○事業費管理支援 ○各種情報管理支援 ○関係者会議運営支援 ○他機関等調整支援（業務・工事間含む）
設計段階	【業務発注】 ○入札・契約方式提案 ○発注関係図書作成支援 ○技術提案等の評価支援 【業務監督】 ○発注者の意思決定支援 ○各種技術的助言 ○検査に係る支援
施工段階	【工事発注】 ○入札・契約方式提案 ○契約関係図書作成支援 ○技術提案等の評価支援 【工事監督】 ○発注者の意思決定支援 ○各種技術的助言 ○検査に係る支援(土木)

※業務内容は発注者のニーズによって取捨選択することが重要

ピュア型CM方式

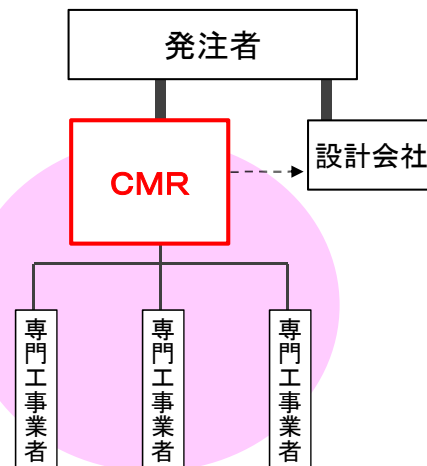
・CMRが設計・発注・施工の各段階においてマネジメント業務を行う方式



公共事業では、ピュア型CM方式の事例が多い

アットリスク型CM方式

・左記のマネジメント業務に加えて、CMRが施工に関するリスクを負う方式



公共事業では、東日本大震災の復興支援事業で導入実績

75

概要

1. 本ガイドラインの位置付け

1.1 背景・目的

2. CM方式の概要

- 2.1 CM方式とは
- 2.2 CMの役割
- 2.3 建築／土木事業の主な性質等の違い
- 2.4 品確法上のCM方式の位置付け

3. ピュア型CM方式の現状

- 3.1 ピュア型CM方式の活用状況と活用の背景
- 3.2 ピュア型CM方式の基本的な枠組み

4. ピュア型CM方式の活用にあたって

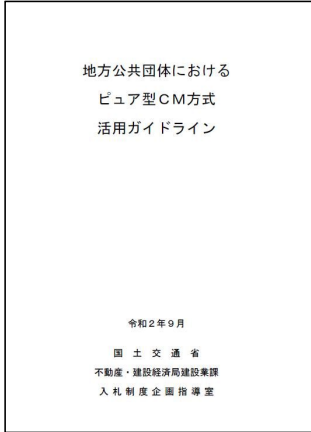
- 4.1 CMRの業務内容と業務分担
- 4.2 CMRの業務報酬の積算の考え方
- 4.3 CMRの参加要件
- 4.4 CMRの選定方法
- 4.5 CM業務の契約図書
- 4.6 活用にあたっての留意事項

5. ピュア型CM方式の検討事項

5.1 CMRの制度上の位置付けについて

6. 添付資料

- CM業務委託契約約款(案)
- 各段階におけるCM業務役割分担表(例)



地方公共団体における
ピュア型CM方式活用ガイドライン
(令和2年9月)

国土交通省ホームページ
<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001362388.pdf>

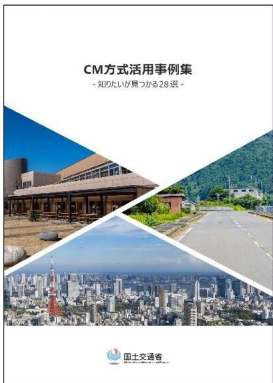
CM方式活用事例集-知りたいが見つかる28選-

事例集の概要

- 全国の地方公共団体におけるCM方式を活用した事業の中から、**重点的に活用されている分野（災害復旧事業、庁舎・学校・病院等の建築事業等）**を中心に28事例（建築事業20事例、土木事業8事例）を掲載
- 事業の抱えている課題とCM方式導入による効果（課題解決）について、ポイントとなる項目を抽出。品質・コスト・スケジュール等に分類することで、**導入成果をより具体的に把握**できるよう整理
- 発注者の実施体制やCM方式導入の経緯、発注手続きの事例など、**実務担当者にとって参考となる情報**を掲載

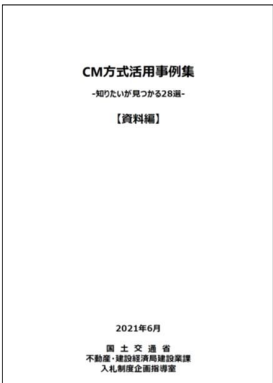
事例集の構成

事例集（本編）



・ 契約内容、実施体制、効果に加え、CM導入に係る端緒や過程、活用のポイントについて、28事例を紹介

事例集（資料編）



・ 募集要項、特記仕様書、役割分担表など、発注図書の作成事例を掲載

事業概要

目的と効果
実施体制

契約内容
発注者の声

採用までの経緯
CMRの声

【事例16 - 香川県善通寺市】 善通寺市新庁舎建設事業

事業概要

CM方式導入の目的、成果、事業実施体制

CM方式導入の経緯、CMRの声

事業概要

目的と効果
実施体制

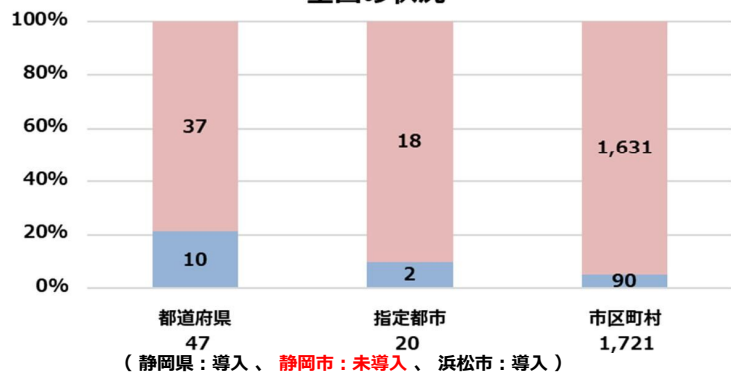
契約内容
発注者の声

採用までの経緯
CMRの声

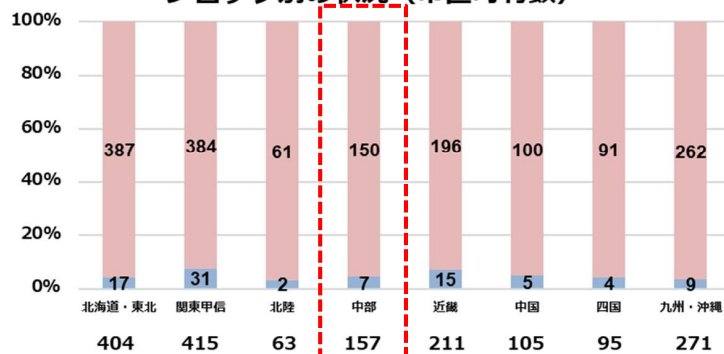
CM方式活用事例集-知りたいが見つかる28選-

国土交通省

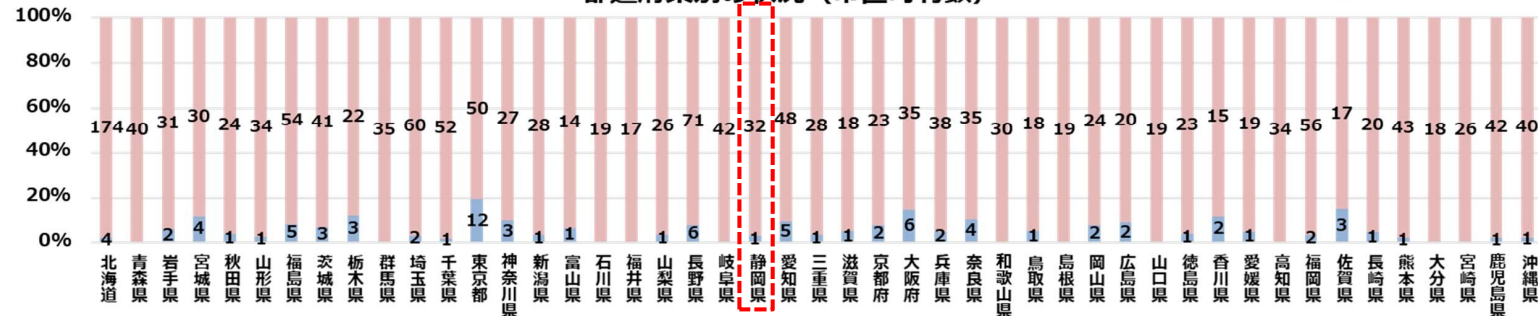
全国状況



ブロック別の状況(市区町村数)



都道府県別の状況(市区町村数)



【実施している市区町村】
御前崎市

【未実施の市区町村】
沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、森町

7. 業務に関する改善の取組状況

(1) ダンピング対策

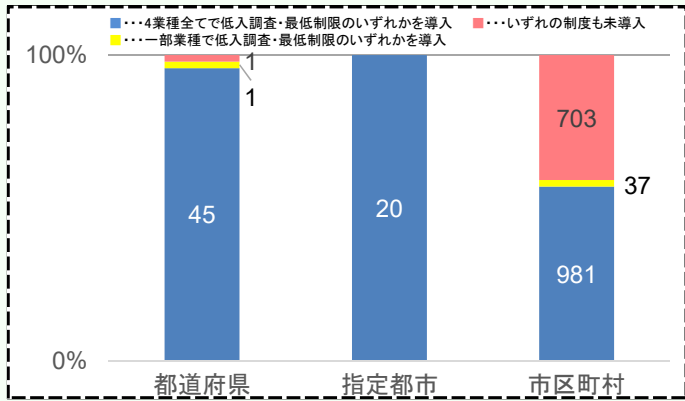
<ダンピング対策>

- 業務においても、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底し、ダンピング受注を排除

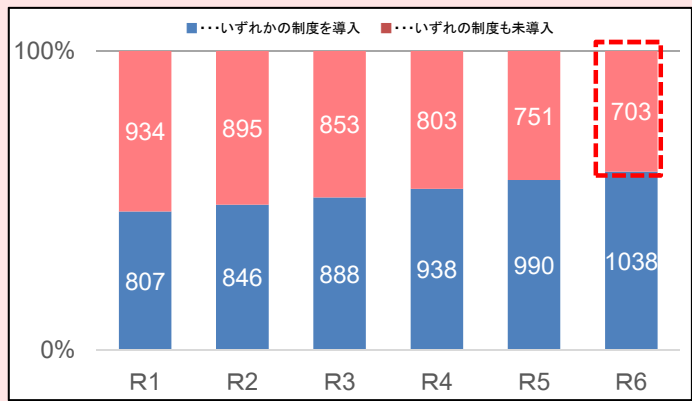
(2) 適正な履行期間の設定、履行時期の平準化

- 業務において「低入札価格調査制度」、「最低制限価格制度」の**いずれの制度も未導入の市区町村は約4割にのぼる**
- 地方公共団体におけるダンピング対策の取組の更なる推進を図るため、「見える化」の取組を**新たに開始**（令和4年8月公表）
- 今後都道府県公共工事契約業務連絡協議会等と連携し、**市区町村への直接的な働きかけを実施**

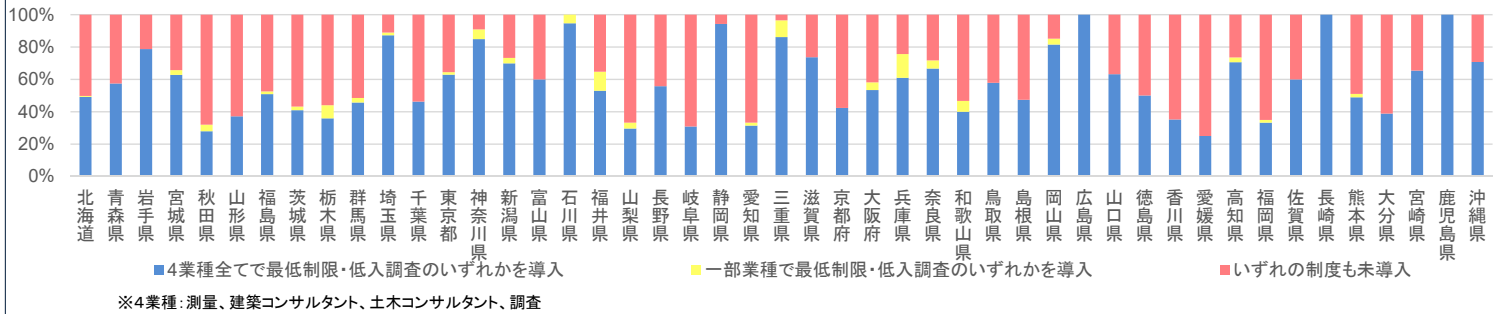
低入札価格調査および最低制限価格制度導入状況



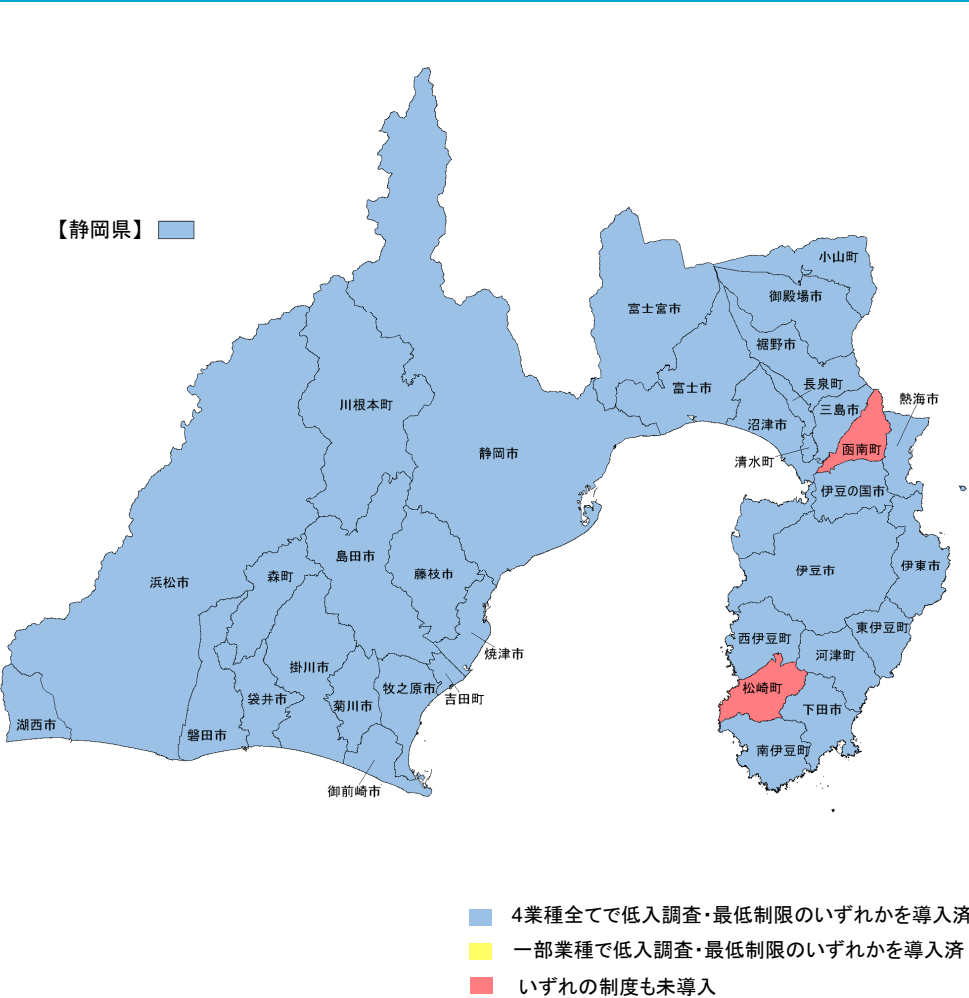
いずれの制度も未導入の市区町村の推移



【都道府県別】市区町村の制度導入割合



【業務】ダンピング対策 最低制限価格又は低入札価格調査の制度導入状況(静岡県)



	最低制限価格制度				低入札価格調査制度			
	測量	建築 コン	土木 コン	調査	測量	建築 コン	土木 コン	調査
静岡県	○	○	○	○	○	○	○	○
静岡市	○	○	○	○	-	-	-	-
浜松市	○	○	○	○	-	-	-	-
沼津市	○	○	○	○	-	-	-	-
熱海市	○	○	○	○	-	-	-	-
三島市	○	○	○	○	-	-	-	-
富士宮市	○	○	○	○	-	-	-	-
伊東市	○	○	○	○	-	-	-	-
島田市	○	○	○	○	○	○	○	○
富士市	○	○	○	○	-	-	-	-
磐田市	○	○	○	○	-	-	-	-
焼津市	○	○	○	○	-	-	-	-
掛川市	○	○	○	○	-	-	-	-
藤枝市	○	○	○	○	○	○	○	○
御殿場市	○	○	○	○	-	-	-	-
袋井市	○	○	○	○	-	-	-	-
下田市	○	○	○	○	-	-	-	-
裾野市	○	○	○	○	-	-	-	-
湖西市	○	○	○	○	-	-	-	-
伊豆市	○	○	○	○	-	-	-	-
御前崎市	○	○	○	○	-	-	-	-
菊川市	○	○	○	○	-	-	-	-
伊豆の国市	○	○	○	○	-	-	-	-
牧之原市	○	○	○	○	-	-	-	-
東伊豆町	○	○	○	○	-	-	-	-
河津町	○	○	○	○	-	-	-	-
南伊豆町	○	○	○	○	-	-	-	-
松崎町	-	-	-	-	-	-	-	-
西伊豆町	○	○	○	○	-	-	-	-
函南町	-	-	-	-	-	-	-	-
清水町	○	○	○	○	-	-	-	-
長泉町	○	○	○	○	-	-	-	-
小山町	○	○	○	○	-	-	-	-
吉田町	○	○	○	○	-	-	-	-
川根本町	-	-	-	-	○	○	○	○
森町	○	○	○	○	-	-	-	-

低入札価格調査基準とは

- 予算決算及び会計令第85条に規定。
- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準。
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施。履行可能性が認められない場合には、失格。

(参考)国土交通省直轄の業務における低入札価格調査基準価格の算定式

【令和6年4月国土交通省基準】	【令和6年4月国土交通省基準】	【令和6年4月国土交通省基準】	【令和6年4月国土交通省基準】
測量	建築コンサルタント	土木コンサルタント	地質調査
【範囲】 予定価格の 6.0/10～8.2/10	【範囲】 予定価格の 6.0/10～8.1/10	【範囲】 予定価格の 6.0/10～8.1/10	【範囲】 予定価格の 2/3～8.5/10
【計算式】 ・直接測量費 × 1.00 ・測量調査費 × 1.00 ・諸経費 × 0.50	【計算式】 ・直接人件費 × 1.00 ・特別経費 × 1.00 ・技術料等経費 × 0.60 ・諸経費 × 0.60	【計算式】 ・直接人件費 × 1.00 ・直接経費 × 1.00 ・その他原価 × 0.90 ・一般管理費等 × 0.50	【計算式】 ・直接調査費 × 1.00 ・間接調査費 × 0.90 ・解析等調査業務費 × 0.80 ・諸経費 × 0.50
・計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。			

7. 業務に関する改善の取組状況

(1)ダンピング対策

(2)適正な履行期間の設定、履行時期の平準化

<適正な履行期間の設定>

- 業務の内容や、規模、方法、地域の実情等を踏まえた業務の履行に必要な日数のほか、必要に応じて、準備期間、照査機関や週休2日を前提とした業務に従事する者の休日、天候などによる業務の履行が困難であると見込まれる日数などを考慮

<履行時期の平準化>

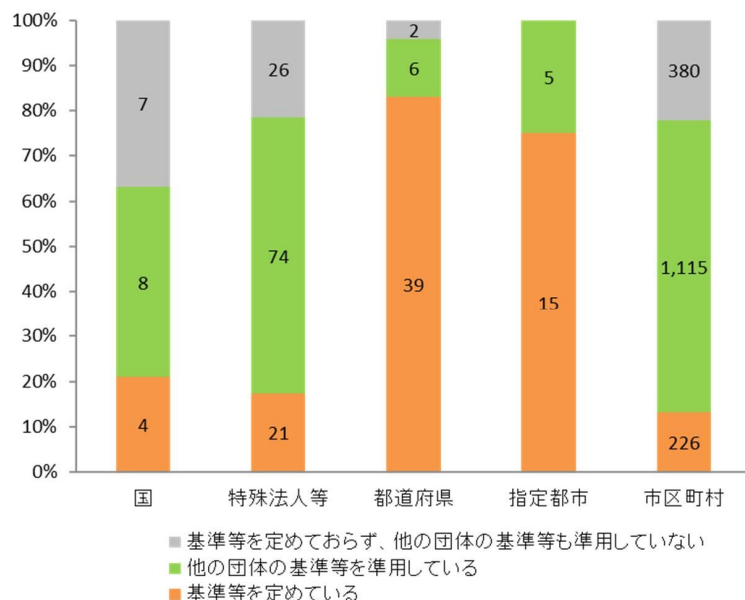
- 履行時期の平準化のため、発注者は、繰越明許費や債務負担行為の活用を図る

適正な履行期間の設定状況(参考にする基準等)

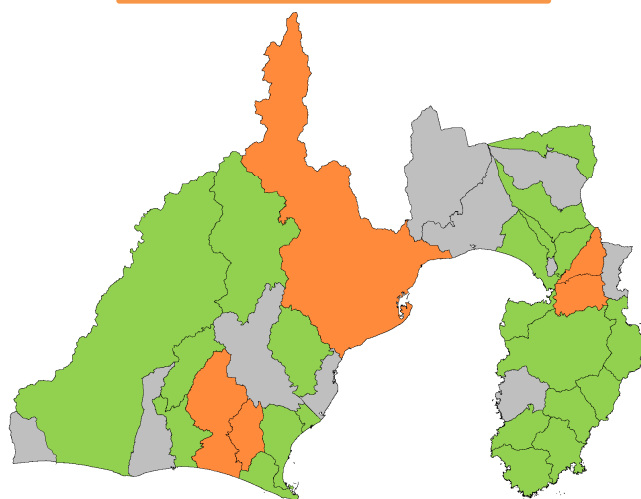
適正な履行期間の設定に関する位置付け

○運用指針において、「履行期間の設定に当たっては、業務の内容や、時間外労働規制の遵守、規模、方法、自然条件、地域の実情等を踏まえた業務の履行に必要な日数のほか、必要に応じて、準備期間、照査期間や週末2日を前提とした業務に従事する者の休日、猛暑・大雪等の天候その他のやむを得ない事由により業務の履行が困難であると見込まれる日数や関連する別途発注業務の進捗等を考慮する」ことが明記

業務の履行期間の設定に当たって参考にする基準等の策定状況



【静岡県】基準等を定めている



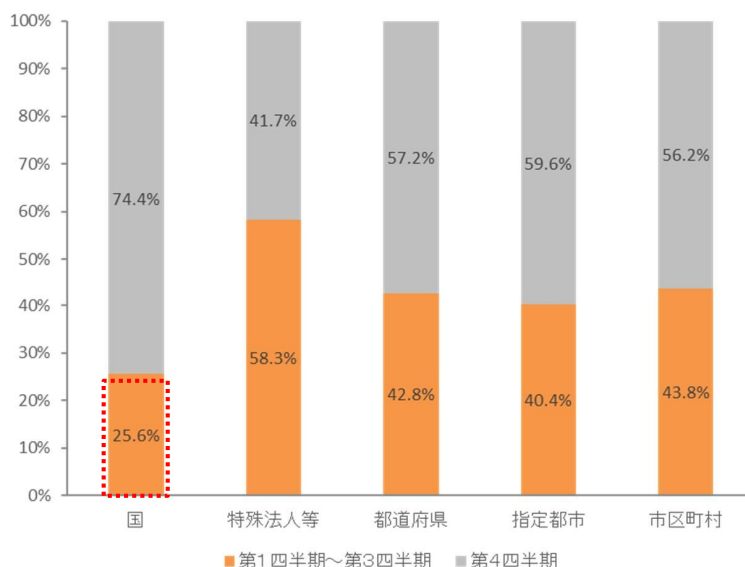
84

業務に関する履行時期の平準化

業務に関する履行時期の平準化の位置付け

○品確法において、発注者の責務として、履行時期の平準化のため、債務負担行為や繰越明許費の活用等が規定
○運用指針において、発注者は、繰越明許費や債務負担行為の活用により、履行時期の平準化を図ることが明記

業務に関する履行時期の平準化の状況(完了業務の四半期別分類)



○納期の割合は、第1四半期～第3四半期の割合が特殊法人等では約6割、都道府県、指定都市、市区町村では約4割、国では約3割

○納期が年度末に集中することを避けることにより、労働時間の分散や休日を取得しやすい環境整備に資する

○年度当初からの予算執行の徹底、繰越明許費の適切な活用、債務負担行為の積極的な活用等により、適正な履行期間を確保しつつ、業務の履行時期の平準化を推進

※グラフ内の割合は令和5年度に納期を迎えた件数(4業種全て)の割合

※4業種(測量・建築コンサルタント・土木コンサルタント・調査)

85

8. 技能労働者の育成・処遇改善

(1) 建設キャリアアップシステムの活用推進

- 建設キャリアアップシステムの活用に向けた環境整備のため、適切な配慮やインセンティブ措置等を的確に講じる

86

建設キャリアアップシステムの目的

目的

技能者の処遇

「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積し、**技能・経験に応じた適切な処遇**につなげようとするもの

人材確保

技能者の技能・経験に応じた**処遇改善**を進めることで、①若い世代が**キャリアパスの見通し**をもて、②**技能者を雇用し育成する企業に人が集まる**建設業を目指す

生産性向上

また、社会保険加入の確認や施工体制の確認などの現場管理を効率化し、生産性向上を目指す

<建設キャリアアップシステムの概要>

技能者・事業者の事前登録

【技能者情報】
・本人情報
・保有資格
・社会保険加入 等



技能者にカードを交付

就業履歴の蓄積

工事情報を登録し、カードリーダーを設置



技能者が現場入場の際にカードタッチで履歴を蓄積



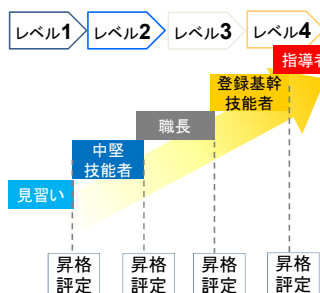
能力評価の実施

経験や資格に応じたレベル判定



経験・技能に応じた処遇

レベルに応じた賃金支払い



現場管理での活用

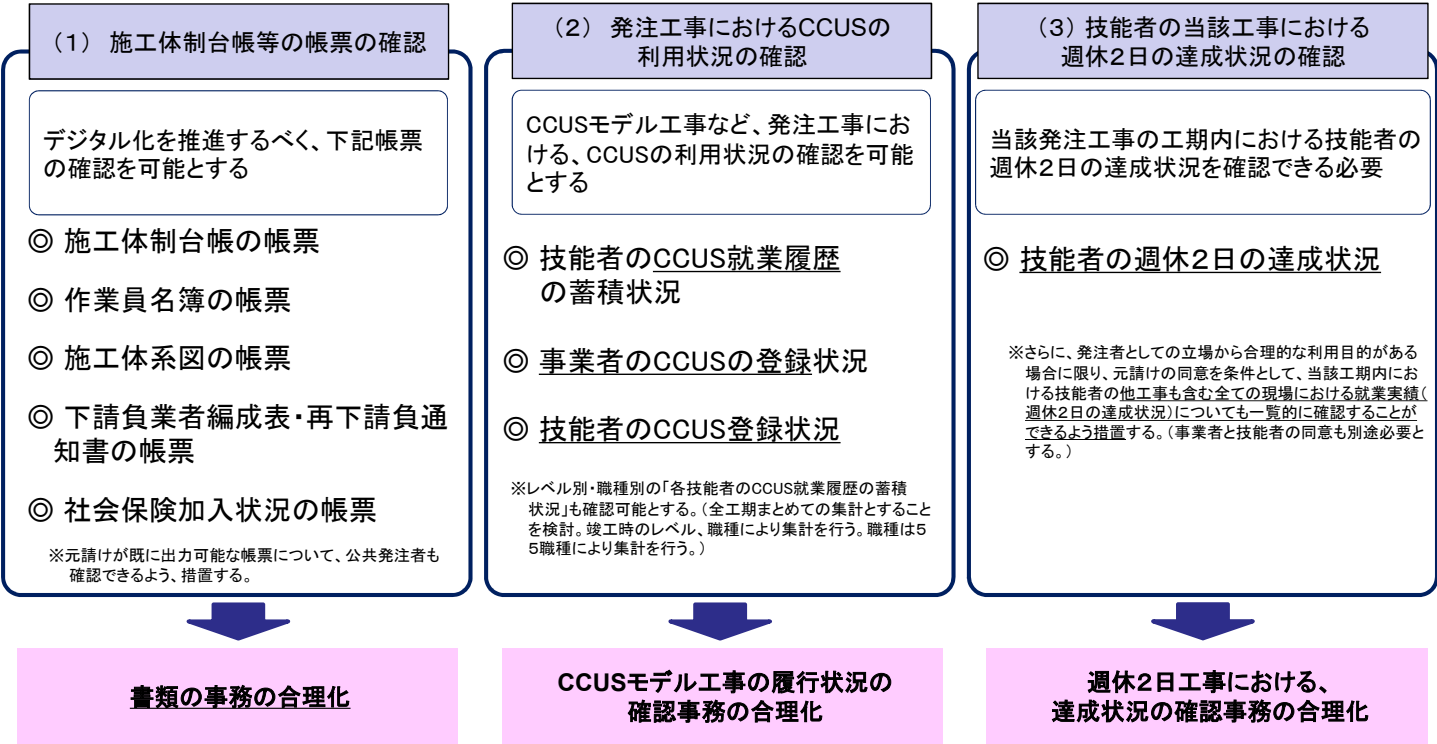
社会保険加入の確認、施工体制台帳の作成 など

87

○発注者がCCUSを活用し、施工体制台帳等の閲覧、CCUSの利用状況の確認、工期内における技能者の週休2日の達成状況の確認ができる支援機能

(※元請けの同意を前提として、発注者にIDを付与し、個人情報の保護に留意しつつ、CCUSの画面の一部を確認できる仕組みを整備)

(※令和4年12月9日にリリース済み。)



88

公共工事におけるCCUS活用の促進(自治体に対する要請)

○ 令和6年の入契法適正化指針の改正にあたって、公共工事の発注部局に対して、CCUSの利用(就業履歴の蓄積等)が評価される環境整備の促進を要請。

入札契約適正化法に基づく地方公共団体あて要請『公共工事の入札及び契約の適正化の推進について』(令和6年12月16日付け国不入企第30号)

＜通知の概要＞ ※入札契約適正化法に基づく各省各庁の長及び法人所管大臣あて要請(令和6年12月16日付け国不入企第30号)にあわせて通知を発出

- 公共工事の品質が確保されるよう公共工事の適正な施工を確保するためには、公共工事の担い手の育成及び確保に資する環境の整備を図ることが重要。
- 建設キャリアアップシステムは、建設技能者の技能と経験に応じた賃金の支払と処遇改善に資するもの。
- 各発注者にあっては、その発注する公共工事の施工に当たって広く一般に受注者等による建設キャリアアップシステムの利用が進められるよう、就業履歴の蓄積状況に応じた工事成績評価における加点措置など、地域の建設企業における利用の状況等に応じて必要な条件整備を講ずること。

【参考】『公共工事の入札及び契約の適正化を図るための指針』(令和6年12月13日 閣議決定)

第2 入札及び契約の適正化を図るための措置

5 主として契約された公共工事の適正な施工の確保に関する事項

(7) (…中略…) 建設労働者の有する資格や現場の就業履歴等を登録・蓄積する建設キャリアアップシステムの活用は、公共工事に従事する技能労働者がその能力や経験に応じた適切な処遇を受けられる労働環境の整備に資するものである。このため、国は、公共工事の適正な施工を確保するために、建設キャリアアップシステムについてその利用環境の充実・向上や利用者からの理解の増進、能力や経験に応じた処遇の確保に向けた必要な措置を講ずるとともに、各省各庁の長等は、公共工事の施工に当たって広く一般にその利用が進められるよう、就業履歴の蓄積状況に応じた工事成績評価における加点措置など、地域の建設企業における利用の状況等に応じて必要な条件整備を講ずるものとする。

- 「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針の一部変更について」（令和4年5月20日付閣議決定）を受け、市区町村等の地方公共団体に対して「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（令和4年6月1日付）を発出し、CCUS活用のための必要な条件整備を要請。
- 今後、都道府県公契連などを通じて取組を加速化。

モデル工事実施



福島県 郡山市
(中核市、人口:32.8万人)

- 設計価格5千万円超の工事において、原則活用推奨モデル工事を実施。
- 実施基準は①元請事業者のCCUS登録、②1名以上の技能者登録、③当該現場の登録、④当該現場での30日以上就業履歴情報登録。
- 実施基準を満たした場合、工事成績評価で2点加点。義務化モデル工事においてのみ、未達の場合は1点減点。

他導入市区町村:

栃木県宇都宮市(中核市 人口:51.8万人)
三重県津市(人口:27.5万人)
福井県福井市(中核市 人口:25.4万人)
東京都調布市(人口:24.2万人) 計5自治体

経費補助

福島県郡山市(中核市、人口:32.8万人)
三重県津市(人口:27.5万人)
東京都調布市(人口:24.2万人) 計5自治体

総合評価加点



青森県 八戸市
(中核市、人口:22.3万人)

- 企業の地域貢献・社会性等区分において、CCUS登録があれば1点加点。

他導入市区町村:

東京都世田谷区(人口:94.4万人)
東京都大田区(人口:74.8万人)

東京都八王子市(中核市、人口:57.9万人)
愛知県豊田市(中核市、人口:42.2万人)
大阪府豊中市(中核市、人口:40.2万人)
福島県いわき市(中核市、人口:33.2万人)

三重県津市(人口:27.5万人)
東京都府中市(人口:26.2万人)
愛知県豊川市(人口:18.4万人)
静岡県富士宮市(人口:12.8万人)
静岡県島田市(人口:9.3万人)
静岡県袋井市(人口:8.5万人)
静岡県伊東市(人口:6.2万人) 等45市区

和歌山県かつらぎ町(人口:1.5万人)
福岡県大刀洗町(人口:1.5万人)
岩手県山田町(人口:1.4万人) 等7町

宮城県大衡村(人口:0.6万人) 計53自治体

入札参加資格



長野県 上田市
(人口:15.4万人)

- 事業者登録を行っている企業について、経営意欲項目の主観点を5点加点。

他導入市区町村:

千葉県船橋市(中核市、人口:64.3万人)
福島県郡山市(中核市、人口:32.8万人)

宮城県日南市(人口:5.9万人)
長野県須坂市(人口:4.9万人)
鹿児島県日置市(人口:4.7万人)
島根県安来市(人口:3.7万人)
岩手県遠野市(人口:2.5万人)
山形県村山市(人口:2.3万人) 等12市

和歌山県かつらぎ町(人口:1.6万人)
福岡県大刀洗町(人口:1.5万人)
岩手県山田町(人口:1.4万人)
山形県三川町(人口:0.8万人)
熊本県高森町(人口:0.6万人)
北海道豊富町(人口:0.4万人) 等11町

福島県川内村(人口:0.2万人) 計25自治体

(令和7年1月末現在 国土交通省調べ) 90

市区町村担当者向け導入サポート窓口

- CCUS活用促進に向けたインセンティブ措置の導入に関して、市区町村ご担当者の皆様に強力にサポートします！以下窓口へご相談ください！

【相談内容の例】

- CCUSの制度概要や活用方法
- インセンティブ措置の検討にあたっての登録状況把握や統計データの収集について
- 国土交通省や先行する地方公共団体における取り組み事例

等

統計データ・サポート体制についてのお問い合わせ:

一般財団法人 建設業振興基金 建設キャリアアップシステム事業本部
電話番号:03-5473-4586 メールアドレス:info-ccus@kensetsu-kikin.or.jp

管内自治体の取組状況や参考事例についてのお問い合わせ:

整備局等	部署	電話	メールアドレス	整備局等	部署	電話	メールアドレス
北海道開発局	事業振興部建設産業課	011-709-2311	hkd-ky-kensanseminar@mlit.go.jp	近畿地方整備局	建設部建設産業第一課	06-6942-1141	kkcr-ccus@mlit.go.jp
東北地方整備局	建設部建設産業課	022-225-2171	thr-82kensetusangyou@mlit.go.jp	中国地方整備局	建設部計画・建設産業課	082-221-9231	kensetugyou@cgr.mlit.go.jp
関東地方整備局	建設部建設産業第一課	048-601-3151	ktr-renkeisuisin@mlit.go.jp	四国地方整備局	建設部計画・建設産業課	087-851-8061	kensetsu-s88kr@mlit.go.jp
北陸地方整備局	建設部計画・建設産業課	025-280-8880	keikaku-kensetusangyou@hrr.mlit.go.jp	九州地方整備局	建設部建設産業課	092-471-6331	qsr-ccus@ki.mlit.go.jp
中部地方整備局	建設部建設産業課	052-953-8572	cbr-kensanka@mlit.go.jp	沖縄総合事務局	開発建設部建設産業・地方整備課	098-866-0031	—

国土交通省 不動産・建設経済局 大臣官房参事官(建設人材・資材)付 (担当:鈴木・中村)
電話番号:03-5253-8111 (内線:24-856、24-857) メールアドレス:hqt-ccus@ki.mlit.go.jp

その他参考

入札契約制度の改善に向けたハズオン支援の取組（令和5、6年度）

背景

- 例年の入契調査では、**市区町村の入札契約適正化の取組は他の機関と比較すると遅れている傾向。**
- 令和6年の担い手3法改正により、**国及び都道府県は、発注職員の育成支援等を努めることとされている。**

- 都道府県から応募があった管内市町村を対象として、国土交通省が支援事業者と共に、**入札契約改善のための勉強会の開催**や、市町村がいつまでに改善を行うかを示す**改善ロードマップの作成を都道府県と連携して支援。**
- ハズオン支援終了後の翌年度以降は、**都道府県が中心となって各市町村をフォローアップしながら改善を推進。**

支援の概要

ハズオン支援 スキーム図



国土交通省 建設業課
入札制度企画指導室

- ・勉強会開催支援・説明
- ・情報、資料等の提供
- ・個別相談の助言、事例紹介

支援事業者

- ・勉強会の開催支援補助
- ・情報、資料の提供補助
- ・アンケート結果集計、反映

<支援実績（自治体数）>

令和5年度
茨城県(44 団体)
長野県(77 団体)
岐阜県(42 団体)

令和6年度
埼玉県(63 団体)
新潟県(30 団体)
佐賀県(20 団体)

以下、別事業にて同取組を実施
令和3年度
岡山県(27 団体)

勉強会の開催

取組実施（勉強会の開催等）

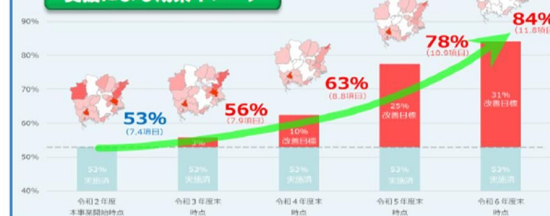
- 第1回 (8/21)
 - 勉強会開催後、各都道府県に於ける入札契約適正化の取組状況など
 - 入札契約適正化の取組状況、取組支援等について
 - 埼玉県における入札契約適正化の取組状況
 - 建設業に対する入札契約適正化の取組状況
 - 建設業に対する入札契約適正化の取組状況
 - 建設業に対する入札契約適正化の取組状況
- 第2回 (10/24)
 - 入札契約適正化の取組状況、取組支援等について
 - 埼玉県における入札契約適正化の取組状況
 - 建設業に対する入札契約適正化の取組状況
 - 建設業に対する入札契約適正化の取組状況
 - 建設業に対する入札契約適正化の取組状況
 - 建設業に対する入札契約適正化の取組状況
- 第3回 (1/20)
 - 入札契約適正化の取組状況、取組支援等について
 - 埼玉県における入札契約適正化の取組状況
 - 建設業に対する入札契約適正化の取組状況
 - 建設業に対する入札契約適正化の取組状況
 - 建設業に対する入札契約適正化の取組状況
 - 建設業に対する入札契約適正化の取組状況

入札契約改善に向けた重点取組

入札契約改善に向けた重点取組15項目	
① 総合評価方式の活用	⑨ 施工時期の平準化の取組
② 低入札価格調査制度（算定式）	⑩ 設計変更ガイドラインの策定
③ 低入札価格調査制度（公表時期）	⑪ スライド条項の運用基準の策定
④ 最低制限価格制度（算定式）	⑫ 下請からの社会保険等未加入業者の排除
⑤ 最低制限価格制度（公表時期）	⑬ 第三者機関等の設置
⑥ 法定福利費の適切な計上	⑭ 義務付け事項の実施
⑦ 予定価格の公表時期	⑮ 建設キャリアアップシステムの活用
⑧ 週休2日工事の実施	

- ・入札契約制度の中で、**重点的に取り組むべき項目を取り上げて、改善を進める。**
- ・勉強会では、管内市区町村が実施した**具体的な取組事例紹介などを行い、共有を図る。**

支援による成果イメージ



事業の目的

- 発注者である地方公共団体における多様な入札契約方式の導入・活用、入札契約制度の改善を支援
- 支援による成果を、他の地方公共団体に展開

事業のスキーム

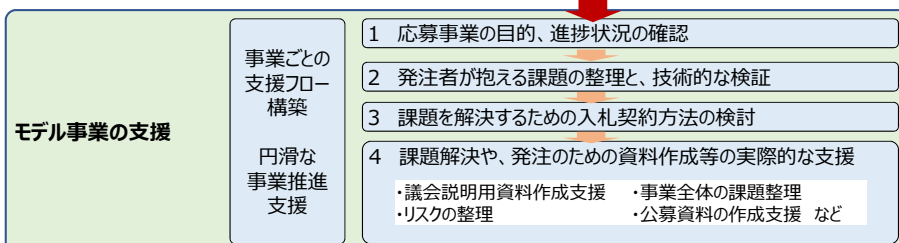
- 有識者と国土交通省が連携し、新たな入札契約方式の導入を目指す地方公共団体が実施を計画している事業からモデルとなる事業を選定し、専門的知見を有する支援事業者を派遣
- 支援事業者による発注支援を通して得られた知見と成果を全国に展開（報告会の実施）

事業の運営フロー

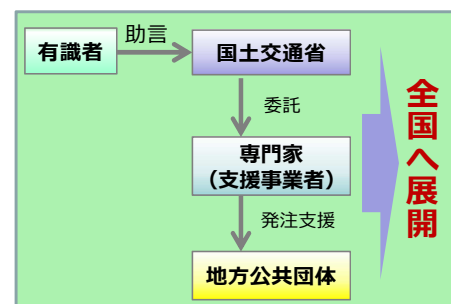
モデル事業の募集 対象：都道府県又は市区町村 対象事業：全ての公共工事

モデル事業の選定 ① 先進性（過去の採用事例は少ないが、将来効果的である可能性が高いこと）
② 汎用性（今後、多くの地方公共団体での適用が可能であること）
③ 実現性（対象事業の工程等が明確となっている）
※応募多数の場合は、技術職員数が少ない自治体を優先的に選定させていただく場合があります。

支援事業者の選定



有識者による専門的見地からの助言



モニタリングとフィードバック 応募者からの意見聴取 等 応募者による事業推進

94

「多様な入札契約方式モデル事業」リーフレット＆事例集

「多様な入札契約方式モデル事業」リーフレット＆事例集第2版（2019年3月）

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000174.html

多様な入札契約方式の活用に向けて【第2版】

国土交通省では、品確法の趣旨が自治体レベルでも広く浸透し、地方公共団体が抱える様々な事業の課題解決に最適な入札契約方式が選定されるよう、他地域への水平展開が期待される事業を対象に、平成26～29年度の4カ年にかけて、多様な入札契約方式モデル事業を実施しました。

このリーフレットには、これまでの4年間のモデル事業における地方公共団体への発注者支援の取組みを紹介するとともに、実際にモデル事業の支援を受けた地方公共団体の声や、モデル事業委員会からのメッセージを掲載しています。

全国の地方公共団体が地域の実情や工事の性格等に応じて最も相応しい入札契約方式の選択・活用が図られるよう、このリーフレットが今後の他事業のヒントになれば幸いです。

2017
多様な入札契約方式モデル事業選定・推進委員会
【2019.3月改訂】

活用事例①

現発注者体制において不足している機能を抽出し過不足ないCM業務範囲の設定
『ギャップ分析』により発注者機能を分析し役割分担表で明確化

地方公共団体	支援対象事業	契約方式	支援開始時の事業段階
清瀬市（東京都）	庁舎建設事業	設計・施工分離+CM方式	基本計画（案）完了段階
府中市（東京都）	庁舎建設事業	設計・施工分離+CM方式	基本設計段階（基本・実施設計等既契約）

応募事業の概要

事業名称	清瀬市 新庁舎建設事業	府中市 新庁舎建設事業
構造・規模	延床面積 約 10,000㎡	延床面積 約 30,000㎡
事業費（予定）	約50.8億円	約177.1億円
事業完了予定	平成34年度 供用開始予定	平成39年度 竣工予定

地方公共団体の課題やニーズ

- ・ 庁舎建設事業の経験がなく、事業のマネジメント全体に不安。
- ・ 他にも建築関係の事業があり、建築系職員が不足。
- ・ CM方式を導入したいが、議会等の関係者へのオソーライズが必要。

ソリューション（解決方法）の提案

- ・ CM方式導入にあたり、先行事例調査を実施し、関係者間説明資料作成を提案。
- ・ CM方式導入にあたり、必要な業務範囲を設定するため、ギャップ分析により、現体制で不足している機能の抽出をすることを提案。
- ・ ギャップ分析で設定した業務内容に基づき役割分担を明確化することを提案。

得られた効果

- ・ CM方式活用による技術的支援により、迅速な判断が可能となった。
- ・ 発注者に必要な役割と現在の発注者の体制で対応可能な役割が明確化され、CM方式の導入による発注者体制の補完の範囲がより明確になった。
- ・ CM方式導入への理解を得ることが出来た。

○地方公共団体における入札契約適正化の取組について、「見える化」や「入契カルテ」といった取組状況を一覧できるポータルサイト「入契適正化マップ」を開設

○本サイトの普及・展開により、各団体の自発的な改善の促進や業界団体との意見交換の活性化を後押し

<サイトURL> <https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/nyukei-portal/>

<QRコード>



日本地図から、取組状況を確認したい都道府県をクリックする。

「各制度の取組状況」をクリックし、閲覧したい取組を選択する。

各制度の取組状況

施工時期の平準化

連休2日工事の実施

ダンピング対策【工事】(最低制限価格制度での最低制限価格の算定式の設定水準)

ダンピング対策【工事】(低入札価格調査制度での調査基準価格の算定式の設定水準)

ダンピング対策【業務】(最低制限価格又は低入札価格調査の制度導入状況)

義務付け事項の実施

神奈川県

凡例

区分	状況
0.8以上	
0.7以上～0.8未満	
0.6以上～0.7未満	
0.5以上～0.6未満	
0.4以上～0.5未満	
～0.4未満	

詳細資料ダウンロード

詳細情報をまとめた資料をダウンロード可能

「市区町村リスト(入契カルテ)」をクリックすると、各市町村の入契カルテを閲覧することができます。

市区町村リスト(入契カルテ)

神奈川県	横浜市	川崎市
鎌倉市	藤沢市	小田原市
秦野市	厚木市	大和市

96

入札契約適正化相談窓口

○入札契約適正化に関する地方公共団体担当者からの一般的な相談のほか、入札契約方式に関する個別具体的な案件に対する助言等を行う相談体制を設置。

○相談者の所在地に対応する各地方整備局等にて、電話・メールによる各種相談受付。

地方公共団体の入札契約担当者向け

入札契約適正化相談窓口※

入契法に基づく地方公共団体の取組の普及浸透をサポート

入契法に基づく各種取組に関する一般的な相談やワンポイントアドバイスについて、電話・メールで都度受付

個別案件の入札契約方式等に関して、具体的な助言等を相談シートにて受付(メール受付)

※従来の相談窓口「入契ワンポイントナビ」、「入札契約改善アドバイザー」、「平準化推進ヘルプデスク」を統合

相談シート(入札契約方式等)

相談者	相談内容
所在地	
担当者	
連絡先	所属 電話番号: ()-()-()-()-()-() Eメール: ()-()-()-()-()-()
事業・工事の名称	
事業・工事の概要	
事業・工事の目的	
事業の経緯	
入札契約方式	①C方式、②B方式、③C方式、④B方式、⑤C方式、⑥B方式、⑦C方式、⑧B方式、⑨C方式、⑩B方式、⑪C方式、⑫B方式、⑬C方式、⑭B方式、⑮C方式、⑯B方式、⑰C方式、⑱B方式、⑲C方式、⑳B方式、㉑C方式、㉒B方式、㉓C方式、㉔B方式、㉕C方式、㉖B方式、㉗C方式、㉘B方式、㉙C方式、㉚B方式、㉛C方式、㉜B方式、㉝C方式、㉞B方式、㉟C方式、㊱B方式、㊲C方式、㊳B方式、㊴C方式、㊵B方式、㊶C方式、㊷B方式、㊸C方式、㊹B方式、㊺C方式、㊻B方式、㊼C方式、㊽B方式、㊾C方式、㊿B方式
入札契約方式に関するお問い合わせ	
事業・工事の名称	
事業・工事の概要	
事業・工事の目的	
事業の経緯	
入札契約方式	

※相談シートは必ずしも必要ではありませんが、可能な限りお送りください。お問い合わせの際は、必ずお名前と所属を記載してください。

(注) 個別の紛争等について見解を示す趣旨のものではありません。ご相談の内容によっては、回答に一定の時間を要することがあります。

	電話	メール
本省	03-5253-8278	hqt-tokennyuki@gxb.mlit.go.jp
北海道開発局	011-709-2311 (5846)	hkd-ky-kensanfollow@ki.mlit.go.jp
東北地方整備局	022-721-2054	thr-follow-keiyaku@gxb.mlit.go.jp
関東地方整備局	048-601-3151 (6695)	ktr-kensan1-nyusatsu@ki.mlit.go.jp
北陸地方整備局	025-370-6571	kensetugyouhou-hokuriku@hrr.mlit.go.jp
中部地方整備局	052-386-8548	cbr-kensan-nyuusatsu@mlit.go.jp
近畿地方整備局	06-6942-1141 (6150)	kk-nyukeitekiseika@mlit.go.jp
中国地方整備局	082-221-9231 (6150)	kensetugyou@cgr.mlit.go.jp
四国地方整備局	087-811-8355	skr-kensetsutekisei@ki.mlit.go.jp
九州地方整備局	092-471-6331 (6139、6180)	qsr-kensannyukei@ki.mlit.go.jp
沖縄総合事務局	098-866-1910	※電話受付後のみメール対応可。まずは電話にてお問い合わせください。

97

2025年（令和7年）5月30日（金曜日）（8）

日刊建設工業新聞 2025年（令和7年）5月30日（金曜日）（8）

中部

名古屋支社
〒461-0001 名古屋市中区東一丁目
電話 052・861・2631 FAX
info@den.co.jp

経営強化融資制度
8団体増、導入率76%
中部整備局 管内自治体調査結果

中部地方整備局は、管内自治体の地域建設業経営強化融資制度の導入状況（4月30日現在）の調査結果をまとめた。4県（愛知、岐阜、三重、静岡）の164団体のうち、2024年4月1日以降、新たに8団体が導入した。これで125団体が導入済みとなり、導入率は約76%に上昇した。中間前払金制度は24年4月1日時点で全団体が導入済み。

中部地方整備局は、管内自治体の地域建設業経営強化融資制度の導入状況（4月30日現在）の調査結果をまとめた。4県（愛知、岐阜、三重、静岡）の164団体のうち、2024年4月1日以降、新たに8団体が導入した。これで125団体が導入済みとなり、導入率は約76%に上昇した。中間前払金制度は24年4月1日時点で全団体が導入済み。

中部地方整備局は、管内自治体の地域建設業経営強化融資制度の導入状況（4月30日現在）の調査結果をまとめた。4県（愛知、岐阜、三重、静岡）の164団体のうち、2024年4月1日以降、新たに8団体が導入した。これで125団体が導入済みとなり、導入率は約76%に上昇した。中間前払金制度は24年4月1日時点で全団体が導入済み。

* 2025年6月13日 日刊建設工業新聞社より転載利用許諾済み

【参考】

R7.5.28（水）中部地方整備局 記者発表資料

「地域建設企業の資金繰りの円滑化・安定化に向けて～地域建設業経営強化融資制度の導入が76%に上昇～」

https://www.cbr.mlit.go.jp/kisyu_manage/app/press/file/20250528_66d5025d22581d977a604dd95666651/20250528_68365b329dd5c_upfile.pdf



* 2025年6月13日 建設通信新聞社より転載利用許諾済み

98

地域建設業経営強化融資制度導入状況の記者発表（R7.5.28）

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

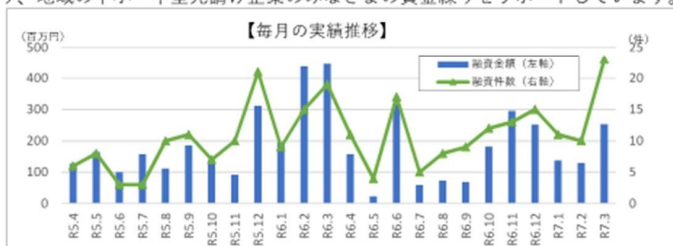
令和7年5月28日
中部地方整備局

地域建設企業の資金繰りの円滑化・安定化に向けて
～地域建設業経営強化融資制度の導入が76%に上昇～

中部地方整備局管内4県（岐阜・静岡・愛知・三重）164の地方公共団体について、令和7年4月30日現在、地域建設業経営強化融資制度は約76%にあたる125団体が制度を導入していることが確認されました。

- 中部地方整備局では、地域建設企業の資金繰りの円滑化・安定化のため、管内の地方公共団体を訪問し、中間前払金制度や地域建設業経営強化融資制度の導入・活用の促進に努めています。
- 地域建設業経営強化融資制度は、新たに8団体が導入し、中部地方整備局管内の導入率が71%（R6.4.1時点）から76%に上昇しました。

当該制度は、発注者・元請け企業とも簡易な手続きで、工期中の出来高に応じて元請け企業が融資を受けられるものです。年末、年度末にご利用件数・融資額が伸びており、地域の中小・中堅元請け企業のみなさまの資金繰りをサポートしています。



- 中間前払金制度は全団体が導入済み（R6.4.1時点）となっています。

※導入確認にあたり東日本建設業保証株式会社に協力をいただいております。

- ・中間前払金制度：当初の請負代金の4割の前払に加え、工期半ばで2割（合計6割）を追加する前払金制度
- ・地域建設業経営強化融資制度：元請企業が公共工事の請負代金債権を担保に、一定の民間事業者等から出来高に応じて融資を受けられる制度

- 建設業法では、下請代金の支払いについて、労務費相当分を現金で支払うような配慮を求めています。また、昨今の原材料費等の高騰下においては、元請企業が低廉なコストで資金調達が可能となる中間前払金制度や地域建設業経営強化融資制度等を活用し、手許資金の充実を図ることが重要であり、ひいては下請企業や労働者に対する円滑な下請代金、賃金の支払いに繋がることが期待されます。

配布先 中部地方整備局記者クラブ、岐阜県政記者クラブ、
静岡県政記者クラブ、三重県政記者クラブ、第二県政記者クラブ（三重）

<問い合わせ先> 国土交通省 中部地方整備局
建設部 建設産業課 課長 佐藤 誠
課長補佐 水谷 公則
電話：052-953-8572 F A X：052-953-8606

当該融資制度は、一時的に資金需要が発生した元請企業・発注者の双方が簡易な手続きで、元請企業が工事請負代金を担保に融資を受けられる制度。

地域の守り手である、下請企業・労働者への円滑な代金・賃金支払いのためにも元請企業の資金繰りをサポートすることが大切。

99

地域建設業経営強化融資制度の概要

- 地域建設業経営強化融資制度とは、中小・中堅元請建設企業が、公共工事等の工事請負代金債権を担保に事業協同組合等又は一定の民間事業者から**出来高に応じて融資を受けられる**制度。
- また、未完成部分の施工に要する資金については、前払金の支払を受けている場合、金融機関から融資を受ける際に保証事業会社の金融保証を受けることが可能。
- 建設業の**資金調達の円滑化支援**として、H20.10.17に国が制度を創設。
- 次の要件を満たしている場合、融資事業者の出来高査定を受けただうえで、融資を受けることが可能。
 - 工事の進捗出来高が請負金額の2分の1以上に達していること
 - 発注者による工事請負代金の債権譲渡の承諾を受けていること
 - 低入札価格調査の対象工事ではないこと

発注者のメリット

- 中小・中堅元請建設企業に対する**新たな金融支援策の提供**が可能。
- 零細な元請建設企業の**資金繰りの安定化**、元下間の請負代金支払・労働者に対する**賃金支払に関するトラブルの抑制**などにより、**適正な施工に寄与**。

建設企業のメリット

- 工事請負代金債権が担保となる為、保証人・不動産を担保とすることなく、**新たな資金調達手段の確保**が可能。
- 資材業者、下請業者、労働者等に対する速やかな支払並びに現金での支払が円滑となり、**関係事業者間における信用力の向上、労使関係の安定化**につながるとともに、法令遵守の観点からも適切な対応。
- 地域建設業経営強化融資制度を利用した借入金については、経営事項審査の経営状況分析における「負債回転期間」の負債合計から控除することが認められており、**経営事項審査において利点**。

100

地域建設業経営強化融資制度の導入状況

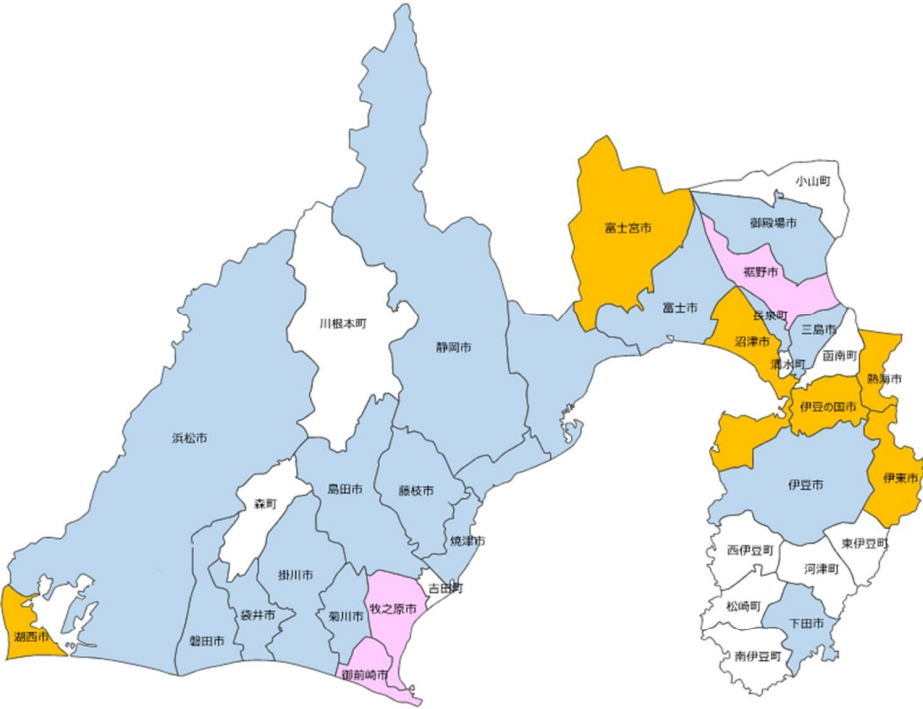
中部地方整備局管内の自治体164団体のうち、**125団体(全体の76%)**が地域建設業経営強化融資制度を導入済み

地域建設業経営強化融資制度普及状況

導入状況	導入済みの自治体								
岐阜県内 (36/43) 83.7%	岐阜県	岐阜市	羽島市	各務原市	山県市	瑞穂市	本巣市	大垣市	海津市
	関市	美濃市	郡上市	美濃加茂市	可児市	多治見市	瑞浪市	土岐市	中津川市
	恵那市	下呂市	高山市	飛騨市	岐南町	笠松町	北方町	養老町	垂井町
	関ヶ原町	神戸町	輪之内町	安八町	揖斐川町	八百津町	白川町	御嵩町	白川村
静岡県内 (25/36) 69.4%	静岡県	静岡市	浜松市	沼津市	熱海市	三島市	富士宮市	伊東市	島田市
	富士市	磐田市	焼津市	掛川市	藤枝市	御殿場市	袋井市	下田市	裾野市
	湖西市	伊豆市	御前崎市	菊川市	伊豆の国市	牧之原市	長泉町		
愛知県内 (40/55) 72.7%	愛知県	名古屋市	豊橋市	岡崎市	一宮市	瀬戸市	半田市	春日井市	豊川市
	碧南市	刈谷市	豊田市	安城市	西尾市	蒲郡市	犬山市	常滑市	江南市
	小牧市	稲沢市	新城市	東海市	大府市	知多市	知立市	尾張旭市	高浜市
	岩倉市	豊明市	田原市	愛西市	弥富市	みよし市	あま市	長久手市	扶桑町
	美浜町	設楽町	東栄町	豊根村					
三重県内 (24/30) 80.0%	三重県	津市	四日市市	伊勢市	松阪市	桑名市	鈴鹿市	名張市	尾鷲市
	亀山市	鳥羽市	熊野市	志摩市	伊賀市	朝日町	川越町	多気町	玉城町
	度会町	大紀町	南伊勢町	紀北町	御浜町	紀宝町			

※ 赤字は令和6年4月1日以降に制度を導入した自治体。

(令和7年4月30日現在 東日本建設業保証(株)調べ)



毎年、未導入団体に個別訪問して導入を依頼してきたところです。今年度も、未導入団体を訪問します。
未導入団体が少なくなってきましたので、個別訪問がない団体においても、導入を検討してください。

* 導入にあたっての事務作業としては「地域建設業経営強化融資制度取扱要領」の策定、庁内決裁かと存じますが、「取扱要領」のサンプルを提供しますので、お気軽に中部地方整備局 建設産業課にご相談ください。

	市町村数	導入済	未導入
市	23	23	0
町	12	1	11
村	0	0	0
合計	35	24	11

(令和7年4月30日現在 東日本建設業保証(株)調べ)